

平成21年度第1回鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成21年8月25日（火）

午後1時30分から

場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

- 1 開会
- 2 任命辞令の交付
任期満了に伴い、全員に任命辞令の交付
次の交代委員以外はすべて再任
交代委員 福祉関係委員 前 宮崎 實男 小松原正春
農業関係委員 前 白石 修二 梶栗 文一
教育関係委員 故 薦野 君由 末永 清
企業関係委員 故 榊原 紘 田代 昭信
- 3 町長あいさつ
- 4 委員及び専門部会等の紹介
- 5 会長の互選
条例第4条第1項の規定に基づき委員の互選
- 6 会長職務代理者の指名
条例第4条第3項の規定に基づき会長が指名
- 7 会議録署名人の指名
- 8 議事
(1) 第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について
(2) 公営企業中期経営計画の取組状況について
(3) その他
- 9 閉会

【配布資料】

鞍手町行財政改革推進委員会次第

- 資料1 鞍手町行財政改革推進委員会委員名簿
- 資料2 鞍手町行財政改革推進本部構成
- 資料3 第4次行財政改革の進捗状況報告についての基本的な考え方
- 資料4 第4次行財政改革進捗状況報告書
- 資料5 第4次行財政改革 Check Actionシート（評価点検及び見直し）
- 資料6 第4次行財政改革集中改革プラン 効果額一覧表
- 資料7 中期経営計画に基づく取り組みの進捗状況報告書
- 資料8 鞍手町行財政改革推進委員会設置条例
- 資料9 鞍手町行財政改革推進委員会設置条例施行規則
- (別添) 第4次行鞍手町財政改革集中改革プラン
中期経営計画（水道事業、下水道事業、病院事業、介護老人保健施設事業）

鞍手町行財政改革推進委員会委員構成(平成21年8月25日現在)

	選出区分	委員名	選出枠
1	議会関係委員	鞍手町議会 岡崎邦博	団体推薦 8名
2	議会関係委員	鞍手町議会 香原 暹	
3	地域自治関係委員	鞍手町区長会 小川和男	
4	農業関係委員	鞍手町農業委員会 梶栗文一	
5	商工業関係委員	鞍手町商工会 許斐英幸	
6	ボランティア関係委員	鞍手町ボランティア連絡協議会 有松弘美	
7	福祉関係委員	鞍手町社会福祉協議会 小松原正春	
8	教育関係委員	鞍手町教育委員会 末永 清	
9	企業関係委員	鞍手工業団地協同組合 麻生秀生	指名 5名
10	企業関係委員	藤井精工株式会社 藤井福吉	
11	企業関係委員	株式会社ニッショウテクノス 田代昭信	
12	女性委員	民生児童委員 武谷位千子	
13	女性委員	鞍手町男女共同参画ネット 小島美智子	
14	公募委員	町民 亀井 滋	公募 2名
15	公募委員	町民 五百路恵美子	
計15名			

選出枠と定数配分について

推薦	町議会との両輪で十分な理解を得ながら進める必要があるため議会関係委員を2名、日常的に町行政との関係の深い団体として、地域自治関係、農業関係、商工関係、ボランティア関係、福祉関係、教育関係の委員を各1名とし、合計8名の推薦枠を設ける。
指名	行政経営の視点からの見直しが必要であることから企業関係委員を3名、委員会への女性の参画率に配慮して女性委員を2名とし、合計5名の指名枠を設ける。
公募	推薦及び指名によらない一般町民の視点での建設的な意見を取り入れるため、2名の公募枠を設ける。

平成21年度 鞍手町行財政改革推進本部 構成

平成21年4月1日現在

本部長	町長	柴田好輝
副本部長	副町長	古野和雄
本部員	会計管理者 (兼会計収納対策課長)	田中正一
〃	企画財政課長	本松吉憲
〃	税務住民課長	熊井照明
〃	保険健康課長	松尾保則
〃	福祉人権課長	松澤守
〃	農政環境課長 (兼農業委員会事務局長)	原繁幸
〃	建設課長	梶栗英正
〃	上下水道課長	吉田正行
〃	議会事務局長	長友浩一
〃	教育課長	平瀬研一
〃	町立病院事務局長	中野真路

事務局

行財政改革特別対策推進室長 (総務課長)	阿部哲
〃 室長補佐	篠原哲哉
〃 担当	長浦良

第4次行財政改革の進捗状況報告についての基本的な考え方

1 進捗状況報告についての基本的な考え方

各項目を次の6区分に分類し、住民にわかりやすい説明を前提に、前年度決算状況や当該年度予算の措置状況などの具体的な内容からまとめ報告する。添付資料がある場合も、同様のことに十分配慮して作成する。

(1) 実施済みの項目

実施結果を報告するものとする。

目標への到達状況を報告するものとする。

目標数値を定めていたものは、金額等の具体的な数値を用いながら、目標への到達率を報告するものとする。

実施済みであるが、実施結果が芳しくなく、目標への到達率が低い場合などは、その理由を示すとともに、今後の取り組みについて見直し等の方向性を報告するものとし、必要があれば新たな個票を追加するものとする。

目標に到達した場合は、更に高い目標設定が可能かどうか検討してその方向性を報告するものとし、必要があれば新たな個票を追加するものとする。

(2) 実施中の項目

実施状況を報告するものとする。

目標への到達状況を報告するものとする。

目標数値を定めていたものは、金額等の具体的な数値を用いながら、現時点での目標への到達率を報告するものとする。

実施中の状況が芳しくなく、このままでは目標への到達が見込めないと推察されるものについては、その理由を示し、必要があれば取り組み内容の見直しの方向性を報告するものとする。

(3) 実施期間前の項目（検討期間中を除く。）

実施のための準備として行っていることがあれば報告するものとする。

(4) 検討済みの項目

検討結果を報告するものとする。

検討の結果、実施することとした項目については、新たな個票を調整し、これによって内容を報告するものとする。

検討の結果、実施しないこととした項目については、その理由を報告するものとする。

(5) 検討中の項目

検討経過を報告するものとする。

検討が停滞している場合は、停滞している理由、課題や問題となっていることの内容を報告するものとする。

検討期限よりもかなり前に検討済みとなりそうな場合は、検討後の予定を報告するものとする。

予定していた検討期間を超え、更なる検討期間を要することとなりそうな場合は、その理由を示すとともに、見直し後の検討期間を報告するものとする。

(6) 検討期間前の項目

検討のための準備として行っていることがあれば報告するものとする。

2 進捗率についての考え方

平成17年度から平成21年度までの計画期間（5年間）における最終目標（数値目標を定めている場合はその数値）への到達度をパーセンテージで報告するものとする。

数値目標（実施割合等の率、効果額等の金額など）を定めている場合

プラン（個票又は付属資料）に掲げた現状の数値（平成16年度又は平成17年度実績）から最終目標数値への到達度を、初年度から当該実施年度までの進捗率として毎年度終了後に報告する。

また、当該実施年度において、既に予算措置を行っているものは、予算執行後の到達率の50%を進捗率に合算して計上する。

数値目標を定めていない場合

下記の区分により、初年度から当該実施年度までの進捗率を毎年度終了後に報告する。

進捗率（％）の目安	検討あるいは計画や方針策定の進捗率	検討結果あるいは策定した計画や方針に基づく具体的取り組みの進捗率
-	検討期間前、実施期間前	実施期間前
0	未着手	未着手
20	着手したが、まだ情報収集中など、具体的な検討や策定の取り組みに至っていない段階	着手したが、予算措置、例規の整備、関係機関との調整など、実施に向けた条件整備等を行っている段階
40	検討あるいは策定がまだ半分も終わっていない段階	具体的な取り組みを開始したが、まだ効果の創出に至っていない段階
60	検討あるいは策定の半分以上が終わっている段階	多少効果が見え始めた段階
80	検討あるいは策定がほぼ完了しているが、公表するには不十分な段階	一定の効果を生み出しているが十分とは言えない段階
100	検討結果あるいは策定した計画や方針を公表、実施できる段階	十分な効果を生み出している段階

3 効果額についての考え方

効果額は、基本的には収入の増加額及び支出の削減額と捉えられるが、複数年度にわたる計画において、場合によっては条件整備等の支出の増加により、一時的にマイナスとなる年度も考えられる。

効果額欄に記載する金額について

前年度実績における、支出の削減額、収入の増加額及び支出の増加額を合計し、計画期間内の実績に合算したものを効果額として報告する。

予算措置により当該年度中に見込まれる効果額について

改革項目の実施に係る当初予算又は補正予算における措置によって、当該年度中に見込まれる効果額を、具体的取組内容欄に見込まれる効果額として報告する。これは、言い換えれば、当該年度における数値目標と見なすことができるものである。

第4次行財政改革 進捗状況報告書

第4次鞍手町行財政改革集中改革プランにつきましては、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間としていますが、今年度はその最終年度を迎えています。

また、昨年度は、推進委員会を開催することができませんでしたので、今回の報告は、平成19年度及び平成20年度の取組状況を中心に、これまでの4年間の取組みと、本年度末の最終的な累積効果額の見込みについて概略を報告させていただきます。

各項目の取組みの詳細についてのご質問やご意見などは、すべて報告後にお受けしますので、よろしくお願いいたします。

資料5 第4次行財政改革 Check Action シートと、資料6 効果額一覧表を合わせてご覧下さい。

改革項目の連番1から6までについては、歳入増加の取組みを掲げています。

連番1から3の「税及び使用料・手数料等の収納率の向上」の取組みでは、平成18年度は10,827千円の効果が出ましたが、平成19年度の国の三位一体改革に伴う税源移譲による未納額の増加や、平成20年中途からの急激な景気の後退に伴う所得の減少等の影響もあり、結果的に町民税及び国民健康保険税の滞納額が増加し、連番2の「滞納処分等」を実施しているものの、累積効果額は9,533千円と数値目標に対しての進捗率は平成20年度までで2.47%という厳しい状況となりました。

しかし、連番4「保育料の改定」での累積効果額は7,681千円、進捗率は94%、連番5「公共施設使用料の見直し」での累積効果額は2,331千円、進捗率は80%と目標数値に向かって順調に効果をあげています。

また、連番6の「企業誘致の促進と未利用地の処分」による財源確保の取組みでは、町有地4箇所、民有地7箇所の「企業立地ガイド」を作成し、企業セミナーなどで関係機関への働き掛けを行っており、福岡県の東京事務所企業誘致アドバイザーの支援を受け情報収集に努めていますが、まだこれからという状況です。

なお、未利用地の処分として売り払った普通財産は、平成19年度は6筆、面積901.46㎡、金額5,042千円、平成20年度は3筆、面積184.59㎡、金額2,247千円です。

改革項目の連番7から12までについては、歳出削減の取組みを掲げています。

連番7の「各種補助金の見直し」では、平成19年度に21,162千円、平成20年度に8,825千円の効果額が出ており、累計では29,987千円となり、進捗率は83%となっています。

また、連番8と9の「人件費の見直し」では、定年退職者のほか早期退職者が見込

み数以上あったため、退職者不補充等による累積効果額は目標数値を大幅に上回っています。最終的な累積効果額は、約350,000千円、進捗率は200%を超える見込みとなっています。

特別職についても三役給与の特例措置による減額が行われ、最終的な累積効果額は、約124,000千円、進捗率は約116%が見込まれます。

連番10の「公共事業の抑制」では、最終的な累積効果額は706,972千円、進捗率115%が見込まれますが、連番12の「投資的経費の削減」においては、継続事業及び緊急を要する事業のみを精査し予算計上して、今年度末の最終的な累積効果額は、約79,000千円、進捗率は約90%が見込まれます。

連番11の「敬老祝金の支給対象者の見直し」については、平成17年度時点での推計と実際の80歳以上人口の推移に開きが生じたので、平成19年度に支給対象者の推計数を見直し、効果額の目標数値も変更しましたので、個票を差し替えました。最終的な累積効果額は、約16,000千円、進捗率は約106%が見込まれます。

連番13から16までは、事務事業の見直しに関する項目です。

連番13の「職員提案制度の導入」においては、4年間で31件の提案があり、講演会などの講師料の支払方法の見直し、各種宣伝媒体の作成、職員旅費の見直しの提案などは、財政的效果に繋がっています。

講師料については外税方式から内税方式に変更し、平成19年度と平成20年度の2年間で418千円の削減、また、各種宣伝媒体の作成では、広報誌に有料広告の掲載を開始し2年間で200千円の増収、さらに、平成20年4月からは、マイカー出張における旅費の改定の提案を実施に移し726千円の削減効果があり、累積効果額は1,344千円となりました。

連番14の「決裁規程の見直し」による課長への決裁権限の一部委譲などの取組みや、連番15の「事務処理の一元化」については、公金横領事件の問題もあり、当面、実施を見送っている状況ですが、グループ制の定着や人事異動による影響等を考慮しながら、チェック機能の強化など再発防止対策にも配慮して再検討を行います。

連番16の「電算システムの活用促進」については、4年間で200件以上の要望が各課から寄せられ、電算班が逐次対応して、事務の効率化を図ってきています。

連番17の「行政評価の導入」は、職員の手による制度設計及び運営を図って、平成19年度から取組みを開始し、試行を経て、本年度からは、専門家の支援を受け、その確立と定着に向けての取組みを本稼動することとしています。評価結果の活かし方が、今後の行財政運営にとって非常に重要になります。

連番18から21までの、「行政サービスの向上」に関する項目では、連番19の「住民にわかりやすい案内図やサインの設置」を機構改革に合わせて行い、連番20の「申請手続きの改善」では、印鑑証明書（交付申請、再交付申請、改印・廃棄申請）住民票と戸籍、転入・転出（国民健康保険、国民年金、水道、し尿、児童手当）異動申請について、平成18年4月1日より一元化を実施しました。また、連番21の「時間外窓口の設置」については、税務住民課・会計収納対策課・教育課（中央公民館関係）で実施しています。

時間外窓口の利用件数を、連番21の資料で見ますと、平成18年度は税務・住民関係では365件でしたが、平成19年度は700件、平成20年度は598件の利用がありました。また、会計収納対策課では平成19年度は343件、平成20年度は633件、教育課では平成19年度は16件、平成20年度は24件の利用がありました。平成20年度の総利用件数は1,255件で、前年度より196件増えています。

平成21年度は連番18の「住民ニーズの把握」のため、行政評価に関連した無作為抽出1,000世帯を対象に、住民の意識調査を実施する予定です。

連番22から24までの、「協働」に関する項目では、平成19年度に出前講座に代わる町政懇談会を実施しましたが、平成21年度には行政評価の内部評価の結果を公表することにより、連番22の「行政情報の公表・公開」に務めることとしています。

また、連番23の「住民参画の推進」については、必要に応じて審議会等の委員の公募を行っており、連番24の「住民団体の育成・支援」に関しては、助成事業を活用して、コミュニティ事業2団体が立ち上がっている状況があります。

連番25から33までの「組織機構」に関する項目では、平成18年10月1日付で、連番27で掲げていました会計と特別収納対策の事務を所掌する会計収納対策課を設置したほか、連番25の「課室局の統廃合」とあわせて連番26の「グループ制の導入」を平成20年4月から完全実施しました。

また、連番28から32では、連番28の「業務量に応じた適正配分」の取組みについては、「課室局の統廃合」と「グループ制の導入」に伴い事務分掌を見直し、連番31の「異動希望自己申告制度の導入」や連番32の「昇格資格試験制度の導入」を行って、「職員配置の適正化」にも努めてきました。

平成17年4月現在の普通会計職員156名を138名に、18名（11.5%）の減員を図ることとしていた目標に対し、平成21年4月1日現在の普通会計職員数は131名となり、目標を上回る25名（16.0%）の減員となりました。

なお、連番29の「収入役を置かない事務体制の構築」については、収入役の任期

満了後は、職務代理者で対応しましたが、平成19年4月1日から収入役廃止及び会計管理者の設置に係る改正地方自治法が施行されましたので、一般職の会計管理者を設置し、職務代理者からの移行を行いました。

連番30の「女性職員の管理職登用」は、連番32の「昇格試験制度」の導入により門戸を開いています。班長職への昇格試験では、平成19年度に女性職員から1名の合格者がありましたが、平成20年度は女性職員の受験者はありませんでした。本年4月から施行しました鞍手町男女共同参画推進条例の主旨も踏まえ、今後も性別を問わず管理職登用の機会を設けていくこととしています。

連番33の「附属機関の見直し」については、審議会等の委員については必要に応じて公募を行い、住民参画を推進しています。

連番34と35の「職員」に関する項目では、平成18年10月に鞍手町人材育成基本方針を策定し、その基本方針の実施計画に基づき、「異動希望自己申告制度の導入」や「昇格資格試験制度の導入」にも取り組んできました。

また、平成19年度には、地方税の滞納処分や処理について高度な知識や技能を修得するため、福岡県市町村税務職員実務研修に職員を派遣し、さらに、地方公務員法に関するより高度な知識の習得のため、福岡県市町村職員研修所の「研修講師養成派遣研修」を利用し、町の負担なく中央研修所（市町村アカデミー）に1名の派遣を行うことができましたが、平成20年度は人事交流・派遣研修に係る取組みはありませんでした。

連番36と37の施設の「管理」に関する項目では、22件の工事を平成19年度から23年度までの5年間に振り分け、年度ごとに優先順位を付して施設改善計画を策定しましたが、厳しい財政事情から、実施済みについては現在までのところ5か所です。着手できなかった事業につきましては、平成21年度以降の計画に繰り越しています。

また、「利用申請等の改善」につきましては、文化体育施設は、指定管理者制度の導入に至らなかったため、平成20年度より毎週木曜日、午後7時まで窓口延長し対応していますが、時間外の窓口利用者は少なく、一部の団体に限られているため、窓口延長の必要性は低いと判断しています。また、総合福祉センターの勤労者ふれあい棟は、自動券売機を設置し、飛び込みの利用ができるよう改善しました。

連番38から42までの「指定管理者制度の導入」では、鞍手町葬斎場と鞍手衛生センターは平成18年10月から、大谷自然公園は平成19年7月から、総合福祉センターは平成20年4月から指定管理者制度を導入し、一定の効果を出しています。

累積効果額は、総合福祉センターでは平成20年度に6,141千円、大谷自然公園では1年9か月間に309千円、鞍手町葬斎場では2年6か月間で2,432千円、

鞍手衛生センターでは2年6か月間で11,101千円と、順調に成果をあげています。

文化体育総合施設については、1社の応募がありましたが効果が見込めず、「指定管理者制度の導入」には至りませんでした。業務を個別に見直し、中央公民館の住込みの管理人については廃止して機械警備へ移行、体育施設の監視人（臨時職員）については業者委託へ移行、清掃業務委託については清掃員3人を2人に削減、さらに、長谷別館については住込みの管理人を廃止し、平成20年4月から地元住民と管理委託契約を行って、平成20年度に4,860千円の効果を出しています。

連番43、44の「民間活用」では、連番43の「剣第二・西川第二保育所の民営化の検討」を行い、平成21年3月31日をもって剣第2保育所、西川第2保育所の移管事務を全て終了しました。

また、連番44の「学校給食の民間委託」については、学校給食民間委託導入検討委員会における審議を経て検討を行いました。経費や調理員の面で、現状と比べ大幅な効果が見込めないことから、平成19年4月20日の定例教育委員会で協議した結果、直営で運営していくことと決定しています。

さらに、連番45の「業務委託の見直し」では、平成19年4月から各小中学校、鞍手分校及び古月保育所において用務員委託を廃止し、警備会社への警備委託を開始し、年間に10,793千円の効果が出ています。

連番46と47の学校の「統合、廃止及び用途の見直し」では、平成19年10月に「室木小学校と西川小学校の統合検討委員会」設置のための準備委員会を役場内に立ち上げ、平成20年8月に第1回室木小学校と西川小学校統合についての検討委員会を設置しました。

その後、本年3月までに4回の検討委員会、室木小学校区及び西川小学校区での説明会を開催しており、本年11月までに全9回の検討委員会を開催して、取りまとめを行う予定です。

また、鞍手分校あり方検討委員会における審議の結果では、財政面から見た場合、現在の状況では町財政に大きな影響を与えるような状態とは思われないことや、生徒数の推移も急激な減少傾向ではないことなどから、学校現場教職員が一体となって、今後も特色ある学科・コースや教育課程を編成するよう期待し、「現状では、鞍手分校は存続が望ましい」との結論に至りました。

ただし、今後、生徒数の大幅な減少や施設の大改修が起こることも予想されるため、3年後若しくは5年以内に再度、見直し検討の必要があるという結論となり、教育委員会に提言が行われました。

この提言を受け、平成19年8月22日の臨時教育委員会では、「現時点では存続が望ましいが、今後、分校の運営状況が大きく変わることとなった場合は、改めて廃止について検討が必要」との協議結果になっています。

以上が47改革項目の進捗状況の概要です。

5年間の計画期間における効果額目標は、当初1,436,000千円を見込んでいましたが、実施に向けた取組みを進める中で、当初の見込み以上の効果が見込まれる項目があったことなどから、目標数値を見直したものがあり、現時点での効果額目標は1,530,399千円に修正しています。

効果額目標に対しての、平成20年度までの4年間の累積効果額は1,019,693千円、到達率は66.63%となっています。

また、平成21年度中に見込んでいます効果額から現時点で推計しますと、本年度末の最終的な累積効果額はおよそ1,404,719千円、到達率はおよそ91%が見込まれます。

また、連番6の「企業誘致の促進と未利用地の処分」で、2年間に7,289千円や連番13の「職員提案制度」による取組みで、1,344千円の効果額が出ていますが、元々目標額を定めていなかった項目ですので、合計8,633千円の効果額については、1,530,399千円の目標額に対する累積効果額には含めていません。

トータルだけを見ますと、およそ91%の到達率が見込まれますが、100%をかなり上回る効果が出ている項目もあれば、ほとんど効果が出ていない項目もあります。特に、収納率の向上に関する取組みは、極めて厳しい状況です。

最終年度であります今年度は、できるだけ効果創出に努め、今後の行財政改革の取組みも視野に入れながら、この5年間の成果と課題を検証する必要があると考えています。

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

1

■ 数値目標

385,986千円

■ 具体的改革項目 目標収納率の設定

■ 現在までの累積効果額

9,533千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要												
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額										
平成 17 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設課、福祉課、学校教育課	実施中	0%	—						
	具体的取組内容 (H18年6月末)		実施概要では、現年度分収納率を100%、現に収納率の低いものについては最低98%を目標とし、滞納分については16年度実績の50%アップを目標としています。その実現のため、各種研修会に積極的に参加し、収納強化に取り組んでいる他市町の状況等を調査するなど、収納強化に向けての準備に取り組んでいます。また、税務課窓口を毎週木曜日に午後7時まで延長し、利便性の向上を図ることにより収納率向上に少しでもつながるように努めています。 (資料2-①添付：平成17年度分収入状況一覧表)																										
平成 18 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	財政	税務課、会計収納対策課、保険課、建設課、福祉課	実施中	3%	10,827千円			10,827千円			
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年10月より、滞納者への対策として会計収納対策課を設置し、税に対する差押えや住宅家賃に対する退去勧告など収納強化に取り組んでいます。また、収納率向上のため、税務課窓口及び会計収納対策課窓口を毎週木曜日に午後7時まで延長し、利便性の向上を図ることにより収納率向上に少しでもつながるように努めています。平成18年度では10,827千円の効果がありません。 (資料添付：主な収入状況一覧表)																										
平成 19 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	財政	税務課、会計収納対策課、保険課、建設課、福祉課	実施中	2%	-1,510千円			-1,510千円			
	具体的取組内容 (H20年5月末)		平成18年10月より、滞納者への対策として会計収納対策課を設置し、税に対する差押えや住宅家賃に対する退去勧告など収納強化に取り組んでいます。また、県に税務職員を6ヶ月間派遣を行い、収納対策の研修及び実践を行いました。県との合同により差押え16件(内訳は預貯金14件、給与1件、軽自動車1件)を実施しました。しかし、三位一体改革に伴い国税の所得税から住民税に税源移譲されたことから未納額が増加し、このことから平成19年度では1,510千円の減額効果となりました。 (資料添付：主な収入状況一覧表)																										
平成 20 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	財政	税務住民課、会計収納対策課、保険健康課、建設課、福祉人権課	実施中	2%	216千円			216千円			
	具体的取組内容		平成19年度の国の三位一体改革に伴う、国税の所得税から地方税の住民税に税源移譲されたことや、平成20年中途の急激な景気の後退による所得の減少等の影響もあり、主に町民税及び国民健康保険税の滞納額の増により、平成16年度と比較して平成20年度では216千円の増額となっています。 (資料添付：主な収入状況一覧表)																										
平成 21 年度																													
	具体的取組内容																												

主な収入状況一覧表 (平成20年度実績 平成21年5月末現在)

単位：千円

現年度分

項 目	平成20年度				
	調定金額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	未収額 D	徴収率% E (B/A)
町民税 (県民税除く)	856,213	832,513		23,700	97.23%
固定資産税	837,242	818,425		18,817	97.75%
軽自動車税	37,173	34,760		2,413	93.51%
国民健康保険税	418,960	391,650		27,310	93.48%
住宅家賃	55,137	52,066		3,071	94.43%
保育料	74,164	73,388		776	98.95%
現年度分 計	2,278,889	2,202,802		76,087	96.66%

16年度 徴収率% F
97.96%
97.29%
94.97%
94.36%
90.35%
98.38%
96.68%

差引徴収率 % (20-16) G (E-F)
-0.73%
0.46%
-1.46%
-0.88%
4.08%
0.57%
-0.02%

効果額 (A × G)
-6,250
3,851
-543
-3,687
2,250
423
-3,956

年度別効果額

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
-1,513	-6,627	-6,250		-14,390
2,431	969	3,851		7,251
-7	-449	-543		-999
3,784	-1,603	-3,687		-1,506
2,156	2,044	2,250		6,450
877	389	423		1,689
7,728	-5,277	-3,956	0	-1,505

滞納分

項 目	平成20年度				
	調定金額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	未収額 D	徴収率% E (B/A)
町民税 (県民税除く)	71,892	9,010	6,475	56,407	12.53%
固定資産税	111,951	11,528	9,791	90,632	10.30%
軽自動車税	6,391	1,195	638	4,558	18.70%
国民健康保険税	151,132	15,326	19,426	116,380	10.14%
住宅家賃	10,420	2,168		8,252	20.81%
保育料	3,695	474	0	3,221	12.83%
滞納分 計	355,481	39,701	36,330	279,450	11.17%

16年度 徴収率% F
14.48%
8.06%
17.41%
8.33%
18.49%
12.63%
9.81%

差引徴収率 % (20-16) G (E-F)
-1.95%
2.24%
1.29%
1.81%
2.32%
0.20%
1.36%

効果額 (A × G)
-1,402
2,508
82
2,735
242
7
4,172

年度別効果額

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
-1,515	3,350	-1,402		433
5,307	2,799	2,508		10,614
-25	-945	82		-888
-3,186	-2,064	2,735		-2,515
2,326	636	242		3,204
192	-9	7		190
3,099	3,767	4,172	0	11,038

効果額合計	216
-------	------------

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
10,827	-1,510	216	0	9,533

参考：現年度分

項 目	調定金額	収入済額	不納欠損額	未収額	徴収率%
水道使用料	286,055	282,412		3,643	98.73%
下水道使用料	42,880	42,802		78	99.82%
学校給食費	63,420	63,273		147	99.77%

16年度 徴収率%
99.30%
100.00%
99.04%

差引徴収率 %
-0.57%
-0.18%
0.73%

効果額
-1,631
-77
463

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
-241	-1,171	-1,631		-3,043
-7	-212	-77		-296
358	417	463		1,238

参考：滞納分

項 目	調定金額	収入済額	不納欠損額	未収額	徴収率%
水道使用料	3,469	3,217		252	92.74%
下水道使用料	61	58		3	95.08%
学校給食費	10,195	285		9,910	2.80%

16年度 徴収率%
72.64%
—
5.45%

差引徴収率 %
20.10%
—
-2.65%

効果額
697
—
-270

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
410	457	697		1,564
—	—	—		0
97	-173	-270		-346

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

2

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 滞納処分の強化や民事手続の実施

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額
	●	●	●	●	●	●	●	●											
平成17年度	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設課、福祉課、下水道課、学校教育課	実施中	20%	—				
	具体的取組内容 (H18年6月末)		平成18年2月1日に収納対策プロジェクトチームを発足し、現在、特別収納対策課に引き継ぐための基準づくり及び悪質滞納者のリストアップに取り組んでいます。																
平成18年度	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	財政	税務課、会計収納対策課、保険課、建設課、福祉課	実施中	60%	—				
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年10月より、滞納者への対策として会計収納対策課を設置しました。毎月月初めには税を中心とした徴収対策会議を開催し、また中旬には家賃や保育料等を含めた収納対策会議を開催して、徴収に対する研修や情報交換を行い徴収率の向上にむけ取り組んでいます。平成19年4月末までの町税の差し押さえ件数は7件、1,462千円に対して1,056千円を換価し、残り236千円は分割納付としております。また、町営住宅の滞納に対して明け渡し訴訟1件を行っています。																
平成19年度	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	財政	税務課、会計収納対策課、保険課、建設課、福祉課	実施中	60%	—				
	具体的取組内容 (H20年5月末)		平成19年度には町税23件(内、県との合同分16件)滞納額7,097千円に対して給料1件、軽自動車1件、預金21件の差押えを行い1,054千円を換価しました。残りは分割納付としております。また、保育料1件滞納額130千円に対し預金1件の差押えを行い10,778円を換価しました。また、町営住宅の滞納に対して明け渡し強制執行2件を行っています。																
平成20年度	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	財政	税務住民課、会計収納対策課、保険健康課、建設課、福祉人権課	実施中	60%	—				
	具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年度は公金横領事件の発覚の影響により、滞納処分は各課で対応いたしました。税務住民課では町税6件、滞納額4,413千円に対して、預金6件の差押えを行い253千円を換価しました。残りは分割納付としております。また、町営住宅の滞納に対しての明け渡し等の強制執行は行っていません。																
平成21年度																			
	具体的取組内容																		

主な収入の口座振替率一覧表 (平成20年度実績 平成21年3月現在)

項 目	平成20年度 (平成21年3月)		
	総件数	振替件数	振替率
	A	B	C
町民税 (普通徴収のみ)	3,815	1,188	31.14%
固定資産税	7,041	3,482	49.45%
軽自動車税	7,150	1,218	17.03%
国民健康保険税	3,093	1,230	39.77%
住宅家賃	474	159	33.54%
保育料	320	267	83.44%
水道使用料	6,716	6,010	89.49%
下水道使用料	1,260	1,188	94.29%
計	29,869	14,742	49.36%

16年度 (平成17年3月)		
総件数	振替件数	振替率%
D	E	F
3,167	869	27.44%
6,975	3,345	47.96%
6,748	1,251	18.54%
3,918	1,628	41.55%
426	150	35.21%
363	231	63.64%
6,786	5,649	83.24%
291	278	95.53%
28,674	13,401	46.74%

口座振替の 伸び率 % (20-16) G (C-F)
3.70%
1.49%
-1.51%
-1.78%
-1.67%
19.80%
6.25%
-1.24%
2.62%

年度別振替率 (目標70%)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
30.09%	29.61%	31.14%	
49.06%	49.47%	49.45%	
17.43%	17.41%	17.03%	
44.97%	46.00%	39.77%	
33.26%	32.98%	33.54%	
65.95%	67.15%	83.44%	
85.36%	85.61%	89.49%	
96.93%	93.44%	94.29%	
47.91%	48.59%	49.36%	

対16年度比伸び率 (目標23.26%増)

1.17%	1.85%	2.62%	
-------	-------	-------	--

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 4 ■ 数値目標 10,998千円
 ■ 具体的改革項目 国基準の90%に改定 ■ 現在までの累積効果額 7,681千円

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要			
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額	
平成 17 年度									●●●●●●●●●●	H19年04月	H22年03月	財政	福祉課	実施期間前	—	—				18.4.7 個票訂正差替 財政的效果 5,518 ↓ 財政的效果10,998
	具体的取組内容 (H18年6月末)		保育料の改定に理解を得られるよう保育サービスを拡充するため延長保育を実施し、休日保育についても、実施に向け予算措置を行っています。																	
平成 18 年度									●●●●●●●●●●	H19年04月	H22年03月	財政	同上	実施中	13%	—				
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成19年度から21年度までの3年間で国基準の90%に到達するように、19年4月分から保育料の改定を実施しています。また、延長保育や休日保育の保育サービスも引き続き実施しています。19年度では、2,831千円の効果が見込まれます。 (資料添付：保育料改定試算表)																	
平成 19 年度									●●●●●●●●●●	H19年04月	H22年03月	財政	同上	実施中	53%	2,863千円		2,863千円		
	具体的取組内容 (H20年5月末)		平成19年度から21年度までの3年間で国基準の90%に到達するように、19年4月分から保育料の改定を実施しました。また、延長保育や休日保育の保育サービスも引き続き実施しています。19年度では、2,863千円の効果がありました。20年度では5,903千円の効果が見込まれます。 (資料添付：保育料改定試算表)																	
平成 20 年度									●●●●●●●●●●	H19年04月	H22年03月	財政	福祉人権課	実施中	94%	4,818千円		4,818千円		
	具体的取組内容 (H21年5月末)		2回目の保育料の改定を実施しました。延長保育や休日保育の保育サービスも引き続き実施しています。20年度では4,818千円の効果がありました。21年度では5,314千円の効果が見込まれます。 (資料添付：保育料改定試算表)																	
平成 21 年度																				
	具体的取組内容																			

保育料改定試算表 (平成21年度に国基準の90%)

※保育料差引効果 児童数はH21年4月を基準として見込 (母子・障害・兄弟等も含む)

年齢区分	階層区分		改定前単価	改定後単価			改定前単価による試算					21年度改定後の徴収額		差引月徴収額		年度別効果額				
	町の基準	国の基準		1年目	2年目	完了	児童数				予定徴収単価	計	予定徴収単価	計	改定後－改定前	差引×12ヶ月	H19年度1年目実績額	H20年度2年目実績額	H21年度3年目見込額	
							基準額徴収	半額	1/10	母子障害等										
3歳児未満	第1階層	第1階層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	第2階層	第2階層	8,000	8,100	8,100	8,100	16	4	0	6	8,000	144,000	8,100	145,800	1,800	21,600	7,920	15,720	21,600	
	第3階層	第3階層	17,000	17,100	17,300	17,500	20	1	0	1	17,000	348,500	17,500	358,750	10,250	123,000	5,520	7,200	123,000	
	第4階層		19,500	18,700	18,100		9	3	3	0	19,500	210,600	17,500	189,000	-21,600	-259,200	-86,400	-173,040	-259,200	
	第5階層	第4階層	26,000	26,200	26,400	27,000	10	5	1	0	26,000	327,600	27,000	340,200	12,600	151,200	16,800	46,080	151,200	
	第6階層		30,000	29,000	28,000		8	2	0	0	30,000	270,000	27,000	243,000	-27,000	-324,000	-156,000	-384,000	-324,000	
	第7階層	第5階層	40,000	40,000	40,000	40,000	1	2	2	0	40,000	88,000	40,000	88,000	0	0	0	0	0	0
	第8階層		41,600	41,000	40,500		3	2	0	0	41,600	166,400	40,000	160,000	-6,400	-76,800	-69,120	-79,200	-76,800	
	第9階層	第6階層	45,600	48,700	51,800	54,900	2	3	0	0	45,600	159,600	54,900	192,150	32,550	390,600	487,320	788,640	390,600	
	第10階層		58,600	63,000	67,400		72,000	0	1	0	0	58,600	29,300	72,000	36,000	6,700	80,400	132,000	105,600	80,400
3歳児未満 計							98人					1,744,000		1,752,900	8,900	106,800	338,040円	327,000円	106,800円	
3歳児	第1階層	第1階層	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	第2階層	第2階層	6,000	5,800	5,600	5,400	5	0	1	2	6,000	30,600	5,400	27,540	-3,060	-36,720	-10,800	-40,800	-36,720	
	第3階層	第3階層	14,000	14,200	14,400	14,800	1	1	0	1	14,000	21,000	14,800	22,200	1,200	14,400	7,200	9,600	14,400	
	第4階層		16,500	15,800	15,300		3	2	0	0	16,500	66,000	14,800	59,200	-6,800	-81,600	-37,800	-151,200	-81,600	
	第5階層	第4階層	23,000	23,400	23,800	24,300	5	4	0	0	23,000	161,000	24,300	170,100	9,100	109,200	16,800	14,400	109,200	
	第6階層		25,280	24,900	24,600		4	6	0	0	25,280	176,960	24,300	170,100	-6,860	-82,320	-34,200	-89,760	-82,320	
	第7階層	第5階層	25,280	29,200	33,200	37,300	3	3	0	0	25,280	113,760	37,300	242,450	78,130	937,560	493,920	950,400	937,560	
	第8階層		25,280	29,500	33,800		38,200	2	0	0	0	25,280	50,560	38,200	271,220	91,732	1,100,784	253,200	1,226,880	1,100,784
	第9階層	第6階層	25,280	29,500	33,800	38,200	5	4	1	0	25,280	179,488	38,200	271,220	6,460	77,520	101,280	204,480	77,520	
	第10階層		25,280	29,500	33,800		38,200	0	1	0	0	25,280	12,640	38,200	19,100	6,460	77,520	101,280	204,480	77,520
3歳児 計							57人					812,008		981,910	169,902	2,038,824	789,600円	2,124,000円	2,038,824円	
4歳児以上	第1階層	第1階層	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	第2階層	第2階層	6,000	5,800	5,600	5,400	17	5	0	16	6,000	117,000	5,400	105,300	-11,700	-140,400	-16,800	-91,200	-140,400	
	第3階層	第3階層	14,000	14,200	14,400	14,800	7	0	0	1	14,000	98,000	14,800	103,600	5,600	67,200	24,000	33,600	67,200	
	第4階層		16,500	15,800	15,300		17	3	0	0	16,500	305,250	14,800	273,800	-31,450	-377,400	-96,600	-360,000	-377,400	
	第5階層	第4階層	23,000	23,400	23,800	24,300	3	2	0	0	23,000	92,000	24,300	97,200	5,200	62,400	67,200	81,600	62,400	
	第6階層		25,280	24,900	24,600		15	1	0	0	25,280	391,840	24,300	376,650	-15,190	-182,280	-100,320	-130,560	-182,280	
	第7階層	第5階層	25,280	27,700	30,200	32,700	7	5	0	0	25,280	240,160	32,700	621,300	140,980	1,691,760	1,103,520	1,741,680	1,691,760	
	第8階層		25,280	27,700	30,200		32,700	8	3	0	0	25,280	240,160	32,700	686,700	155,820	1,869,840	696,960	974,160	1,869,840
	第9階層	第6階層	25,280	27,700	30,200	32,700	20	2	0	0	25,280	530,880	32,700	686,700	14,840	178,080	58,080	118,080	178,080	
	第10階層		25,280	27,700	30,200		32,700	2	0	0	0	25,280	50,560	32,700	65,400	14,840	178,080	58,080	118,080	178,080
4歳児以上 計							120人					2,065,850		2,329,950	264,100	3,169,200	1,736,040円	2,367,360円	3,169,200円	
合計							275人					4,621,858		5,064,760	442,902	5,314,824	2,863,680円	4,818,360円	5,314,824円	
											×12月	55,462,296円	×12月	60,777,120円	効果額合計		2,863,680円	4,818,360円	5,314,824円	
													累積効果額(見込)		7,682,040円 (12,996,864円)					

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

5

■ 数値目標

2,925千円

■ 具体的改革項目 施設使用料の有料化及び減免規定の見直し

■ 現在までの累積効果額

2,331千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要											
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額									
平成17年度	▲	▲	▲	▲						H17年11月	H18年10月	財政	社会教育課	検討中	20%	—												
	<p>具体的取組内容 (H18年6月末)</p> <p>現在、減免状況及び無料施設の把握を行っています。また、近隣市町の状況を調査し、10月までに検討結果が出せるように取り組んでいます。</p>																											
平成18年度	▲	▲	▲	▲						H17年11月	H18年10月	財政	教育課	検討済	100%	—					19.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施							
	<p>具体的取組内容 (H19年5月末)</p> <p>検討の結果、中央公民館施設及び体育施設の使用料金について、町外使用者の使用料を10割増、現在無料の町民グラウンドを町外使用者は有料とします。また、減免では各団体によって異なっていた減額率を2分の1に統一しました。ただし、町内の児童・生徒の団体が使用する場合は無料とします。平成19年3月議会において条例等の整備を行い、19年7月より実施することとします。19年度では、797千円の効果が見込まれます。(資料添付：中央公民館及び体育施設使用料等新旧対照表)</p>																											
平成19年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年07月	H22年03月	財政	教育課	実施中	29%	843千円		843千円				
	<p>具体的取組内容 (H20年5月末)</p> <p>19年7月より料金改定を行いました。改正前の18年度と比較して、利用者の減少が懸念されましたが、件数では962件の増、利用金額で843千円の効果がありました。(資料添付：中央公民館及び体育施設使用料一覧表)</p>																											
平成20年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年07月	H22年03月	財政	教育課	実施中	80%	1,488千円		1,488千円				
	<p>具体的取組内容 (H21年5月末)</p> <p>18年度との比較では、25mプール休止の影響(1,255件減)により総件数で421件減少していますが、利用金額では1,488千円の効果がありました。なお、平成21年4月から福祉センターの使用料も改正しています。(資料添付：中央公民館及び体育施設使用料一覧表)</p>																											
平成21年度																												
	<p>具体的取組内容</p>																											

中央公民館及び体育施設使用料一覧表

区分	利用件数	使用料
町立野球場	214	1,259,475
浮洲野球場	101	164,850
テニス場	282	432,896
町民グラウンド	906	447,825
体育館	3,300	2,156,058
武道館	484	124,425
プール	4,210	407,190
弓道場	39	0
公民館	1,775	1,048,126
長谷別館	123	109,038
計	11,434	6,149,883
差し引き効果額		

平成19年度実績額 (7月より改正)		平成20年度実績額		平成21年度		合計
利用件数	使用料	利用件数	使用料	利用件数	使用料	累計効果額
179	1,003,275	225	1,338,225			-177,450
104	185,321	113	217,875			73,496
274	442,209	303	578,557			154,974
813	695,100	748	549,150			348,600
4,246	2,606,673	4,428	2,850,009			1,144,566
379	113,400	381	99,855			-35,595
4,460	437,430	2,955	350,140			-26,810
21	72,223	14	89,136			161,359
1,804	1,297,778	1,733	1,403,893			605,419
116	139,701	113	161,490			83,115
12,396	6,993,110	11,013	7,638,330			2,331,674
962	843,227	-421	1,488,447			

※太字は料金改定施設

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

6

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 企業誘致の促進と未利用地の処分

■ 現在までの累積効果額 7,289千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要									
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額							
平成17年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	財政	総務人権課、産業課、まちづくり対策課	検討中	20%	—										
	具体的取組内容 (H18年6月末) 現在、未利用地の現状を確認しています。整理が出来次第、それぞれにあった活用策を検討することとしています。																									
平成18年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	財政	総務人権課、産業課、まちづくり対策課	検討済	100%	—					19.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施					
	具体的取組内容 (H19年5月末) 検討の結果、室木用地、中山宗春用地、中山鉱害試験地跡用地や小牧用地等の面積の大きい未利用地については、企業や住宅団地の誘致を図ることとし、その他の未利用地については、随時払い下げを行っていくこととします。 現在、企業誘致促進のため、町有地4箇所、民有地7箇所の「企業立地ガイド」を作成し、企業セミナーなどで関係機関へ働き掛けを行っています。平成18年度では、民有地2箇所に鉄鋼業、ユニットハウスメーカーの2社の立地が決定し、着工しています。																									
平成19年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	財政	総務人権課、産業課、まちづくり対策課	実施中	—	5,042千円		5,042千円			
	具体的取組内容 (H20年5月末) 現在、企業誘致促進のため、町有地4箇所、民有地7箇所の「企業立地ガイド」を作成し、企業セミナーなどで関係機関へ働き掛けを行っています。なお、平成19年度中に売却した普通財産は面積901.46㎡、金額5,042千円です。 (資料添付：未利用地売却一覧表)																									
平成20年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	財政	総務課、企画財政課	実施中	—	2,247千円		2,247千円			
	具体的取組内容 (H21年5月末) 自動車産業をはじめとする不況の影響で、企業誘致促進が停滞していますが、引き続き町有地4箇所、民有地7箇所の「企業立地ガイド」により、企業セミナーなどで関係機関へ更なる働き掛けを行っています。また、福岡県の東京事務所企業誘致アドバイザーの支援を受け、情報収集に努めています。なお、平成20年度中に売却した普通財産は面積184.59㎡、金額2,247千円です。 (資料添付：未利用地売却一覧表)																									
平成21年度																										
	具体的取組内容																									

未利用地売却一覧表(普通財産)

平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		累計	
面積(m ²)	金額	面積(m ²)	金額	面積(m ²)	金額	面積(m ²)	金額	面積(m ²)	金額
901.46	5,042,302	184.59	2,246,923					1,086.05	7,289,225

未利用地売却明細

平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
面積(m ²)	金額	面積(m ²)	金額	面積(m ²)	金額	面積(m ²)	金額
40.25	144,900	48.09	533,799				
100.00	125,000	61.70	538,764				
117.29	788,892	74.80	1,174,360				
219.62	109,810						
203.10	1,846,179						
221.20	2,027,521						
901.46	5,042,302	184.59	2,246,923				

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 7

■ 数値目標 36,000千円

■ 具体的改革項目 交付基準に基づく各種補助金の見直し

■ 現在までの累積効果額 29,987千円

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要														
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額												
平成17年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	財政	総務人権課、住民課、保険課、福祉課、産業課、社会教育課、学校教育課	実施期間前	—	—						
	具体的取組内容 (H18年6月末)		現在、審査シートの検討及び基準の作成をしています。また、関係各課に対象団体の17年度決算書及び予算書、事業報告書等の提出を依頼しています。それらに基づいて審査し、継続・縮減・廃止等に分類し各団体に理解を求めていくこととしています。																												
平成18年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	財政	総務人権課、住民課、保険課、福祉課、産業課、教育課	実施中	0%	—						
	具体的取組内容 (H19年5月末)		補助金等交付規則及び補助金等交付要綱を制定し、平成19年4月1日より公布しました。平成19年度においては、補助団体への制度の周知と運用方法を確立するため、弾力的に規則を運用することとして、平成20年度の完全実施に向けて、申請、交付決定、交付、実績報告、交付額の確定などの事務手続きを規定に基づき行っています。																												
平成19年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	財政	総務人権課、住民課、保険課、福祉課、産業課、教育課	実施中	59%	21,162千円	24,386千円			3,224千円		
	具体的取組内容 (H20年5月末)		平成19年度においては、補助団体への制度の周知と運用方法を確立するため、弾力的に規則を運用することとして、平成20年度の完全実施に向けて、補助団体への制度の周知を図っています。平成19年度決算では平成18年度決算と比較して21,162千円の効果がありません。 (資料添付：補助金比較一覧表)																												
平成20年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	財政	総務課、税務住民課、保険健康課、福祉人権課、農政環境課、教育課	実施中	83%	8,825千円	14,028千円			5,203千円		
	具体的取組内容 (H21年5月末)		交付基準に基づき、補助団体へ予算書及び決算書・事業報告書等の提出を求め、補助金交付を実施しています。平成20年度決算では平成18年度決算と比較して8,825千円の効果がありません。今後とも、交付団体の理解を求め、補助金の精査を十分にを行い削減に努めていきます。 (資料添付：補助金比較一覧表)																												
平成21年度																															
	具体的取組内容																														

平成19年度補助金比較一覧表（決算額・平成18年度との比較）

（単位:千円）

No.	款	細節	平成19年度	平成18年度	18/19対比	備考
1	議会費	議会互助会団体保険補助金	97,500	127,500	-30,000	
2	総務費	職員互助事業補助金	1,416,960	1,477,400	-60,440	
3	総務費	直方地区交通安全協会鞍手ブロック補助金	48,000	48,000	0	
4	民生費	身体障害者福祉会補助金	80,000	80,000	0	
5	民生費	宮若市・鞍手郡身体障害者はつらつ運動会補助金	75,000	75,000	0	
6	民生費	町遺族会補助金	64,000	64,000	0	
7	民生費	心身障害者扶養共済掛金補助金	12,150	0	12,150	
8	民生費	原爆被災者の会補助金	25,000	25,000	0	
9	民生費	中国帰国者自立促進協議会補助金	10,000	10,000	0	
10	民生費	社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会補助金	50,000,000	53,080,000	-3,080,000	
11	民生費	老人クラブ補助金	1,392,840	1,396,800	-3,960	
12	民生費	老人クラブ連合会補助金	1,495,964	1,526,960	-30,996	
13	民生費	社会福祉法人軽減制度補助金	0	441,418	-441,418	
14	民生費	放課後児童健全育成事業補助金	4,609,000	4,748,000	-139,000	
15	民生費	部落解放同盟鞍手地区協議会補助金	1,801,000	1,801,000	0	
16	民生費	鞍手町人権・同和教育研究協議会補助金	1,600,000	1,600,000	0	
17	民生費	解放活動団体補助金	1,880,000	1,880,000	0	
18	民生費	病院群輪審判病院事業補助金	4,891,360	4,918,580	-27,220	
19	民生費	地域活動支援センター事業補助金	1,001,000	0	1,001,000	
20	民生費	直鞍地域精神障害者共同作業所運営費補助金	0	454,000	-454,000	
21	衛生費	し尿収集町補助金	5,059,176	5,361,106	-301,930	
22	衛生費	ごみ減量リサイクル推進補助金	3,551,100	4,066,350	-515,250	
23	衛生費	鞍手町生ゴミ処理容器購入費補助金	29,600	30,300	-700	
24	衛生費	小型浄化槽設備整備事業補助金(合併処理浄化槽)	10,821,000	12,993,000	-2,172,000	
25	農林水産業費	農村青少年技術研修補助金	80,000	80,000	0	
26	農林水産業費	農業後継者育成補助金	500,000	500,000	0	
27	農林水産業費	計画転作互助方式推進事業補助金	7,779,285	23,728,833	-15,949,548	
28	商工費	鞍手町商工会補助金	3,600,000	4,350,000	-750,000	
29	商工費	産業まつり補助金	2,000,000	2,000,000	0	
30	商工費	JRバス廃止の伴う代替バス補助金	3,739,220	1,587,500	2,151,720	
31	消防費	地域消防施設等撤去費補助金	0	95,000	-95,000	
32	消防費	防犯灯設置補助金	160,000	275,000	-115,000	
33	教育費	なかよし学級野外生活指導補助金	456,000	459,000	-3,000	
34	教育費	保育所・幼稚園就園奨励補助金	1,971,780	2,121,425	-149,645	
35	教育費	各種大会出場費補助金	1,091,540	1,032,250	59,290	
36	教育費	定時制高校学校教科書代補助金	44,455	94,225	-49,770	
37	教育費	非常勤講師旅費補助金	113,200	126,640	-13,440	
38	教育費	青少年育成町民会議補助金	1,040,000	1,040,000	0	
39	教育費	子ども会連絡協議会補助金	160,000	160,000	0	
40	教育費	自治公民館育成補助金	934,780	938,970	-4,190	
41	教育費	類似公民館建設費補助金	800,000	800,000	0	
42	教育費	指定文化財保護育成補助金	128,000	128,000	0	
43	教育費	町文化連盟補助金	400,000	400,000	0	
44	教育費	町体育協会育成補助金	1,040,000	1,040,000	0	
			115,998,910	137,161,257	-21,162,347	

支出の削減 -24,386,507

支出の増額 3,224,160

特別事情により効果額より除外するもの

総務費	町税過誤納金還付補助金	0	0	0	他の補助金と性格上違いが生じるため除外
農林水産業費	福岡県食と農理解促進事業補助金	210,000	0	210,000	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	農地・水・環境保全向上活動支援事業補助金	1,119,650	0	1,119,650	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金		0	0	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	農村女性チャレンジ支援事業費補助金	2,735,000	0	2,735,000	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	競争力ある土地利用型農業育成事業補助金	0	8,855,000	-8,855,000	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	直売所で拓く明日の地域農業支援事業補助金	0	700,000	-700,000	国・県の補助事業のため除外

平成20年度補助金比較一覧表（決算額・平成18年度との比較）

（単位:千円）

No.	款	細節	平成20年度	平成18年度	18/20対比	備考
1	議会費	議会互助会団体保険補助金	97,500	127,500	-30,000	
2	総務費	職員互助事業補助金	0	1,477,400	-1,477,400	
3	総務費	直方地区交通安全協会鞍手ブロック補助金	48,000	48,000	0	
4	民生費	身体障害者福祉会補助金	80,000	80,000	0	
5	民生費	宮若市・鞍手郡身体障害者はつらつ運動会補助金	75,000	75,000	0	
6	民生費	町遺族会補助金	64,000	64,000	0	
7	民生費	心身障害者扶養共済掛金補助金	24,840	0	24,840	
8	民生費	原爆被災者の会補助金	25,000	25,000	0	
9	民生費	中国帰国者自立促進協議会補助金	10,000	10,000	0	
11	民生費	老人クラブ補助金	1,350,240	1,396,800	-46,560	
12	民生費	老人クラブ連合会補助金	1,613,012	1,526,960	86,052	
13	民生費	社会福祉法人軽減制度補助金	0	441,418	-441,418	
14	民生費	放課後児童健全育成事業補助金	4,570,000	4,748,000	-178,000	
15	民生費	部落解放同盟鞍手地区協議会補助金	1,620,000	1,801,000	-181,000	
16	民生費	鞍手町人権・同和教育研究協議会補助金	1,440,000	1,600,000	-160,000	
17	民生費	解放活動団体補助金	1,692,000	1,880,000	-188,000	
18	民生費	病院群輪審判病院事業補助金	4,825,088	4,918,580	-93,492	
19	民生費	地域活動支援センター事業補助金	780,000	0	780,000	
20	民生費	直鞍地域精神障害者共同作業所運営費補助金	0	454,000	-454,000	
21	衛生費	し尿収集町補助金	4,808,467	5,361,106	-552,639	
22	衛生費	ごみ減量リサイクル推進補助金	3,191,760	4,066,350	-874,590	
23	衛生費	鞍手町生ゴミ処理容器購入費補助金	55,600	30,300	25,300	
24	衛生費	小型浄化槽設備整備事業補助金(合併処理浄化槽)	8,333,000	12,993,000	-4,660,000	
25	農林水産業費	農村青少年技術研修補助金	70,000	80,000	-10,000	
26	農林水産業費	農業後継者育成補助金	450,000	500,000	-50,000	
27	農林水産業費	計画転作互助方式推進事業補助金	20,883,264	23,728,833	-2,845,569	
28	商工費	鞍手町商工会補助金	5,000,000	4,350,000	650,000	
29	商工費	産業まつり補助金	2,000,000	2,000,000	0	
30	商工費	JRバス廃止の伴う代替バス補助金	5,143,358	1,587,500	3,555,858	
31	消防費	地域消防施設等撤去費補助金	0	95,000	-95,000	
32	消防費	防犯灯設置補助金	118,780	275,000	-156,220	
33	教育費	なかよし学級野外生活指導補助金	512,000	459,000	53,000	
34	教育費	保育所・幼稚園就園奨励補助金	2,149,770	2,121,425	28,345	
35	教育費	各種大会出場費補助金	479,500	1,032,250	-552,750	
36	教育費	定時制高校学校教科書代補助金	63,565	94,225	-30,660	
37	教育費	非常勤講師旅費補助金	0	126,640	-126,640	
38	教育費	青少年育成町民会議補助金	1,040,000	1,040,000	0	
39	教育費	子ども会連絡協議会補助金	160,000	160,000	0	
40	教育費	自治公民館育成補助金	914,760	938,970	-24,210	
41	教育費	類似公民館建設費補助金	0	800,000	-800,000	
42	教育費	指定文化財保護育成補助金	128,000	128,000	0	
43	教育費	町文化連盟補助金	400,000	400,000	0	
44	教育費	町体育協会育成補助金	1,040,000	1,040,000	0	
			75,256,504	84,081,257	-8,824,753	

支出の削減 -14,028,148

支出の増額 5,203,395

特別事情により効果額より除外するもの

総務費	コミュニティ活動推進事業費補助金	2,000,000	0	2,000,000	国・県の補助事業のため除外
総務費	町税過誤納金還付補助金	0	0	0	他の補助金と性格上違いが生じるため除外
民生費	社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会補助金	35,852,000	53,080,000	-17,228,000	運転手・トレーナー賃金等が指定管理者へ移行したため除外
農林水産業費	福岡県食と農理解促進事業補助金	190,000	0	190,000	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	農地・水・環境保全向上活動支援事業補助金	1,119,650	0	1,119,650	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金	55,371,000	0	55,371,000	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	競争力ある土地利用型農業育成事業補助金	0	8,855,000	-8,855,000	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	直売所で拓く明日の地域農業支援事業補助金	0	700,000	-700,000	国・県の補助事業のため除外

退職者不補充及び早期退職による効果額集計表

退職者不補充による効果

項 目	退職者数	不補充による効果額
平成18年3月末退職者	7人	24,500,000
平成19年3月末退職者	6人	21,000,000
平成20年3月末退職者	8人	28,000,000
平成21年3月末退職者	5人	17,500,000
計	26人	91,000,000円

年度別効果額

平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度見込み	合計
24,500,000	24,500,000	24,500,000	24,500,000	98,000,000
—	21,000,000	21,000,000	21,000,000	63,000,000
—	—	28,000,000	28,000,000	56,000,000
—	—	—	17,500,000	17,500,000
24,500,000円	45,500,000円	73,500,000円	91,000,000円	234,500,000円

早期退職者による効果

項 目	早期退職者数	早期退職による効果額
平成18年3月末早期退職者	3人	22,834,000
平成19年3月末早期退職者	1人	8,749,000
平成20年3月末早期退職者	1人	8,845,000
平成21年3月末早期退職者	3人	24,589,000
計	8人	65,017,000円

年度別効果額

平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度見込み	合計
22,834,000	12,759,000	12,759,000	12,759,000	61,111,000
—	8,749,000	8,749,000	8,749,000	26,247,000
—	—	8,845,000	—	8,845,000
—	—	—	24,589,000	24,589,000
22,834,000円	21,508,000円	30,353,000円	46,097,000円	120,792,000円

効果額合計

47,334,000円	67,008,000円	103,853,000円	137,097,000円	355,292,000円
-------------	-------------	--------------	--------------	--------------

特別職人件費改定等に関する資料

(単位：千円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計	説明(要因)
		実施済	実施済	実施済	実施済	見込み	見込み	
四役	現行	47,077	47,077	47,077	47,077	47,077	235,385	■平成18年1月1日 H17年度特別職報酬額等審議会答申による改定 町長▲7% 助役▲5% 収入役▲4% 教育長▲3% ■平成18年5月20日 収入役の廃止 ■平成20年4月1日(平成22年3月まで) H19年度特別職報酬額等審議会答申による改定 町長▲10% 副町長▲7% 教育長▲5% ■平成20年10月1日 町長▲20% 副町長▲14% 教育長▲10% 期末手当▲50%
	改定後	46,685	34,891	32,882	28,815	25,701	168,974	
	差額	-392	-12,186	-14,195	-18,262	-21,376	-66,411	
議会議員	現行	71,875	75,683	76,235	76,235	76,235	376,263	■平成18年4月1日 H17年度特別職報酬額等審議会答申による改定 議長等▲2% ■平成18年5月 欠員補充 議員数17名 ■平成19年5月 議員定数削減▲4名 議員数13名 ■平成21年3月 欠員▲1名 議員数12名
	改定後	71,875	74,134	62,567	59,519	59,818	327,913	
	差額	0	-1,549	-13,668	-16,716	-16,417	-48,350	
非常勤	現行	30,766	30,766	30,766	30,766	30,766	153,830	■平成18年4月1日 H17年度特別職報酬額等審議会答申による改定 非常勤特別職等の報酬額等▲1.5% ■平成19年度 参議院・県知事県議会・町議会議員選挙関係報酬増
	改定後	30,766	27,655	28,503	26,936	30,322	144,182	
	差額	0	-3,111	-2,263	-3,830	-444	-9,648	
合計	現行	149,718	153,526	154,078	154,078	154,078	765,478	
	改定後	149,326	136,680	123,952	115,270	115,841	641,069	
	差額	-392	-16,846	-30,126	-38,808	-38,237	-124,409	
現行積算根拠		【四役】 17特報審による改定 【議員】 議員数16名 (欠1) 【非常勤】 17当初680人で算出 (統計調査員等除く)	【四役】 【議員】 議員数17名 (欠員補充) 【非常勤】	【四役】 【議員】 議員数13名 (議員定数削減5月) 【非常勤】	【四役】 【議員】 議員数13名 【非常勤】	【四役】 【議員】 【非常勤】		

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 10

■ 数値目標 610,944千円

■ 具体的改革項目 公共事業（町単独土木事業費）の抑制

■ 現在までの累積効果額 534,829千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)							担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要	
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
平成17年度		●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	H18年04月	H22年03月	財政	企画財政課 建設課	実施中	16%	—				
	具体的取組内容 (H18年6月末)		平成18年度当初予算において、継続事業及び緊急を要する事業のみを精査し計上を行っています。 18年度では、目標を26,185千円上回る190,046千円の削減効果が見込まれます。 (資料2-③添付：町単独土木事業各年度事業費)														
平成18年度		●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	H18年04月	H22年03月	財政	同上	実施中	41%	165,970千円	165,970千円			
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成19年度当初予算において、継続事業及び緊急を要する事業のみを精査し計上を行っています。 平成18年度では165,970千円の削減効果がありました。平成19年度では171,946千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：町単独土木事業各年度事業費)														
平成19年度		●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	H18年04月	H22年03月	財政	同上	実施中	74%	199,709千円	199,709千円			
	具体的取組内容 (H20年5月末)		平成19年度では199,709千円の削減効果がありました。また、平成20年度当初予算においても、継続事業及び緊急を要する事業のみを計上し、175,296千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：町単独土木事業各年度事業費)														
平成20年度		●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	H18年04月	H22年03月	財政	企画財政課 建設課	実施中	102%	169,150千円	169,150千円			
	具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年度では169,150千円の削減効果がありました。また、平成21年度当初予算においても、継続事業及び緊急を要する事業のみを計上し、172,143千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：町単独土木事業各年度事業費)														
平成21年度																	
	具体的取組内容																

町単独土木事業 各年度事業費

(単位:千円)

集中改革プラン策定時の 削減目標と実施済額 財政シミュレーション による投資的経費の額 (町単独土木事業費分)		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		合計	
		A									
		プラン 策定時 予定事業費	実施済額	プラン 策定時 予定事業費	実施済額	プラン 策定時 予定事業費	実施済額	プラン 策定時 予定事業費	現予算額	プラン策定時 削減目標額	実施済含む 見込み額
町 単 独 事 業 費	道路橋梁費	50,671	45,130	65,671	27,917	23,871	26,829	50,871	13,500	191,084	147,789
	道路新設改良費	10,000	0	10,000	0	10,000	0	10,000	0	40,000	20,000
	治水堤防費	4,000	10,931	4,000	5,497	4,000	4,881	4,000	4,500	16,000	24,428
	用排水路費	18,514	25,015	15,214	29,923	15,214	11,186	15,214	9,903	64,156	85,366
	計	B	83,185	81,076	94,885	63,337	53,085	42,896	80,085	27,903	311,240
削減目標額 A-B		163,861	165,970	168,161	199,709	158,961	169,150	119,961	172,143	610,944	644,601

敬老祝い金に関する対象者及び交付金額の推移

(単位：円)

改正後		18年度実績		19年度実績		20年度実績		21年度見込み	
年齢	祝い金	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額
80歳	10,000	181	1,810,000	157	1,570,000	152	1,520,000	174	1,740,000
85歳	10,000	87	870,000	98	980,000	100	1,000,000	111	1,110,000
90歳	15,000	42	630,000	53	795,000	60	900,000	55	825,000
95歳	15,000	13	195,000	21	315,000	22	330,000	39	585,000
100歳以上	20,000	10	200,000	9	180,000	10	200,000	14	280,000
合計 ①		333	3,705,000	338	3,840,000	344	3,950,000	393	4,540,000

改正前		18年度		19年度		20年度		21年度	
年齢	祝い金	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額
80～89歳	5,000	1,065	5,325,000	1,100	5,500,000	1,200	6,000,000	1,323	6,615,000
90歳以上	7,000	252	1,764,000	271	1,897,000	330	2,310,000	396	2,772,000
合計 ②		1,317	7,089,000	1,371	7,397,000	1,530	8,310,000	1,719	9,387,000

比較 (①-②)			△ 3,384,000		△ 3,557,000		△ 4,360,000		△ 4,847,000
----------	--	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------

投資的経費の年度別集計表 (主要事業実施計画総括表)

(単位:千円)

集中改革プラン策定時の 削減目標と実施済額		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		合計		
		事業費		事業費		事業費		事業費		事業費		
財政シミュレーション による投資的経費の額 (町単独土木事業費除く)	A	291,790		36,200		11,000		11,000		349,990		
	うち一般 財源持出	114,790		36,200		11,000		11,000		172,990		
		プラン 策定時 予定事業費	実施済額	プラン 策定時 予定事業費	実施済額	プラン 策定時 予定事業費	実施済額	プラン 策定時 予定事業費	現予算額	プラン策定時 削減目標額	実施済含む 見込み額	
実施 予定 主要 事業	労働費 (特定地域開発就労事業)	事業費	177,000	582,936						177,000	582,936	
		うち一般 財源持出	14,160	64,697						14,160	64,697	
	消防費	事業費	11,000	8,610	11,000	4,337	11,000	4,030	11,000	5,000	44,000	21,977
		うち一般 財源持出	11,000	8,610	11,000	4,337	11,000	1,764	11,000	5,000	44,000	19,711
	教育費	事業費	27,520	29,050							27,520	29,050
		うち一般 財源持出	27,520	9,347							27,520	9,347
	計	事業費	215,520	620,596	11,000	4,337	11,000	4,030	11,000	5,000	248,520	633,963
		うち一般 財源持出	52,680	82,654	11,000	4,337	11,000	1,764	11,000	5,000	85,680	93,755
	削減目標額 A-B	事業費	76,270	-328,806	25,200	31,863	0	6,970	0	6,000	101,470	-283,973
		うち一般 財源持出	62,110	32,136	25,200	31,863	0	9,236	0	6,000	87,310	79,235

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

13

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 職員提案制度の導入

■ 現在までの累積効果額

1,344千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要			
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額	
	●	●	●	●	●	●	●	●												
平成17年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	行政運営	総務人権課	実施中	20%	—				
	具体的取組内容 (H18年6月末)		平成18年2月24日に第一回特別提案募集を開始し、現在、提出された提案を調整しています。																	
平成18年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	行政運営	同上	実施中	60%	—				
	具体的取組内容 (H19年5月末)		採用された提案には職員の意識改革に関するものが多く、服務全般や携帯電話の使用について周知を図り、指導を行いました。また、「講師、講演料の消費税について」の提案に基づき、講師の講演料を外税から内税方式に変更（5%減）し、予算要求を行いました。平成19年度では363千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：第1回特別提案募集 採用提案一覧)																	
平成19年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	行政運営	同上	実施中	80%	376千円	211千円	165千円		
	具体的取組内容 (H20年5月末)		「講師、講演料の消費税について」の提案に基づき、講師の講演料を外税から内税方式に変更（5%減）し、平成19年度では211千円の削減効果がありました。また、平成19年7月からは「各種宣伝媒体の作成」の提案に基づき、広報誌に有料広告の掲載を開始し165千円の増収効果がありました。 (資料添付：職員提案制度 採用提案に基づく効果額一覧表)																	
平成20年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	行政運営	総務課	実施中	80%	968千円	933千円	35千円		
	具体的取組内容 (H21年5月末)		「講師、講演料の消費税について」の提案に基づく取り組みにより207千円、また、「各種宣伝媒体の作成」の提案に基づく取り組みでは35千円、さらに、平成20年4月からは、「マイカー出張における旅費の改定」の提案に基づき、関係条例等を改正し726千円の削減効果がありました。平成20年度では合わせて968千円の効果がありました。 (資料添付：職員提案制度 採用提案に基づく効果額一覧表)																	
平成21年度																				
	具体的取組内容																			

職員提案制度 採用提案に基づく効果額一覧

提案件名	提案内容の概略	採用後の対応	効果額			
			平成19年度 実績額	平成20年度 実績額	平成21年度	累積効果額
各種宣伝媒体の作成	ホームページの活用や福祉バスへの宣伝用掲示板設置などにより、町から住民への情報提供手段を充実させるとともに、経費捻出のため、町内外の業者の広告を有料で掲載してはどうか。	平成19年7月1日に「鞍手町有料広告事業実施要綱」、「鞍手町有料広告掲載基準」、「広報くらすて広告掲載要領」を施行し、有料広告の募集を開始。また、鞍手町広告掲載審査委員会を設け、希望者の業種・事業内容や、広告の内容を審査し、適正な広告掲載を行っている。	165千円	35千円		200千円
講師、講演料の消費税について	大多数の講師は消費税の申告納付対象者ではないため、消費税が個人の収入になっている現状から、外税方式で支払っている講師料にかかる消費税については、総額表示による内税方式としてはどうか。	平成18年12月4日に「各種講演料等の謝礼の予算措置について」の通知文書を庁議において配布。通知に基づき予算要求を行っている。	211千円	207千円		418千円
マイカー出張における旅費の改定	出張は経費節減のため公用車での出張を行う機会が多いが、公用車がない場合には自家用車で出張を行っている。自家用車での出張の場合、旅費は公共交通機関利用で算定されており適正とはいえず、見直しが必要ではないか。	旅費の改定については、財政専門部会において、既に検討中の項目であったため、旅費に関する条例等の全体的な見直しを計画。「鞍手町職員の旅費に関する条例」を全部改正し、また、関係条例・規則の一部改正等を行い、平成20年4月1日に施行した。	—	726千円		726千円
効果額計			376千円	968千円		1,344千円

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 14
 ■ 具体的改革項目 決裁規程の見直し

■ 数値目標 副町長決裁 収入2900件 支出15000件削減
 ■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要						
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額				
平成17年度			●	●	●					H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人權課	実施中	0%	—							
	具体的取組内容 (H18年6月末)		各課局長への権限委譲範囲の素案を作成しました。平成19年4月から、収入役廃止及び会計管理者の設置に係る改正地方自治法が施行されるため、政令により具体的事項が決まり次第、再度、素案の見直しを行い、実施に移行する予定としています。																				
平成18年度			●	●	●					H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	実施中	20%	—							
	具体的取組内容 (H19年5月末)		各課局長への権限委譲範囲の素案、財務規則の改正案の作成は済んでいますが、職員の不適正な事務処理が明らかとなったことから、職員の意識改革を先行する必要があります。時期を見極め、実施に移行します。																				
平成19年度			●	●	●			●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	行政運営	同上	実施中	20%				
	具体的取組内容 (H20年5月末)		機構改革、人事異動による事務の状況を見極め実施時期を決定します。																				
平成20年度			●	●	●			●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	行政運営	総務課	実施中	20%				
	具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年度は、事件発生により作業が停滞する結果となりました。「連番14 決裁規程の見直し」及び「連番15 事務処理の一元化」の項目は、事務処理における重要な項目であることから、事件の全容解明後、チェック機能の強化など再発防止に万全の対策を講じた形で再検討を行います。																				
平成21年度																							
	具体的取組内容																						

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

15

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 事務処理の一元化

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要								
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額						
平成17年度			●	●	●					H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課	実施中	0%	—									
	具体的取組内容 (H18年6月末)		人件費の支払い事務処理の一元化について協議中です。																						
平成18年度			●	●	●					H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	実施中	0%	—					19.4.1 個票見直し 到達年月H19.3 ↓ 到達年月H22.3				
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年度中に、給与費支払事務決裁の一元化を試行実施する予定でしたが、予算差引簿のあり方について協議する必要が生じたため、実施には至りませんでした。そのため実施期間を延長し、一元化できる事務の抽出や、一元化した場合の予算差引簿の仕組み及び取り扱いについて検討した上で、実施に移行していくこととします。																						
平成19年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	行政運営	同上	実施中	0%					
	具体的取組内容 (H20年5月末)		機構改革、人事異動による事務の状況を見極め実施時期を決定します。																						
平成20年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	行政運営	総務課	実施中	0%					
	具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年度は、事件発生により作業が停滞する結果となりました。「連番14 決裁規程の見直し」及び「連番15 事務処理の一元化」の項目は、事務処理における重要な項目であることから、事件の全容解明後、チェック機能の強化など再発防止に万全の対策を講じた形で再検討を行います。																						
平成21年度																									
	具体的取組内容																								

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

16

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目

電算システムの活用促進

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要			
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額	
平成17年度		●	●	●	●					H18年01月	H19年03月	行政運営	総務人権課	実施中	60%	—				18.1.16 個票見直し ▲検討 ↓ ●実施
	具体的取組内容 (H18年6月末)								平成18年1月に職員より案件の募集を実施しました。要望件数は88件あり、うち処理済25件、作業中25件、S E依頼11件、検討中8件、対応不可19件となっています。											
平成18年度		●	●	●	●					H18年01月	H19年03月	行政運営	同上	実施済	100%	—				
	具体的取組内容 (H19年5月末)								平成18年1月の要望件数88件のうち、採択69件、追加要望22件、現在処理済73件、作業中13件、S E依頼8件、検討中1件となっており、十分な効果を創出していると考えています。今後も継続した取り組みとして、事務の省力化を図っていきます。											
平成19年度												行政運営	同上	実施済	100%					
	具体的取組内容 (H20年5月末)								平成19年度においても、引き続き改修要望を受付け、60件の要望に対応しました。また、後期高齢者医療制度及び特定健診等の大規模な法改正に、事務が効率よく対応ができるよう開発及び準備を進めてきました。さらに継続した取り組みとして、事務の省力化を図っていきます。											
平成20年度												行政運営	総務課	実施済	100%	—				
	具体的取組内容 (H21年5月末)								平成20年度においても、引き続き改修要望を受付け、50件の要望に対応しました。また、平成21年1月より公的年金支払報告書の電子化がスタートし、個人住民税年金特別徴収制度導入に向け事務が効率よく対応ができるよう開発及び準備を進めてきました。さらに継続した取り組みとして、電算システムの更新と併せ事務の省力化を図っていきます。											
平成21年度																				
	具体的取組内容																			

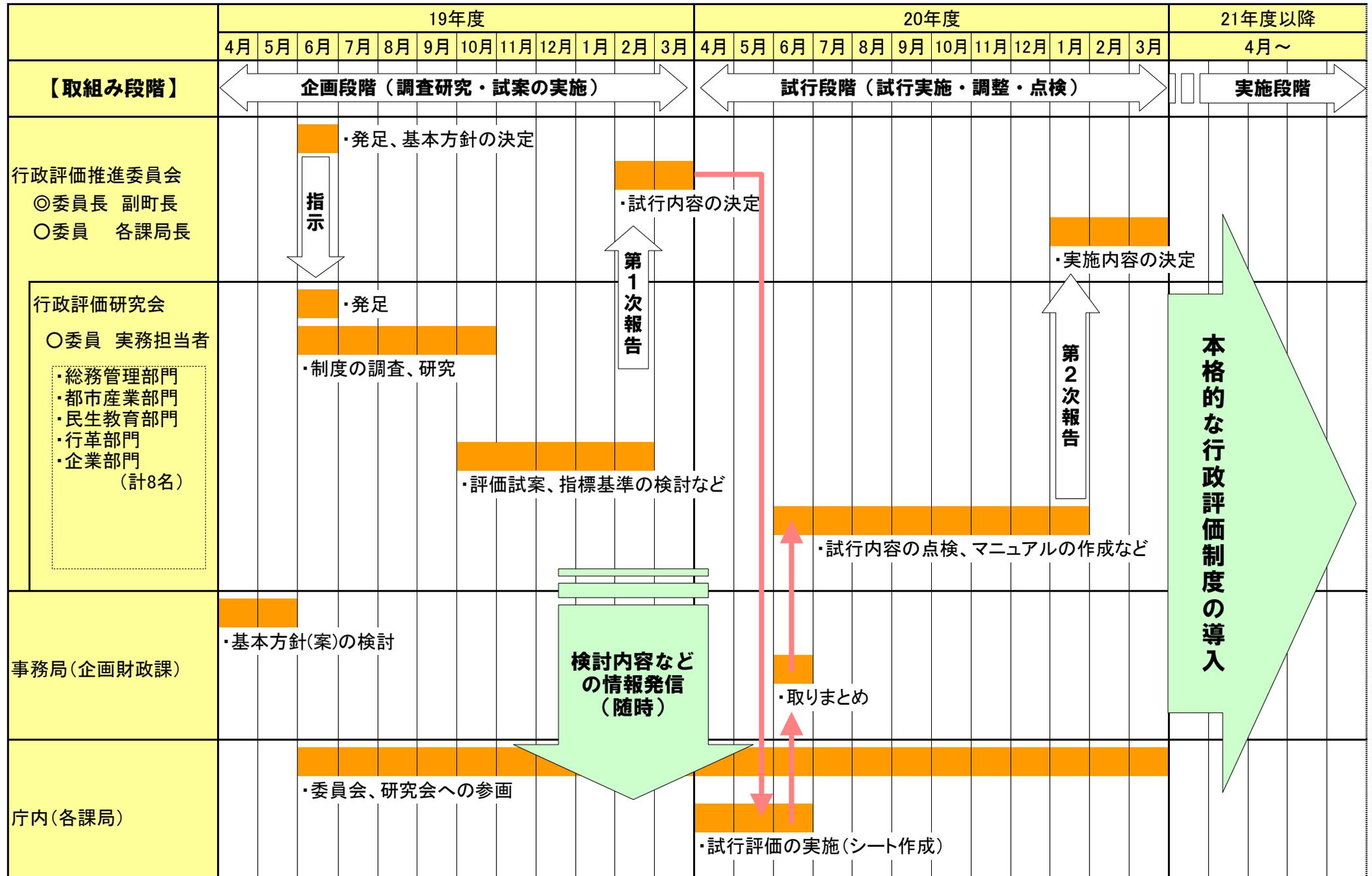
第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 17
 ■ 具体的改革項目 行政評価の導入

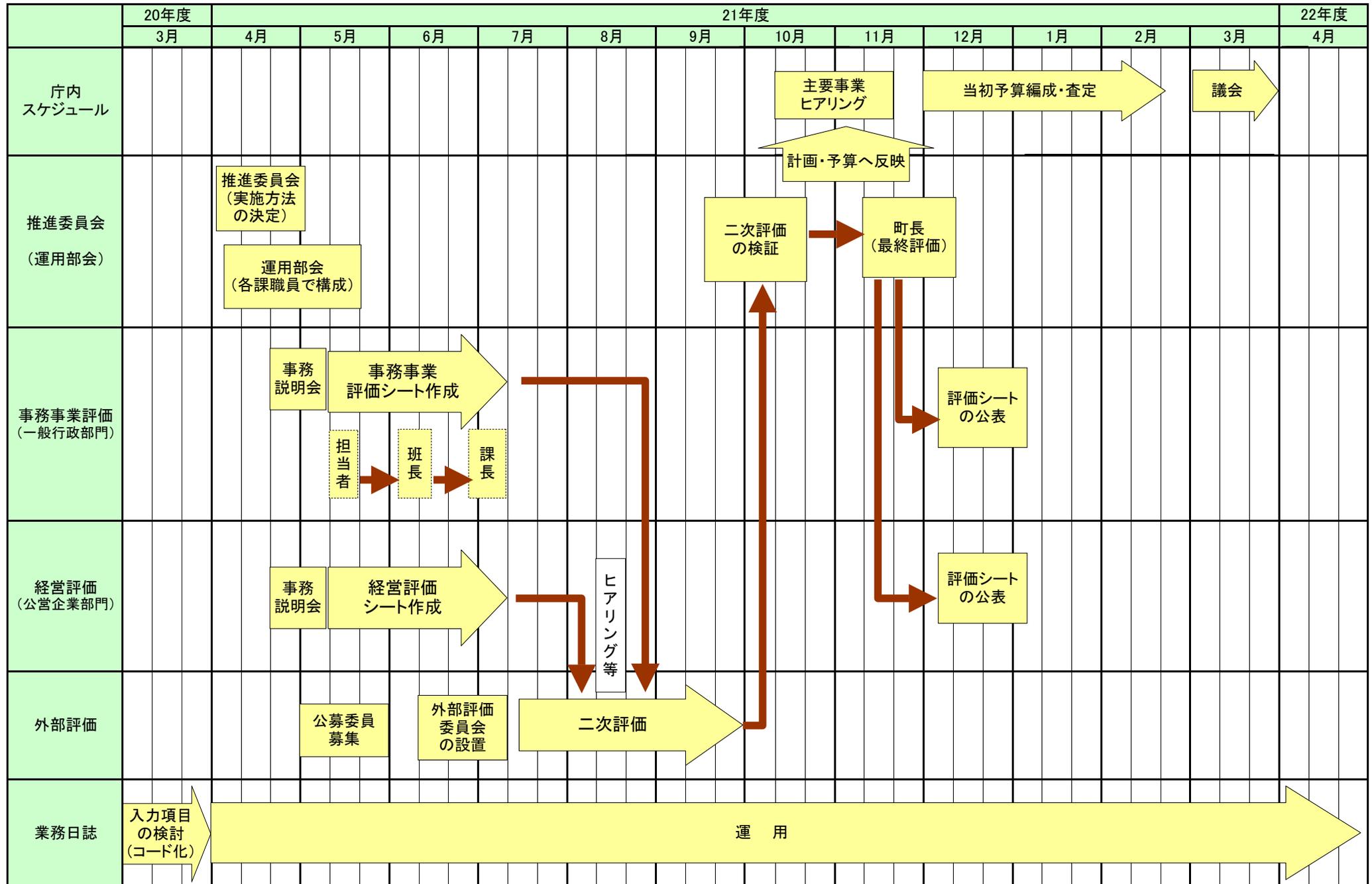
■ 数値目標 —
 ■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額
平成17年度			▲	▲	▲														
	具体的取組内容 (H18年6月末)		現在、資料収集中です。																
平成18年度			▲	▲	▲														
	具体的取組内容 (H19年5月末)		検討の結果、「成果を重視した行政運営」「行政情報の共有化」「財源の有効活用と職員の意識改革」を目的として、行政評価(事務事業評価)を導入することとします。具体的には、庁内に副町長を委員長とする行政評価推進委員会と、実務担当者で構成する行政評価研究会を設置し、平成19年度を企画段階、平成20年度を試行段階、平成21年度以降を実施段階として、職員の手による制度設計及び運営を図っていくこととします。(資料添付：行政評価制度導入までの主な流れ)																
平成19年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	具体的取組内容 (H20年5月末)		行政評価推進委員会及び実務担当者で構成する行政評価研究会を立ち上げ、制度設計など評価制度の具体案を確立しました。また、事務事業ごとのコストを確実に把握するため、平成20年4月より全職員を対象に業務日誌を導入します。																
平成20年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	具体的取組内容 (H21年5月末)		業務日誌の運用を開始しました。これにより今まで具体的にならなかった事業ごとの人件費が正確に把握できることとなりました。また、試行評価の実施や外部評価導入についての検討など、平成21年度からの本稼働に向け準備を行いました。平成21年度以降は評価結果を広報誌やホームページで公表し、より具体的な行政情報の提供を行っていきます。																
平成21年度																			
	具体的取組内容																		

行政評価制度導入までの主な流れ



平成21年度行政評価年間スケジュール（案）



第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 18

■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 住民ニーズの把握

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額
平成17年度			▲	▲	▲														
	<p>具体的取組内容 (H18年6月末)</p> <p>現在、資料収集中です。また、出前講座や住民懇談会等について検討をしています。</p>											20%	—						
平成18年度			▲	▲	▲														
	<p>具体的取組内容 (H19年5月末)</p> <p>検討の結果、現在行っている「町長へのはがき」、ホームページの「行政相談コーナー」の制度を今後も継続して実施し、さらに住民懇談会（町政懇談会）及び出前講座を実施することで、行政としての説明責任を果たしながら、住民ニーズの把握に努めることとします。 具体的には、平成19年5月より町政懇談会を実施して、町政の報告と住民の意見、要望を把握します。また、出前講座については実施要領（案）を作成しており、町政懇談会終了後に実施に移行することとします。</p>											100%	—				19.4.26 個票追加 検討 ↓ 実施		
平成19年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	<p>具体的取組内容 (H20年5月末)</p> <p>平成19年度は町政懇談会を39区で開催し、参加者は938人でした。今後の取り組みとして、出前講座を実施する予定としていますが、実施要領（案）を精査するとともに、平成20年4月1日の機構改革、人事異動により、職員の事務事業の取組状況を見極め実施時期を検討することとします。</p>											60%	—						
平成20年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	<p>具体的取組内容 (H21年5月末)</p> <p>平成20年度は、事件発生により作業が停滞する結果となりました。平成21年度は、行政評価に関連して行うアンケート調査（無作為抽出1000世帯を対象）を利用して、住民ニーズの把握、分析を行います。</p>											60%							
平成21年度																			
	<p>具体的取組内容</p>																		

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 19

■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 住民にわかりやすい案内図やサインの設置

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要													
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額											
平成17年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	20%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		現在設置している案内図やサインについて、来庁者に対して平成18年6月30日まで満足度アンケート調査を実施しています。																											
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	60%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年6月6日から平成18年6月30日まで実施したアンケート調査では、案内図を見るよりも職員に尋ねる場合が多いという結果でした。そのため現状の表示方法は変更せず、来庁者への職員による案内を徹底していくこととします。また、来庁者に対し職員であることをより分かりやすくするために、平成19年4月1日から名札を変更し、顔写真を付した職員証を名札兼用として常に着用しています。(資料添付：来庁者アンケート調査の結果について)																											
平成19年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	80%	—					
	具体的取組内容 (H20年5月末)		来庁者に対し職員であることをより分かりやすくするために、平成19年4月1日から名札を変更し、顔写真を付した職員証を名札兼用として常に着用しています。(資料添付：来庁者アンケート調査の結果について)																											
平成20年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課	実施中	100%	—					
	具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年4月のグループ制完全導入により大幅な機構改革となりましたので、案内図を変更し、また、職員による来庁者への案内を徹底しています。(資料添付：来庁者アンケート調査の結果について)																											
平成21年度																														
	具体的取組内容																													

来庁者アンケート調査の結果について

- 1 調査名 連番19「住民に分かりやすい案内図やサインの設置」に関する調査
- 2 実施日 平成18年6月6日(火)～6月30日(金)まで
- 3 設置場所 庁舎内 各課室
- 4 回収枚数 52枚(男性19枚 女性33枚)
 - ・住民課10枚 ・保険課8枚 ・福祉課5枚 ・税務課15枚 ・下水道課5枚
 - ・水道課4枚 ・議会事務局0枚 ・総務人権課0枚 ・建設課2枚
 - ・まちづくり対策課2枚 ・企画財政課0枚 ・産業課1枚 ・農業委員会0枚

5 アンケート調査の分析

問1 役場の目的の課まで迷わずに来られましたか？

- ア いいえ 11人(21.2%)
- | | | | | | |
|-------|-----|------|------|------|-------|
| 男性の回答 | 5人(| 40代① | 50代① | 60代② | 70代①) |
| 女性の回答 | 6人(| 30代② | 40代① | 50代② | 60代①) |
- イ はい 41人(78.8%)
- | | | | | | | |
|-------|----------|------|------|------|-------|-------|
| 男性の回答 | 14人(20代② | 40代② | 50代⑥ | 60代① | 70代③) | |
| 女性の回答 | 27人(20代③ | 30代⑦ | 40代⑦ | 50代⑤ | 60代④ | 70代①) |

問2 問1の設問で「ア いいえ」に○をされた方にお尋ねします。

- ア 案内図(サイン)を見て目的の課までに来た。 1人
(ア・イ両方の方が1人)
- イ 職員に尋ねて目的の課までに来た。 11人

※ 迷われた来庁者のうち、ほとんどの方はサインを見ていない。

問3 問2の設問で「ア案内図(サイン)を見て目的の課までに来た」方にお尋ねします。

- ア 案内図(サイン)でわかった
- イ 案内図(サイン)は少しわかりにくかった
- ウ 案内図(サイン)を見てもわからなかった

※ この問に対する回答の人はいない。

問4 問2の設問で「イ 職員に尋ねて目的の課までに来た」方にお尋ねします。そのときの職員の対応はどうでしたか？

- ア よかった 11人
意見として ・とても親切に対応していただきました。大変助かりました。(福祉課)
・電話での質問にもていねいに答えて頂きました。(住民課)
- イ あまりよくなかった 0人
- ウ よくなかった 0人

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

21

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 時間外窓口の設置

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要									
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額							
平成17年度			●	●	●					H18年04月	H19年03月	組織機構	総務人権課	実施中	40%	—										
	具体的取組内容 (H18年6月末)		住民課及び税務課の証明関係の申請事務に対応するよう、毎週木曜日午後5時15分より午後7時まで、平成18年4月1日の週より実施しています。																							
平成18年度			●	●	●					H18年04月	H19年03月	組織機構	同上	実施中	60%	—										
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成19年1月より会計収納対策課においても開始し、税のほか、住宅家賃、保育料、水道料及び下水道使用料が収納できるよう対応しました。試行期間内に実施したアンケート調査では、現状のとおり実施したほうがよいという結果が出ましたので、条件整備を行い継続して実施していくこととします。(資料添付：時間外窓口に関する利用者用件別状況等調)																							
平成19年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	80%	—				
	具体的取組内容		社会教育施設の使用許可についても、平成19年9月より毎週木曜日の午後5時15分から午後7時まで時間外窓口を開設しました。(資料添付：時間外窓口に関する利用者用件別状況等調)																							
平成20年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課	実施中	100%	—				
	具体的取組内容		平成20年度は引き続き、税務住民課・会計収納対策課・教育課（中央公民館関係）で実施しました。(資料添付：時間外窓口に関する利用者用件別状況等調)																							
平成21年度																										
	具体的取組内容																									

時間外窓口に関する利用者用件別状況等調

■利用者用件別状況

担当課		目的	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	備考
税務住民課	税務関係	税の納付	76件	182件	163件		421件	平成18年度には平成18年1月から3月までのデータを含む
		税の証明	23件	14件	44件		81件	
		納税相談	16件	13件	17件		46件	
		申告・その他	26件	19件	9件		54件	
		電話問合せ等	10件	83件	9件		102件	
		計	151件	311件	242件	0件	704件	
	住民関係	戸籍に関すること	28件	42件	56件		126件	
		住民登録に関すること	90件	157件	150件		397件	
		印鑑登録に関すること	17件	25件	23件		65件	
		各種証明に関すること	79件	145件	113件		337件	
		その他	0件	20件	14件		34件	
計		214件	389件	356件	0件	959件		
会計収納対策課	税関係	—	135件	224件		359件	平成19年6月からのデータによる	
	国保関係	—	113件	164件		277件		
	住宅関係	—	27件	48件		75件		
	水道関係	—	54件	173件		227件		
	下水道関係	—	14件	24件		38件		
	計	0件	343件	633件	0件	976件		
教育課	使用料支払	—	6件	18件		24件	平成19年9月からのデータによる	
	各種施設予約	—	5件	3件		8件		
	その他問い合わせ等	—	5件	3件		8件		
	計	0件	16件	24件	0件	40件		
合計			365件	1,059件	1,255件	0件	2,679件	

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

22

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 行政情報の公表公開

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
平成17年度		▲▲▲▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	検討中	20%	—				
	具体的取組内容 (H18年6月末)		現在、資料収集中です。														
平成18年度		▲▲▲▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	検討済	100%	—				
	具体的取組内容 (H19年5月末)		検討の結果、「連番17 行政評価の導入」により、行政評価制度の運用を通じて評価結果を公表（行政情報の共有化）することと、「連番18 住民ニーズの把握」の住民懇談会及び出前講座を開催（説明責任の確保遂行）するという取組によって、行政運営の透明性の確保を図ることとします。														
平成19年度																	
	具体的取組内容 (H20年5月末)																
平成20年度																	
	具体的取組内容 (H21年5月末)																
平成21年度																	
	具体的取組内容																

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 23
 ■ 具体的改革項目 住民参画の推進

■ 数値目標 —
 ■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要								
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額						
平成17年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	検討中	20%	—									
	具体的取組内容 (H18年6月末)		現在、資料収集中です。																						
平成18年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	検討済	100%	—									
	具体的取組内容 (H19年5月末)		検討の結果、「連番23 住民参画の推進」、「連番24 住民団体の育成・支援」の項目は、協働の根幹となる部分であり、協働とは、住民等と行政が相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動していくことと定義しています。そのための第1段階として、「連番33 附属機関の見直し」において、住民参画の推進を進めることによって、住民意見の反映を図る機会を創出することとします。																						
平成19年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	行政運営	同上	実施中	20%					
	具体的取組内容 (H20年5月末)		附属機関設置に関する要領を精査した上で、機構改革、人事異動による事務の状況を見極め実施時期を決定することとしています。なお、現時点对応すべき審議会等については、公募による住民参画を推進しています。																						
平成20年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	行政運営	同上	実施中	20%					
	具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年度は、事件発生により作業が停滞する結果となりました。平成21年度で改めて附属機関設置に関する要領を精査した上で、事務の状況を見極め実施時期を決定することとしています。なお、現時点对応すべき審議会等については、公募による住民参画を推進しています。																						
平成21年度																									
	具体的取組内容																								

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

24

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 住民団体の育成・支援

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額
平成17年度			▲	▲	▲														
	具体的取組内容 (H18年6月末)									行政運営 全庁	検討中	20%	—						
	現在、資料収集中です。																		
平成18年度			▲	▲	▲														
	具体的取組内容 (H19年5月末)									行政運営 同上	検討済	100%	—					19.4.1 個票追加 検討 ↓ 実施	
	検討の結果、「連番23 住民参画の推進」、「連番24 住民団体の育成・支援」の項目は、協働の根幹となる部分であり、協働とは、住民等と行政が相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動していくことと定義しています。そのための第1段階として、「連番33 附属機関の見直し」において、住民参画の推進を進めることによって、住民意見の反映を図る機会を創出することとします。																		
平成19年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	具体的取組内容 (H20年5月末)									行政運営 同上	実施中	20%							
	附属機関設置に関する要領を精査した上で、機構改革、人事異動による事務の状況を見極め実施時期を決定する事としています。なお、現時点で対応すべき審議会等については、公募による住民参画を推進しています。																		
平成20年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	具体的取組内容 (H21年5月末)									行政運営 同上	実施中	40%							
	平成20年度は、事件発生により作業が停滞する結果となりましたが、現時点で対応すべき審議会等については、公募による住民参画を推進しています。また、一般土木事業の分野では住民と協働した取り組みが増加し、コミュニティ事業についても2団体が立ち上がっています。今後も、このような助成事業を活用していくため区長会等にアピールしていきます。																		
平成21年度																			
	具体的取組内容																		

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 25
 ■ 具体的改革項目 課室局の統廃合

■ 数値目標 町長部局4課削減
 ■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額
平成17年度			●	●	●	●	●	●											
	具体的取組内容 (H18年6月末)		実施計画に基づき実施しています。まず平成18年4月1日付で産業課長が農業委員会事務局長を兼務、人権推進課と総務課を統合し総務人権課（1課削減）に、また、建設課長退職に伴い建設課長がまちづくり対策課長を兼務しています。																
平成18年度			●	●	●	●	●	●											
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成19年4月1日付けで、教育委員会事務部局の学校教育課と社会教育課を統合して教育課としました。																
平成19年度			●	●	●	●	●	●											
	具体的取組内容 (H20年5月末)		グループ制完全実施までの試行期間として、最終調整を行いました。																
平成20年度			●	●	●	●	●	●											
	具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年4月1日付けで、実施計画に基づきグループ制導入に伴う再編を行い、町長事務部局12課から9課（上下水道課を含む）に統合しました。																
平成21年度																			
	具体的取組内容																		

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 26

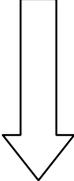
■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 グループ制の導入

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要													
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額											
平成 17 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施期間前	—	—					
具体的取組内容 (H18年6月末)		現在、導入に向けての作業を行っています。																												
平成 18 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	20%	—					
具体的取組内容 (H19年5月末)		「連番25 課室局の統廃合」の再編に合わせ、平成20年4月より完全実施することとしました。 なお準備・調整期間として、平成18年11月1日から係付けの人事配置を廃止し、医療職等を除く職員全員を課付けとして、課内の 人事異動については課長権限により行えるように運用しています。 (資料添付：グループ制の導入と組織機構改革の今後のスケジュールとその内容)																												
平成 19 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	80%	—					
具体的取組内容 (H20年5月末)		グループ制完全実施までの試行期間として、最終調整を行いました。																												
平成 20 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	組織機構	総務課	実施中	100%	—					
具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年4月1日より完全実施しています。今後は導入後の効果や課題について検証を行い、修正・改善を加えながら効率的な組織 を構築していくこととします。																												
平成 21 年度																														
具体的取組内容																														

グループ制の導入と組織機構改革の今後のスケジュールとその内容

月 日	項 目	内 容
平成18年11月1日	グループ制の効果の導入	グループ制の効果の一つである「横断的で柔軟な人事異動による効率的な事務処理体制の確立」を導入します。具体的には、係制は残し、課内の人事異動については課長権限により行えるようにします。そのために現行係付けとなっている係長（兼務係長を含む）以下の職員は、課付きに改めます。
	完全グループ制までの試行期間および組織機構改革実施までの最終調整期間	18年11月1日から20年3月31日までは、20年4月1日からの班制による完全グループ制までの試行期間とします。 また、町長部局12課25係を8課15班とする組織機構改革の準備・最終調整期間とします。この期間において8課それぞれにおける所掌事務について最終調整確認を行います。 そして、20年4月1日から完全グループ制の導入と機構改革が混乱なく実施できるようにする期間とします。
平成20年4月1日	機構改革と完全グループ制の導入	町長部局8課15班と完全グループ制の実施となります。

部門別職員数の推移

区 分 部 門			4月1日現在職員数（人）						対前年増減数（人）					対17 増減
			平17	平18	平19	平20	平21	平22	平18	平19	平20	平21	平22	
普通会計	一般行政	議会	3	3	3	3	3							0
		総務	37	35	36	34	34	-2	1	-2				-3
		税務	13	13	9	9	9			-4				-4
		労働												0
		農林水産	9	8	7	6	6	-1	-1	-1				-3
		商工	2	2	2	2	1					-1		-1
		土木	17	17	19	16	12			2	-3	-4		-5
		民生	46	43	41	41	39	-3	-2			-2		-7
		衛生	11	11	11	9	10				-2	1		-1
		小 計	138	132	128	120	114	0	-6	-4	-8	-6	0	-24
	特別行政	教育	18	18	16	17	17			-2	1			-1
普通会計 合計		156	150	144	137	131	0	-6	-6	-7	-6	0	-25 ▲16.0%	
公営企業等会計	公営企業等会計	病院	152	145	139	141	147	-7	-6	2	6			-5
		水道	11	11	11	10	10			-1				-1
		下水道	6	6	5	4	4			-1	-1			-2
		その他	29	26	26	27	28	-3		1	1			-1
	公営企業等会計 合計		198	188	181	182	189	0	-10	-7	1	7	0	-9 ▲4.5%
総 合 計			354	338	325	319	320	0	-16	-13	-6	1	0	-34 ▲9.6%

※「地方公共団体定員管理調査」の調査要領により分類し、特別行政部門の職員数は、教育長を除いた職員数を計上。

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 30

■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 女性職員の管理職登用

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要											
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額									
平成17年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	0%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		人材育成基本方針に位置付け実施することとなっていますので、策定された方針に基づき要領等を作成し、実施していくこととしています。																									
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	20%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		人材育成基本方針に基づき、「連番32 昇格資格試験制度の導入」を実施していくことで、性別にとらわれない管理職登用を推進していくこととしています。																									
平成19年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	80%	—					
	具体的取組内容 (H20年5月末)		平成20年度のグループ制の導入により課長補佐、係長制を廃止し班長職を導入することから、課長補佐職及び係長職を対象に班長職への昇格試験を実施しました。女性職員からは1名の合格者がありました。																									
平成20年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課	実施中	80%	—					
	具体的取組内容 (H21年5月末)		昇格試験を実施しましたが、女性職員の受験はありませんでした。																									
平成21年度																												
	具体的取組内容																											

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

32

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目

昇格資格試験制度の導入

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)							担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要												
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額													
平成17年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	0%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		人材育成基本方針に位置付け実施することとなっていますので、策定された方針に基づき要領等を作成し、実施していくこととしています。																									
平成18年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	20%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		人材育成基本方針に基づき、昇格資格試験制度の構築に向けた準備作業を行っています。																									
平成19年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	同上	実施済	100%	—					
	具体的取組内容 (H20年5月末)		平成20年度のグループ制の導入により課長補佐、係長制を廃止し班長職を導入することから、平成20年2月に「鞍手町職員昇格試験実施要領」を施行し、課長補佐職及び係長職を対象に班長職への昇格試験を実施しました。																									
平成20年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課	実施済	100%	—					
	具体的取組内容 (H21年5月末)																											
平成21年度																												
	具体的取組内容																											

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

33

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 附属機関の見直し

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要												
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額										
平成17年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課	検討中	20%	—													
	具体的取組内容 (H18年6月末) 現在、資料収集及び附属機関設置要領について検討をしています。																												
平成18年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	検討済	100%	—				19.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施									
	具体的取組内容 (H19年5月末) 検討の結果、平成19年度中に制定する附属機関設置に関する要領に基づき、統廃合、構成員数、女性委員の登用の推進と選任基準、幅広い住民参画のための重複就任の制限、行政職員（OB含む）就任の制限、また、協働のまちづくりへの第1段階として、公募等による住民の段階的な行政への参加を促進し、運営の適正化・効率化を図ることとします。																												
平成19年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年08月	H22年03月	行政運営	同上	実施中	20%					
	具体的取組内容 (H20年5月末) 附属機関設置に関する要領を精査した上で、機構改革、人事異動による事務の状況を見極め実施時期を決定します。 なお、現時点で対応すべき審議会等については、公募による住民参画を推進しています。																												
平成20年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年08月	H22年03月	行政運営	総務課	実施中	20%						
	具体的取組内容 (H21年5月末) 平成20年度は、事件発生により作業が停滞する結果となりました。平成21年度で改めて、附属機関設置に関する要領を精査した上で、実施時期を決定します。 なお、現時点で対応すべき審議会等については、公募による住民参画を推進しています。																												
平成21年度																													
	具体的取組内容																												

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 34

■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 人材育成基本方針の策定

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)							担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要												
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額													
平成17年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	40%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)							鞍手町人材育成基本方針の作成作業を行っています。「連番30 女性職員の管理職登用」「連番31 異動希望自己申告制度の導入」「連番32 昇格資格試験制度の導入」「連番35 広域的な人事交流・派遣の検討」を位置付けることとしており、現在、最終調整を行っています。																				
平成18年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	50%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)							平成18年10月に鞍手町人材育成基本方針を策定しました。基本方針の中の基本計画部分には、「連番30 女性職員の管理職登用」「連番31 異動希望自己申告制度の導入」「連番32 昇格資格試験制度の導入」「連番35 広域的な人事交流・派遣の検討」を位置付けており、計画に基づき実施していくこととします。その他の取組としては、平成19年3月に中央研修所（市町村アカデミー）への研修申込を行っています。 (資料添付：鞍手町人材育成基本計画の進捗状況)										18.10.17 資料差替 基本方針添付										
平成19年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	組織機構	同上	実施済	67%	—					
	具体的取組内容 (H20年5月末)							平成18年10月に鞍手町人材育成基本方針を策定し、その基本方針の実施計画の実現に取り組んでいます。平成19年度中には「昇格資格試験制度の導入」「男女間格差のない人事配置（女性管理職）の推進」、「中央研修所での研修」及び「人事交流・派遣研修」の各項目について導入あるいは実施しました。 (資料添付：鞍手町人材育成基本計画の進捗状況)																				
平成20年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	組織機構	総務課	実施済	58%	—					
	具体的取組内容 (H21年5月末)							平成18年10月に鞍手町人材育成基本方針を策定し、その基本方針の実施計画の実現に取り組んでいます。平成20年度中には、新たに実施となった項目はなく、「中央研修所での研修」及び「人事交流・派遣研修」の各項目については実施できませんでした。 (資料添付：鞍手町人材育成基本計画の進捗状況)																				
平成21年度																												
	具体的取組内容																											

鞍手町人材育成基本計画の進捗状況

基本方針の柱		実施項目	関連個票	18年度	19年度	20年度	21年度		
新時代に求められる職員像	新時代に向けた人材育成制度	1 能力評価の実施		▲ 検討	○ 検討	● 検討	⇒	上段は 計画 ▲検討 ○試行 ●実施 下段は 進捗状況	
		2 業績評価の実施		▲ 検討	○ 検討	● 検討	⇒		
		3 評価基準の公表と自己評価制の導入		▲ 検討	○ 検討	● 検討	⇒		
		4 面談及び評価に関するフィードバックの導入		▲ 検討	○ 検討	● 検討	⇒		
		5 評価者研修の実施		▲ 検討	○ 検討	● 検討	⇒		
		6 昇格資格試験制度の導入	連番32	●(要綱) 検討	●(試験) 実施	⇒ 実施	⇒ 実施		⇒
		7 経歴管理と自己申告制度の導入	連番31	● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施	⇒		
		8 男女間格差のない人事配置(女性管理職)の推進	連番30	● 検討	⇒ 実施	⇒ 実施	⇒		
		9 能力・業績を反映した昇給制度への移行		▲ 検討	○ 検討	● 検討	⇒		
	職員を育てる研修制度	10 自己啓発を支援する制度の確立		▲ 検討	● 検討	⇒ 検討	⇒		
		11 職員提案制度の導入	連番13	● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施	⇒		
		12 人事評価制度を活用したOJTの推進		▲ 検討	○ 検討	● 検討	⇒		
		13 各職場でのOJTの推進		● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施	⇒		
		14 福岡県市町村職員研修所との連携		● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施	⇒		
		15 中央研修所での研修		▲ 申込み	● 実施	⇒ なし	⇒		
		16 人事交流・派遣研修	連番35	● 申込み	⇒ 実施	⇒ なし	⇒		
	職員を育てる職場環境の醸成	職場環境づくり	17 業務の向上意欲		● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施		⇒
			18 自己啓発意欲		● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施		⇒
			19 管理監督者としての姿勢		● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施		⇒
			20 能力・意欲を十分発揮できる職場環境づくり		● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施		⇒
			21 部下の能力開発と育成指導		● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施		⇒
			22 職員倫理確立のための啓発		● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施		⇒
		健康な体づくり	23 早期発見早期治療		● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施		⇒
			24 メンタルヘルスの充実		● 実施	⇒ 実施	⇒ 実施		⇒

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

35

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 広域的な人事交流・派遣の検討

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額
平成17年度			▲	▲	▲														
	具体的取組内容 (H18年6月末)		人材育成基本方針に位置付け実施することとなっていますので、策定された方針に基づき、人事交流・派遣の受け入れ先などの検討を行います。																
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	具体的取組内容 (H19年5月末)		検討が早期に終了したため、個票を追加して実施していくこととします。 検討の結果、当面は県などの公共団体との人事交流や派遣研修を行うこととし、平成18年9月に福岡県への人事交流の申込みを行いました。県の受入定員の関係で平成19年度の対象団体とはなりませんでしたが、引き続き申込みを行っていくこととします。また、派遣研修については、平成19年9月より半年間、税の徴収職員実務研修として県に派遣を行うこととなっています。																
平成19年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	具体的取組内容 (H20年5月末)		平成19年9月から平成20年2月までの6ヵ月間、地方税の滞納処分や処理について高度な知識や技能を修得するため、福岡県市町村税務職員実務研修に派遣しました。																
平成20年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年度は人事交流・派遣に係る取り組みはありませんでした。																
平成21年度																			
	具体的取組内容																		

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 36

■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 施設改修計画の策定

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要											
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額									
平成17年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	施設	健康増進課、社会教育課、住民課、福祉課、建設課、学校教育課、産業課	実施中	20%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)								改修計画に係る金額設定を、主要事業計画に併せ250万円以上とし、様式等を作成し各施設を管理している主管課への調査を行っています。作業終了後、整理が出来次第、11月までに優先順位を付した改修計画を策定します。																			
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	施設	健康増進課、教育課、住民課、福祉課、建設課、産業課	実施中	40%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)								緊急度、必要性・効果等を勘案し、施設改修計画を策定しました。具体的には、22件の工事を平成19年度から23年度までの5年間に振り分け、各年度ごとに優先順位を付して施設の改善に取り組みます。なお、予算措置がされなかった計画は、次年度以降に繰り越して計上していくこととします。																			
平成19年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	施設	健康増進課、教育課、住民課、福祉課、産業課	実施中	60%						
	具体的取組内容 (H20年5月末)								平成19年度は5箇所の施設改修を計上していましたが、うち4箇所の改修工事等を行いました。改修に着手できなかった事業につきましては、20年度以降の計画に繰り越します。 実施事業：長谷無縁仏慰霊塔改修、古月保育所門扉等設置、剣南小学校特別教室改修(設計)、石炭資料展示場館 I T V 取替等																			
平成20年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	施設	総務課、教育課、保険健康課、福祉人権課	実施中	60%						
	具体的取組内容 (H21年5月末)								平成20年度は5箇所の施設改修を計上していましたが、うち1箇所の改修工事を行いました。改修に着手できなかった事業につきましては、21年度以降の計画に繰り越します。 実施事業：剣南小学校特別教室改修工事																			
平成21年度																												
	具体的取組内容																											

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

37

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 利用申請等の改善

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要			
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額	
平成17年度	▲	▲	▲	▲					H17年10月	H18年09月	施設	健康増進課 社会教育課	検討中	60%	—					
	<p>具体的取組内容 (H18年6月末)</p> <p>指定管理者制度導入に向けて、3月議会において条例等の整備を行い、また、指定管理者募集に対し募集要項等の整備を行いました。指定管理者の運営により、閉庁時における利用申請等が行えるように指定管理業務仕様書に盛り込んでいます。</p>																			
平成18年度	▲	▲	▲	▲					H17年10月	H18年09月	施設	健康増進課 教育課	検討済	100%	—					19.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施
	<p>具体的取組内容 (H19年5月末)</p> <p>検討の結果、総合福祉センター及び文化体育総合施設については、指定管理者制度の導入による利用申請等の改善を見込んでいましたが、指定管理者の決定には至りませんでした。そのため当面の対策として、文化体育総合施設において、平成19年9月から週1回、午後7時まで時間外窓口を試行設置し、利用者の利便性の向上を図ることとします。</p>																			
平成19年度						●	●			H19年09月	H20年03月	施設	健康増進課 教育課	実施中	60%					20.4.1 個票見直し 到達年月H20.3 ↓ 到達年月H22.3
	<p>具体的取組内容 (H20年5月末)</p> <p>文化体育総合施設において、平成19年9月から週1回、午後7時まで時間外窓口を試行設置し、利用者の利便性の向上を図っています。平成20年3月31日までの7か月間に16件の利用があり、内訳は、使用料支払6件、予約5件、その他問合せ等5件でした。</p>																			
平成20年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
	<p>具体的取組内容 (H21年5月末)</p> <p>文化体育総合施設において平成19年度より引き続き、毎週木曜日、午後7時まで時間外窓口を設置し対応しています。時間外の利用者は一部の団体に限られており利用者も少ないため、現状の体制で支障がないものと判断しています。また、総合福祉センターの勤労者ふれあい棟については、自動券売機を設置して飛び込みの利用ができるよう改善をしています。</p>																			
平成21年度																				
	<p>具体的取組内容</p>																			

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

38

■ 数値目標

1,770千円

■ 具体的改革項目 総合福祉センター

■ 現在までの累積効果額

6,141千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要							
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額					
平成17年度		▲	▲							H17年10月	H18年03月	施設	健康増進課	検討済	100%	—				18.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施				
	具体的取組内容 (H18年6月末)								検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。 なお、施設の性格や機能を考慮して、公募によらない指定管理者の候補者選定を行うこととしています。															
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	同上	実施中	0%	0千円				
	具体的取組内容 (H19年5月末)								施設の性格や機能、近隣市町の状況なども考慮して、公募によらない指定管理者候補者として、鞍手町社会福祉協議会から事業計画書等の提出を受けましたが、現状に対して住民サービスの大幅な向上が期待できないこと、また経費の削減につながらないことから、指定管理者候補者としての選定には至りませんでした。 その後、民間業者から見積書を取り比較検討しましたが、経費面で大幅に上回ったため、引き続き、社会福祉協議会と指定管理者候補者の選定に向け協議を行っていくこととします。															
平成19年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	同上	実施中	20%	0千円				
	具体的取組内容 (H20年5月末)								総合福祉センターの指定管理者制度への移行は、施設の性格等により公募によらない方法で社会福祉協議会と協議を行ってきました。その結果、平成20年4月から社会福祉協議会に管理業務を委託することとなりました。															
平成20年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	保険健康課	実施中	347%	6,141千円	83,125千円		76,984千円	
	具体的取組内容 (H21年5月末)								総合福祉センターは、平成20年4月から社会福祉協議会を指定管理者として、管理・運営業務を行っています。 直営とした場合の運営管理費83,125千円に対して、指定管理者を導入したことによる決算見込額は76,984千円で、6,141千円の効果がありました。 (資料添付：平成20年度 鞍手町総合福祉センター運営管理費比較表)															
平成21年度	具体的取組内容																							

平成20年度 鞍手町総合福祉センター運営管理費比較表

歳 入

(単位：円)

科 目	直営 A	平成20年度 決算見込額 B	平成21年度 決算見込額 C	効果額 B-A	累積効果額 (B-A)+(C-A)
総合福祉センター使用料	21,160,000	22,079,370		919,370	919,370
預金利息	0	1,264		1,264	1,264
計	21,160,000	22,080,634	0	920,634	920,634

歳 出

科 目	直営 A	平成20年度 決算見込額(B)	平成21年度 決算見込額 C	効果額 B-A	累積効果額 (B-A)+(C-A)
人件費	17,365,580	13,832,995	0	▲ 3,532,585	▲ 3,532,585
人件費	15,521,000	13,832,995		▲ 1,688,005	▲ 1,688,005
臨時事務職員給与等	1,844,580	0		▲ 1,844,580	▲ 1,844,580
需用費	35,771,000	34,285,951	0	▲ 1,485,049	▲ 1,485,049
消耗品費	4,495,000	3,256,213		▲ 1,238,787	▲ 1,238,787
水道料	6,456,000	6,270,860		▲ 185,140	▲ 185,140
電気料	14,496,000	12,622,618		▲ 1,873,382	▲ 1,873,382
ガス代	152,000	123,913		▲ 28,087	▲ 28,087
重油	6,880,000	7,359,975		479,975	479,975
軽油	1,280,000	1,344,580		64,580	64,580
ガソリン	42,000	12,460		▲ 29,540	▲ 29,540
灯油代	470,000	548,551		78,551	78,551
修繕料	1,500,000	2,746,781		1,246,781	1,246,781
役務費	1,345,000	1,083,468	0	▲ 261,532	▲ 261,532
郵便料	10,000	0		▲ 10,000	▲ 10,000
電話料	576,000	352,695		▲ 223,305	▲ 223,305
ごみ収集手数料	152,000	151,200		▲ 800	▲ 800
クリーニング代	168,000	153,363		▲ 14,637	▲ 14,637
自動車損害賠償責任保険料	37,000	26,160		▲ 10,840	▲ 10,840
自動車損害任意共済保険料	88,000	87,690		▲ 310	▲ 310
水質検査	134,000	133,350		▲ 650	▲ 650
損壊賠償責任保険料	180,000	179,010		▲ 990	▲ 990
委託料	26,861,400	26,556,776	0	▲ 304,624	▲ 304,624
浴場ろ過配管清掃業務委託料	716,000	710,850		▲ 5,150	▲ 5,150
電気保安点検業務委託料	571,000	555,660		▲ 15,340	▲ 15,340
受水槽清掃検査委託料	68,000	67,200		▲ 800	▲ 800
浄化槽蒸発散維持管理委託料	2,015,000	2,015,000		0	0
自動扉保守点検管理委託料	252,000	252,000		0	0
防災設備保安点検管理委託料	455,000	454,755		▲ 245	▲ 245
警備委託料	996,000	965,916		▲ 30,084	▲ 30,084
総合福祉センター管理委託料	7,004,000	6,985,920		▲ 18,080	▲ 18,080
清掃業務委託料	9,460,000	9,957,385		497,385	497,385
ゴキブリ駆除等委託料	145,000	304,900		159,900	159,900
外構管理委託料	741,400	820,000		78,600	78,600
健康機材保守点検委託料	240,000	0		▲ 240,000	▲ 240,000
温水ヒーター保守点検業務委託料	231,000	231,000		0	0
浴場設備機器保守点検業務委託料	327,000	326,550		▲ 450	▲ 450
貯湯槽タンク清掃業務委託料	52,000	51,450		▲ 550	▲ 550
オゾン発生装置保守点検業務委託	984,000	855,540		▲ 128,460	▲ 128,460
給湯器保守点検委託	32,000	31,500		▲ 500	▲ 500
オイルタンク保守点検業務委託料	172,000	171,150		▲ 850	▲ 850
福祉棟浴槽清掃委託料	600,000	0		▲ 600,000	▲ 600,000
福祉棟管理業務	1,800,000	1,800,000		0	0
使用料及び賃借料	1,201,000	1,143,001	0	▲ 57,999	▲ 57,999
清掃用具使用料	403,000	436,310		33,310	33,310
観葉植物使用料	109,000	0		▲ 109,000	▲ 109,000
テレビ受信料	103,000	102,080		▲ 920	▲ 920
放送施設使用料	137,000	136,080		▲ 920	▲ 920
カラオケ施設使用料	222,000	247,401		25,401	25,401
カラオケ使用料	227,000	221,130		▲ 5,870	▲ 5,870
公課費(自動車重量税)	82,000	81,900	0	▲ 100	▲ 100
予備費	500,000	0	0	▲ 500,000	▲ 500,000
合 計	83,125,980	76,984,091	0	▲ 6,141,889	▲ 6,141,889

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

39

■ 数値目標

7,648千円

■ 具体的改革項目 文化体育総合施設

■ 現在までの累積効果額

4,860千円

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要								
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額						
平成17年度		▲	▲							H17年10月	H18年03月	施設	社会教育課	検討済	100%	—				18.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。また、指定管理者募集に向けて募集要項等の整備を行い、6月26日から募集を開始しています。																						
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	教育課	実施中	0%	0千円				19.3.31 個票見直し 指定管理者 ↓ 直営
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年6月26日から公募を行い、1社の応募がありましたが、現状の経費を大幅に上回る見積金額が提出されたため、指定管理者候補者としての選定には至りませんでした。このため指定管理者制度導入による効果の創出ではなく、直営で運営していくこととして、平成20年度から施設管理体制の見直しによる経費節減を図ることとします。																						
平成19年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	H20年04月	H22年03月	施設	同上	実施中	20%	0千円					
	具体的取組内容 (H20年5月末)		施設管理体制の見直しについて、平成20年4月からの実施に向け準備を行いました。																						
平成20年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	H20年04月	H22年03月	施設	同上	実施中	95%	4,860千円	15,600千円		10,740千円		
	具体的取組内容 (H21年5月末)		経費削減のため、中央公民館の住込みの管理人を廃止し機械警備へ移行、体育施設の監視人（臨時職員）を業者委託へ移行、清掃業務委託については清掃員を削減（3人を2人）し、長谷別館についても住込みの管理人を廃止し、運営方法を見直し地元の人と管理委託契約を行いました。平成20年度は、4,860千円の削減効果がありました。平成21年度も同額の削減効果を見込んでいます。 (資料添付：鞍手町文化体育総合施設委託業務 効果額集計表)																						
平成21年度	具体的取組内容																								

鞍手町文化体育総合施設委託業務 効果額集計表

改正前	
業務名	文化体育総合施設管理業務
委託金額	2,705,664円 (ガス代を除く光熱水費は町負担)
金額算出基礎	225,472×1人×12ヶ月
業務内容	施設内外の巡視・戸締り・門扉の開閉・各種研修の準備及び片付けの協力

業務名	公民館監視業務
委託金額	2,742,096円
金額算出基礎	114,254×2人×12ヶ月
業務内容	施設内外の監視・電話の対応・施設案内・窓口対応等

業務名	体育施設監視
臨時職員賃金	3,953,000円
金額算出基礎	社会保険負担：157,000 労災保険：19,000 賃金：3,367,000 期末賃金：410,000
業務内容	体育施設内外の監視・窓口案内・利用者の誘導・照明の操作

業務名	文化体育総合施設清掃委託
委託金額	5,080,644円
金額算出基礎	屋内5,227円×3人×25日×12月 屋外5,227円×3人×2日×12月
業務内容	屋内＝公民館・体育館・武道館・弓道場・資料館 屋外＝屋外トイレ2ヶ所・施設周辺ゴミ拾い

業務名	長谷別館管理業務委託
委託金額	1,118,592円
金額算出基礎	93,216×12ヶ月
業務内容	施設内外の巡視・戸締り・門扉の開閉・各種研修の準備及び片付けの協力
改正前委託料合計 A	15,599,996円

改正後	
業務名	文化体育総合施設機械警備
委託金額	976,500円
金額算出基礎	81,357×12ヶ月
業務内容	機械警備

業務名	公民館監視業務
委託金額	2,888,004円
金額算出基礎	240,667×12ヶ月
業務内容	施設内外の監視・電話の対応・施設案内・窓口対応等

業務名	体育施設監視
委託金額	2,888,004円
金額算出基礎	240,667×12ヶ月
業務内容	体育施設内外の監視・窓口案内・利用者の誘導・照明の操作

業務名	文化体育総合施設清掃委託
委託金額	3,387,096円
金額算出基礎	屋内5,227円×2人×25日×12月 屋外5,227円×2人×2日×12月
業務内容	屋内＝公民館・体育館・武道館・弓道場・資料館 屋外＝屋外トイレ2ヶ所・施設周辺ゴミ拾い

業務名	長谷別館管理業務委託
委託金額	600,000円
金額算出基礎	50,000×12ヶ月
業務内容	施設内外の巡視・戸締り・門扉の開閉
改正後委託料合計 B	10,739,604円
支出削減額 A-B	4,860,392円

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 40
 ■ 具体的改革項目 大谷自然公園

■ 数値目標 634千円
 ■ 現在までの累積効果額 309千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要																
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額														
平成17年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	施設	社会教育課	検討中	20%	—																	
	具体的取組内容 (H18年6月末)		平成19年度の指定管理者制度導入に向け、3月議会において条例等の整備を行いました。																														
平成18年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	施設	建設課、教育課	検討済	100%	—																	
	具体的取組内容 (H19年5月末)		検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、平成19年2月に指定管理者募集要項及び仕様書を作成し、公募を行いました。公募では2社からの応募があり、経費の削減、事務量軽減につながることから、指定管理者候補者として1社を選定し、平成19年7月1日から指定管理者制度を導入することとします。																														
平成19年度												●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年07月	H22年03月	施設	同上	実施中	29%	62千円	5,727千円			5,665千円	
	具体的取組内容 (H20年5月末)		平成19年7月1日より指定管理者を導入しました。平成19年度では62千円の削減効果がありました。21年度では248千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：大谷自然公園指定管理者制度導入による効果)																														
平成20年度													●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年07月	H22年03月	施設	同上	実施中	74%	247千円	6,783千円			6,536千円	
	具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年度では247千円の削減効果がありました。21年度では323千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：大谷自然公園指定管理者制度導入による効果)																														
平成21年度																																	
	具体的取組内容																																

大谷自然公園指定管理者導入による効果

区 分		プラン策定時 の 予定事業費
大谷自然公園	19年度	5,727,481
	20年度以降	6,783,119
計		
差し引き効果額		

平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
実施済額	実施済額	実施予定額	実施済含む 見込み額
5,664,668			5,664,668
	6,535,634	6,459,557	12,995,191
5,664,668	6,535,634	6,459,557	18,659,859
62,813	247,485	323,562	633,860

※ 平成19年7月より指定管理者導入

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 41

■ 数値目標 2,779千円

■ 具体的改革項目 鞍手町葬斎場

■ 現在までの累積効果額 2,432千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要							
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額									
	平成17年度	▲	▲										H17年10月	H18年03月	施設	住民課		検討済	100%	—				18.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施
具体的取組内容 (H18年6月末)	検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。また、指定管理者募集に向けて募集要項等の整備を行い、6月21日から募集を開始しています。																							
平成18年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	同上	実施中	63%	1,487千円	19,039千円		17,552千円
具体的取組内容 (H19年5月末)	平成18年9月に指定の議決を得て、同年10月から指定管理者制度の導入を開始しました。18年度では1,487千円の削減効果がありました。19年度では525千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：鞍手町営葬斎場指定管理者制度導入効果)																							
平成19年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	同上	実施中	80%	525千円	19,039千円		18,514千円
具体的取組内容 (H20年5月末)	平成19年度では525千円の削減効果がありました。20年度では420千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：鞍手町営葬斎場指定管理者制度導入効果)																							
平成20年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	農政環境課	実施中	93%	420千円	19,039千円		18,619千円
具体的取組内容 (H21年5月末)	平成20年度では420千円の削減効果がありました。21年度では327千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：鞍手町営葬斎場指定管理者制度導入効果)																							
平成21年度																								
具体的取組内容																								

鞍手町営葬斎場 指定管理者制度導入効果

区 分		プラン策定時 予定事業費	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
			実施済額	実施済額	実施済額	予定額	実施済含む 見込み額
歳 出 項 目	人件費	10,164,045	3,790,201				3,790,201
	需用費	4,777,669	2,306,985				2,306,985
	役務費	179,673	58,035				58,035
	委託料	3,676,348	11,269,527	18,514,000	18,619,000	18,712,000	67,114,527
	使用料及び賃借料	242,214	127,842				127,842
計		19,039,949	17,552,590	18,514,000	18,619,000	18,712,000	73,397,590
差し引き効果額			1,487,359	525,949	420,949	327,949	2,762,206

※平成18年度と19年度の差

18年度は10月からの6ヶ月間

※平成19年度と20年度の差

残骨灰収集委託料(2年に1回)

※平成20年度と21年度の差

非常用発電保守点検委託料(3年に1回)

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 42 ■ 数値目標 11,998千円

■ 具体的改革項目 鞍手町衛生センター ■ 現在までの累積効果額 11,101千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要									
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額											
	平成17年度	▲	▲					H17年10月					H18年03月	施設	住民課	検討済		100%	—				18.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施			
具体的取組内容 (H18年6月末)	検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。また、指定管理者募集に向けて募集要項等の整備を行い、6月21日から募集を開始しています。																									
平成18年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	同上	実施中	37%	2,206千円	83,181千円		80,975千円		
具体的取組内容 (H19年5月末)	平成18年9月に指定の議決を得て、同年10月から指定管理者制度の導入を開始しました。18年度では2,206千円の削減効果がありました。19年度では4,450千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：鞍手町衛生センター指定管理者制度導入効果)																									
平成19年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	同上	実施中	74%	4,450千円	83,181千円		78,731千円		
具体的取組内容 (H20年5月末)	平成19年度では、4,450千円の削減効果がありました。20年度では4,445千円の削減効果を見込んでいます。 (資料添付：鞍手町衛生センター指定管理者制度導入効果)																									
平成20年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	農政環境課	実施中	114%	4,445千円	83,181千円		78,736千円		
具体的取組内容 (H21年5月末)	平成20年度では、4,445千円の削減効果がありました。21年度では5,085千円の削減効果を見込んでいます。 (資料添付：鞍手町衛生センター指定管理者制度導入効果)																									
平成21年度																										
具体的取組内容																										

鞍手町衛生センター 指定管理者制度導入効果

区 分		プラン策定時 予定事業費	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
			実施済額	実施済額	実施済額	予定額	実施済含む 見込み額
歳 出 項 目	人件費	2,480,072	1,223,826				1,223,826
	旅費	10,260	29,860				29,860
	需用費	31,271,571	16,004,088				16,004,088
	役務費	69,384	42,003				42,003
	委託料	49,242,638	63,587,683	78,731,000	78,736,000	78,096,000	299,150,683
	使用料及び賃借料	9,555	4,404				4,404
	公課費	98,200	83,700				83,700
計	83,181,680	80,975,564	78,731,000	78,736,000	78,096,000	316,538,564	
差し引き効果額			2,206,116	4,450,680	4,445,680	5,085,680	16,188,156

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

43

■ 数値目標

35,546千円

■ 具体的改革項目

剣第二・西川第二保育所の民営化

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)							担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要						
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額							
平成17年度		▲	▲	▲				H18年04月	H19年03月	施設	福祉課	検討中	20%	—								
	具体的取組内容 (H18年6月末)		保育所民営化の是非について、周知方法や意見聴取の方法を検討しました。全園の保護者に対して行財政改革の文書配布により周知を行い、対象である2園については、懇話会を実施し意見聴取することとしています。また、古月保育所管理人については、廃止することを前提として、現在作業を進めています。																			
平成18年度		▲	▲	▲				H18年04月	H19年03月	施設	同上	検討中	40%	—								
	具体的取組内容 (H19年5月末)		対象である2園において保護者との懇話会を開催しましたが、出席者が少なく、保護者全員の意見・質問を聴くための意向調査を実施し、その回答内容を保護者全員に文書配布しました。また、近隣の17の社会福祉法人に対し、民営化に関するアンケートを実施しました。保育所民営化の是非については、保護者等の関係者にとって大きな問題であることから、検討期間を延長し、より慎重に対応していくこととします。(資料添付：剣第二・西川第二保育所の民営化の検討に関する取り組み経過) また、古月保育所管理人については、検討の結果、他の4園には管理人を置いていない状況等から、平成19年3月31日をもって廃止しました。今後は、「連番45 学校用務員委託の廃止」に効果等を含めて計上していくこととします。																			
平成19年度		▲	▲	▲	▲	▲	▲	H18年04月	H20年03月	施設	同上	検討中	80%									
	具体的取組内容 (H20年5月末)		平成19年9月議会に「鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例」を議案提出しましたが継続審議となり、12月議会で同議案が可決されました。その後、2園の保護者代表に今までの経緯と今後のスケジュール等の説明を行い、その後、選考委員会を3回開催し、また、運営法人募集のため、ホームページに募集要項を掲載しました。結果、2つの社会福祉法人が施設見学を行いました。																			
平成20年度					●	●	●	●	●	●	●	●	H20年04月	H21年03月	施設	福祉人権課	実施中	20%				
	具体的取組内容 (H21年5月末)		鞍手町立保育所民営化運営法人申請書により、応募された2法人の書類審査、ヒアリング審査、現地審査を鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会が行い、審査の結果、移管先法人候補として社会福祉法人明星福祉会が選考されました。平成21年4月1日からの民営化に向け、「町立保育所設置条例の一部を改正する条例」を6月定例会に議案提出し可決されました。その後、民営化に伴う保護者の不安や疑問を解消するため説明会を開催するとともに、円滑な移行を行うため移管法人との事務打ち合わせを随時行い、平成21年3月31日をもって剣第2保育所、西川第2保育所の移管事務を全て終了しました。																			
平成21年度					●	●	●	●	●	●	●	●										
	具体的取組内容																					

剣第二・西川第二保育所の民営化の検討に関する取り組み経過

- 平成18年 6月22日 保育所5所の保護者宛に保育所に関する行財政改革についての文書を配布。
- 平成18年 8月30日 西川第二保育所保護者との懇話会を開催。
(出席者 男性2名、女性12名)
出席者が少ないこともあり、意見、質問等を聞くために保護者全員に対し意向調査用紙を配布。
- 平成18年11月13日 情報を求める意見もあり、意向調査の内容と意見、質問に対する考え方を記入して西川第二保育所保護者全員に配布。
- 平成18年11月17日 剣第二保育所役員との懇話会を開催。(役員3人)
- 平成18年12月20日 剣第二保育所保護者との懇話会を開催。
(出席者 女性12名)
西川第二保育所と同様、保護者の出席が少ないこともあり、意見、質問等を聞くために保護者全員に対し意向調査用紙を配布。
- 平成19年 1月26日 意向調査の内容と意見、質問に対する考え方を記入して剣第二保育所保護者全員に配布。
- 意向調査結果
- | | | |
|------------|-----|--------|
| ・民営化に対する不安 | 13名 | |
| ・民営化に反対 | 8名 | |
| ・民営化に賛成 | 3名 | |
| ・どちらとも言えない | 5名 | 合計 29名 |
- 平成19年 5月 8日 近隣の17の社会福祉法人に対し、剣第二保育所、西川第二保育所の民営化を検討していることについて、アンケートを郵送にて実施。
他の自治体の場合は、施設を整備し民営化を図っているところが多く、鞍手町の場合、施設が古く、公募を行ったとしても、応募があるかが不安であったこと。また、民営化に対する社会福祉法人の意見を聞くということから実施。
- 平成19年6月20日現在の回答(13法人から回答あり)
- | | |
|------------|-----|
| ・応募する | 1法人 |
| ・応募しない | 8法人 |
| ・どちらともいえない | 4法人 |
- 平成19年 9月 議会に「鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例」を議案提出
継続審議(総務文教委員会、民生産業委員会の連合審査)となる。

平成19年 9月25日	第1回連合審査開催 選考委員会立ち上げの前に町の条件に見合う法人の有無が問題となる。後日、近隣自治体の5社会福祉法人を訪問。
平成19年11月28日	第2回連合審査開催 保護者に対する意向調査について。
平成19年12月	議会で「鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例」が可決
平成20年 1月	保護者代表への経過等説明会開催（10日、15日） 保護者代表（各クラス2名）、行政、保育所長を交え、民営化に関する経緯と今後のスケジュールについて。
平成20年 1月29日	「第1回鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会」開催 保育所民営化に関する経緯、募集要項等（案）及び今後のスケジュールについて協議。
平成20年 2月13日	「第2回鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会」開催 募集要項等、選考基準、引継ぎ及び審査評価のそれぞれの案について協議。
平成20年 2月20日	近隣市町の社会福祉法人を訪問し、募集要項を配布
平成20年 2月26日	2つの社会福祉法人が施設見学
平成20年 3月	保護者への経過等説明会開催（17日、18日）
平成20年 3月31日	「第3回鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会」開催 2法人が鞍手町立保育所民営化運営法人申請書を提出。応募法人に対するヒアリング日程、応募法人施設現地審査日程、審査評価のそれぞれの案について協議。
平成20年 4月 9日	「第4回鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会」開催
平成20年 4月11日	「第5回鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会」開催 応募法人に対するヒアリング審査を実施。
平成20年 4月16日	「第6回鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会」開催 応募法人運営保育園の現地審査を実施。
平成20年 4月24日	「第7回鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会」開催 移管先法人の選考について協議し、候補者を決定する。
平成20年 5月15日	「第8回鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会」開催 町長への報告書について。

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 44 ■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 学校給食の民間委託 ■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)							担 当 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額			
平成17年度		▲	▲	▲	▲			H18年01月	H18年12月	施設	学校教育課	検討中	20%	—				
	具体的取組内容 (H18年6月末) 3月初旬に実施した学校給食運営審議会の中で、学校給食民間委託についての説明を行いました。結果、反対意見はありませんでしたが、要望として、民間業者になっても、食材については地産・地消の継続と、食育が妨げられないような給食を提供して欲しいということでした。 また、関係者の意見を十分に反映するため、PTA保護者・学校長等の構成による検討委員会を設置することとし、7月中に開催できるよう準備を行っています。																	
平成18年度		▲	▲	▲	▲			H18年01月	H18年12月	施設	教育課	検討済	100%	—				
	具体的取組内容 (H19年5月末) 学校給食民間委託導入検討委員会における審議の結果、「民間施設を使用しての学校給食」は、食数が業者の希望数に満たないことと、配送時間の関係で実施不可能であり、また、「自校方式」「運搬業務の民間委託」「調理・配缶・洗浄・清掃等の民間委託」についても検討を行いました。この結論となり、教育委員会に提言を行いました。 この提言を受け、平成19年4月20日の定例教育委員会で協議した結果、学校給食は直営で運営していくことと決定しています。 (資料添付：学校給食民間委託の検討に関する取り組み経過)																	
平成19年度																		
	具体的取組内容 (H20年5月末)																	
平成20年度																		
	具体的取組内容 (H21年5月末)																	
平成21年度																		
	具体的取組内容																	

学校給食民間委託の検討に関する取り組み経過

- 平成18年11月 7日 第1回検討委員会開催
委員会設立の趣旨及び要綱の説明、委員長、副委員長の選出、これからの委員会の進め方などを協議。
- 平成18年11月28日 第2回検討委員会開催
直営と民間委託との経費の違い、メリットとデメリットを検討。
- 平成18年12月21日 第3回検討委員会開催
経費に関することを協議、民間に委託した場合の疑問点を協議。
- 平成19年 1月17日 第4回検討委員会開催
直営と民間委託との経費の違いなど協議。
- 平成19年 2月 6日 第5回検討委員会開催
町施設を使わないで民間委託をした場合など協議。運搬業務の民間委託について検討。
- 平成19年 2月27日 第6回検討委員会開催
提言書（案）の検討。
- 平成19年 3月22日 第7回検討委員会開催
提言書の作成。

提言内容（原文のまま掲載）

鞍手町教育委員会への提言

学校給食民間委託導入検討委員会は、第4次鞍手町行財政改革の基本目標「民間委託等の推進」、その中の具体的改革項目の一つ、学校給食民間委託導入の是非を検討することを目的に設立されました。

そこで、民間導入の是非にあたっては、PTAの方々の理解を得る必要があることから、各小中学校の、学校関係者17名で構成されています。

第1回検討委員会で、委員長、副委員長選出が行われた結果、委員長は古月小学校PTA会長 遠藤靖彦氏、副委員長は学校関係者から室木小学校校長 小宮順一氏に決定しました。

第1回から審議に入り、平成19年3月22日の第7回まで協議を重ねた結果、以下のような結論となりました。

- 1 民間施設を使つての学校給食は食数が業者の希望数に足りていないので、民間業者が新たに施設を建てて、実施するとは考えられない。また、現在実施している民間業者の住所は福岡市なので、配送時間を考えた場合、実施不可能であることから、現段階では比較できない。
- 2 自校方式は、現段階では学校施設の改修及び設備に多大な経費を要するので、将来に向けての課題である。
- 3 学校給食運搬業務の民間委託については、経費の面で民間の方がかなり高いことと、直営の嘱託運転手は事務もやっていることから、直営のままが良い。
- 4 学校給食調理・配缶・洗浄・清掃等の民間委託導入の是非については、仮に民間になっても、献立については栄養士が行い、食材の購入、衛生管理の徹底については教育委員会が責任をもって行うことを前提に、直営と民間との経費の比較及び栄養士の食の指導等に係る時間並びに安全・安心できる給食について協議した結果、次のとおりです。

（1）経費については

- ①正規調理員退職後の補充を嘱託職員で行えば、2年目で直営の方が民間より安くなるので直営が良い。
- ②正規調理員退職後の補充を現正規調理員の60%の人件費の正規調理員で行えば民間の方が直営より安いので民間が良い。

（2）栄養士が行う食の指導等の時間については

- ①調理員が不足した時は栄養士が調理員の一人のようになり、本来の業務が出来ない状態及び食の指導の時間が減少する事が考えられる。民間にすれば調理員の人数も安定し、栄養士の本来の業務及び食の指導の時間が増えることも予測されるので民間が良い。
- ②民間委託の調理員が短期間で変わった場合、栄養士が、その都度一から教えなければならないので食の指導の時間が減ることも予測されることから、直営が良い。

（3）安心・安全な給食作りについては

民間だと賃金をできるだけ安く抑えようとするため、調理業務は、パートが中心となり、結果、定着率が低くなり、不安が残る。

上記の直営及び民間のメリット、デメリットについて、総合勘案した結果、直営が良いということになりました。

そのためには、現在、不足している調理員の補充を早期に行い、安定した調理員の確保に努めること。

以上の通り、提言いたします。

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 45

■ 数値目標 39,000千円

■ 具体的改革項目 学校用務員委託の廃止

■ 現在までの累積効果額 21,586千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要					
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額							
	平成17年度	▲	▲										H17年10月	H18年03月	施設	学校教育課 社会教育課		検討済	100%	—		
具体的取組内容 (H18年6月末)		1月と3月の教育委員会の中で、学校用務員委託の廃止の是非について協議を行い、廃止することを決定しました。廃止後の用務員が行っている施設の管理については、警備会社との業務委託を行います。																				
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	施設	教育課	実施中	14%	—				
具体的取組内容 (H19年5月末)		平成19年4月から各小中学校、鞍手分校及び古月保育所において、用務員委託を廃止し、警備会社への警備委託を開始しました。19年度では10,793千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：用務員委託廃止による効果)																				
平成19年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	施設	同上	実施済	42%	10,793千円	19,025千円		8,232千円	
具体的取組内容 (H20年5月末)		平成19年度では10,793千円の削減効果がありました。20年度でも同額の削減効果が見込まれます。 (資料添付：用務員委託廃止による効果)																				
平成20年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	施設	同上	実施済	69%	10,793千円	19,025千円		8,232千円	
具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年度では10,793千円の削減効果がありました。21年度でも同額の削減効果が見込まれます。 (資料添付：用務員委託廃止による効果)																				
平成21年度																						
具体的取組内容																						

用務員委託廃止による効果

区 分	用務員委託料	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
		警備委託 実績額	警備委託 実績額	警備委託 予定額	実施済含む 見込み額
各小・中学校 鞍手分校	17,122,860	8,036,592	8,036,592	8,036,592	24,109,776
古月保育所	1,902,540	195,300	195,300	195,300	585,900
計	19,025,400	8,231,892	8,231,892	8,231,892	24,695,676
差し引き効果額		10,793,508	10,793,508	10,793,508	32,380,524

※用務員委託の廃止に伴い、光熱水費についても効果が生じるが、積算不可のため計上していない。

※警備会社の委託料には、設備費を含む。

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

46

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目

室木小学校と西川小学校の統合についての検討

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)							担 当 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要			
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額				
平成17年度			▲	▲	▲			H19年04月	H20年03月	施設	学校教育課	検討期間前	—						
	具体的取組内容 (H18年6月末)		平成18年度中に、検討委員会設置準備を行います。																
平成18年度			▲	▲	▲			H19年04月	H20年03月	施設	教育課	検討中	0%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		検討委員会設置に向け準備を行っています。 保護者等の関係者にとって大きな問題であることから、より慎重に対応していくこととします。																
平成19年度			▲	▲	▲			H19年04月	H21年03月	施設	同上	検討中	40%					20.4.1 個票見直し 到達年月H20.3 ↓ 到達年月H22.3	
	具体的取組内容 (H20年5月末)		平成19年10月に「室木小学校と西川小学校の統合検討委員会」設置のための準備委員会を役場内に立ち上げ、複式学級、通学方法、財政効果、跡地利用及び設置要綱について、5回にわたり討議を行ってきました。今後は、平成20年6月定例議会において、検討委員会設置のための予算要求等を行います。																
平成20年度			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H19年04月	H22年03月	施設	同上	検討中	60%			
	具体的取組内容 (H21年5月末)		平成20年8月に「室木小学校と西川小学校統合についての検討委員会」を設置しました。(町議会2名、区長会4名、PTA4名、学校2名、行政3名) 9月に第2回検討委員会、10月に第3回検討委員会を実施し、平成21年2月28日には室木小学校区への説明会(参加者23名)、平成21年3月7日には西川小学校区への説明会(参加者19名)を開催しました。また、3月に第4回検討委員会を実施しました。平成21年11月までに計9回の検討委員会を開催し、取りまとめを行う予定としています。																
平成21年度																			
	具体的取組内容																		

室木小学校と西川小学校の統合についての検討に関する取り組み経過

平成19年10月	準備委員会設置 検討委員会設置に向けての準備を行う。
平成20年 8月28日	第1回検討委員会開催 委員長、副委員長の選出、両小学校の現状説明、今後のスケジュールなど協議。
平成20年 9月26日	第2回検討委員会開催 複式学級について協議。
平成20年10月23日	第3回検討委員会開催 統合した場合の通学方法、アンケート調査（案）について協議。
平成21年 2月28日	室木小学校において統合問題説明会を開催 経過報告、児童数の推移、複式学級について説明。
平成21年 3月 7日	西川小学校において統合問題説明会を開催 経過報告、児童数の推移、複式学級について説明。
平成21年 3月30日	第4回検討委員会開催 両小学校説明会の内容報告、アンケート調査（案）について協議。
平成21年 4月24日	西川小学校でアンケート用紙配布
平成21年 5月 7日	室木小学校でアンケート用紙配布
平成21年 6月29日	第5回検討委員会開催 アンケート調査の結果について協議

第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

47

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目

鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)							担 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額			
平成17年度		▲	▲	▲				H18年04月	H19年03月	施設	学校教育課	検討中	20%	—				
	具体的取組内容 (H18年6月末)		関係者の意見を十分に反映するため、PTA等の構成による検討委員会を設置することとし、7月中に開催できるよう準備を行っています。 また、7月に本校との協議を行い、次に同月本校と一緒に県教育庁との協議を行うこととなっています。															
平成18年度		▲	▲	▲				H18年04月	H19年03月	施設	教育課	検討中	60%	—				
	具体的取組内容 (H19年5月末)		県教育庁との協議を行いました、「県立高校への統合はできない」との回答から、平成18年10月に鞍手分校あり方検討委員会を立ち上げ、「鞍手分校の存続又は廃止」「財政面の問題と教育機関としての問題」について、検討を行ってきました。 保護者等の関係者にとって大きな問題であり、結論には至らなかったため、検討期間を延長し、協議を行っていくこととします。 (資料添付：鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討に関する取り組み経過)															
平成19年度		▲	▲	▲	▲	▲	▲	H18年04月	H19年12月	施設	同上	検討済	100%					
	具体的取組内容 (H20年5月末)		鞍手分校あり方検討委員会における審議の結果、「財政面から見た場合、現在の状況では町財政を大きく逼迫させるような状態とは思われないこと。また、生徒数の推移も急激な減少傾向ではないことなどから、学校現場教職員が一体となって、今後も特色ある学科・コースや教育課程を編成するよう期待し、鞍手分校の存続が望ましいと考える。ただし、今後、生徒数の大幅な減少や施設の大改修が起こることも予想されるため、3年後若しくは5年以内に再度、見直し検討の必要がある」という結論となり、教育委員会に提言を行いました。この提言を受け、平成19年8月22日の臨時教育委員会で協議した結果、「現時点では存続とし、今後、分校の運営状況が大きく変わるようになった場合は、改めて廃止について検討を行う」と決定しました。 (資料添付：鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討に関する取り組み経過)															
平成20年度																		
	具体的取組内容 (H21年5月末)																	
平成21年度																		
	具体的取組内容																	

鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討に関する取り組み経過

- 平成18年10月31日 第1回鞍手町立鞍手分校あり方検討委員会開催
委員会設立の趣旨及び要綱の説明、鞍手分校設立の経緯と町の負担についての説明、これまでの県との協議などについて説明。
- 平成18年11月24日 第2回検討委員会開催
平成16年度～18年度の交付税措置について説明及び質疑。
- 平成18年12月22日 第3回検討委員会開催
委員長、副委員長の選出、委員会の進め方など協議。
歳入、歳出の関係、交付税関係の質疑。
- 平成19年 1月29日 第4回検討委員会開催
歳入・歳出からみた検討及び生徒増に向けた学校側の取り組み事項の説明。
- 平成19年 2月22日 第5回検討委員会開催
存続した場合の歳入・歳出の予定、廃校とした場合の歳入・歳出の予定、生徒数から見た財政上の試算について質疑。
- 平成19年 3月27日 第6回検討委員会開催
存続した場合の財政上及び教育機関から見た問題点を検討。
廃校した場合の財政上及び教育機関から見た問題点を検討。
- 平成19年 7月27日 第7回検討委員会開催
提言（案）の内容について協議
- 平成19年 8月 3日 教育委員会へ提言
- 平成19年 8月22日 臨時教育委員会開催
大幅な生徒数の減少や多額な改修費用等を要するようになった場合には廃止を再度検討することとし、提言のとおり決定する

第4次 行財政改革集中改革プラン 効果額一覧表

目標数値を掲げている項目の効果額

単位：千円

小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	H17効果	H18効果	H19効果	H20効果	H21見込み	累積効果額 見込み	効果額目標	到達率 見込み
1 収納率の向上	1 税及び使用料・手数料等の収納率の向上	1 目標収納率の設定	1	—	10,827	-1,510	216		9,533	385,986	2.47%
2 公平、公正な受益者負担	1 保育料の改定	1 国基準の90%に改定	4	—	—	2,863	4,818	5,314	12,995	10,998	118.16%
	2 公共施設使用料の改定	1 施設使用料の有料化及び減免規定の見直し	5	—	—	843	1,488		2,331	2,925	79.69%
4 各種補助金の見直し	1 補助金の見直し	1 交付基準に基づく各種補助金の見直し	7	—	—	21,162	8,825		29,987	36,000	83.30%
5 人件費の見直し	1 職員定数の見直し	1 適正な組織体制・人事配置の合理化	8	—	47,334	67,008	103,853	137,097	355,292	175,000	203.02%
	2 特別職等の給与・報酬等の見直し	1 特別職等の給与・報酬等の見直し	9	392	16,846	30,126	38,808	38,237	124,409	106,678	116.62%
6 公共事業等の見直し	1 公共事業の見直し	1 公共事業（町単独土木事業費）の抑制	10	—	165,970	199,709	169,150	172,143	706,972	610,944	115.72%
7 経常経費、投資的経費の見直し	1 扶助費及び報償費の見直し	1 敬老祝金の支給対象者の見直し	11	—	3,384	3,557	4,360	4,847	16,148	15,183	106.36%
	2 投資的経費の削減	1 投資的経費の削減	12	—	32,136	31,863	9,236	6,000	79,235	87,310	90.75%
21 民間委託等の推進	1 指定管理者制度の導入	1 総合福祉センター	38	—	—	—	6,141		6,141	1,770	346.95%
		2 文化体育総合施設	39	—	—	—	4,860	4,860	9,720	7,648	127.09%
		3 大谷自然公園	40	—	—	62	247	323	632	634	99.68%
		4 鞍手町葬斎場	41	—	1,487	525	420	327	2,759	2,779	99.28%
		5 鞍手町衛生センター	42	—	2,206	4,450	4,445	5,085	16,186	11,998	134.91%
	2 民間活用	1 剣第二・西川第二保育所の民営化	43	—	—	—	—		0	35,546	0.00%
	3 直営（業務委託の見直し）	1 学校用務員委託の廃止	45	—	—	10,793	10,793	10,793	32,379	39,000	83.02%
合計				392	280,190	371,451	367,660	385,026	1,404,719	1,530,399	91.79%
累積効果額				392	280,582	652,033	1,019,693	1,404,719			
目標到達率				0.03%	18.33%	42.61%	66.63%	91.79%			

目標数値を掲げていない項目の効果額

単位：千円

小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	H17効果	H18効果	H19効果	H20効果	H21見込み	累積効果額 見込み
3 財源の確保	1 企業誘致の促進と未利用地の処分	1 企業誘致の促進と未利用地の処分	6	—	—	5,042	2,247		7,289
8 事務事業の見直し	1 事務処理方法の改善（効率的な行政運営）	1 職員提案制度の導入	13	—	—	376	968		1,344
合計				0	0	5,418	3,215	0	8,633
累積効果額				0	0	5,418	8,633	8,633	

中期経営計画に基づく取り組みの進捗状況報告書

水道事業	P 1
下水道事業	P 2～3
病院事業	P 4～6
老健事業	P 7～9

鞍手町水道事業 中期経営計画に基づく取り組みについて

(平成18年度～20年度)

■中期財政計画について

*収益的収支及び資本的収支

(単位:千円)

項目		H18年度		H19年度		H20年度		
		計画	決算	計画	決算	計画	決算見込	
収益的 収支	収入	料金等	353,272	336,314	351,247	356,266	391,236	339,547
		他会計補助金等	16,714	17,538	12,942	14,084	10,289	2,624
	支出	人件費	88,296	82,047	87,594	84,734	88,465	89,016
		物件費	277,393	242,498	272,306	258,607	262,242	238,472
	収支	4,297	29,307	4,289	27,010	50,818	14,683	
資本的 収支	収入	企業債	0	0	0	0	800,000	0
		他会計補助金等	29,161	12,151	27,000	17,490	27,000	14,845
		他会計借入金等	0	0	0	0	0	0
		国庫補助金	0	0	0	0	200,000	0
		県補助金	0	0	0	0	0	0
	支出	建設改良費等	81,423	52,533	51,000	51,245	1,051,000	31,172
		企業債償還金	79,002	79,002	65,171	65,171	43,492	43,492
	収支	▲131,264	▲119,384	▲89,171	▲98,926	▲67,492	▲59,819	

平成20年度の収益的収支は14,683千円の黒字決算、資本的収支の差額59,819千円は当年度分損益勘定留保資金で補填しています。

なお、収益的収支の減は、給水人口減による給水収益の減と、今年度より一般会計からの繰入がなくなったことが主な要因です。

また、資本的収支の減は、建設改良費の減と、企業債償還金の減が主な要因です。

■主な取り組みについて

1. 鞍手町水道水質改善検討委員会について

平成20年に1回開催しています。

その内容は、浄水場の改修に伴う事業認可変更の取得内容の報告と、費用対効果の審議を行いました。

また、水道料金の改正については、浄水場の改修が終了し、供用開始予定の平成24年度を目途に検討していきます。

2. 今後の取り組みについて

浄水場の改修工事に伴う、事業認可変更を平成20年度に承認を受けました。

平成21年度に工事に必要な実施設計業務を行い、平成22年度から工事に着手予定、平成23年度に工事を完了予定で、平成24年4月供用開始予定です。

3. 経費節減等の取り組み

平成20年度水道料金において、現年度分収納率は98.7%で、滞納分は92.7%となっています。未納者に対しては納付催告や給水停止等の処置を実施していますが、この取り組みを継続していきながら、会計収納対策課と連携し徴収対策に取り組んでいくことを視野に入れ、収納率が100%となるよう努めていきます。

鞍手町下水道事業 中期経営計画に基づく取り組みについて
(平成18年度～20年度)

■中期財政計画について

①収益的収支

(単位：千円)

項 目	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	決算	計画	決算	計画	決算
営業収益	21,098	17,111	39,594	39,785	45,308	43,311
料金収入	21,037	16,906	39,089	39,287	44,906	42,863
その他(登録手数料他)	61	205	505	498	402	448
営業外収益	116,781	84,664	91,062	72,704	89,525	63,467
一般会計補助金	105,775	69,667	80,056	58,232	78,519	54,775
その他(消費税他)	11,006	14,997	11,006	14,472	11,006	8,692
収入 合計	137,879	101,775	130,656	112,489	134,833	106,778
営業費用	70,396	47,697	64,738	52,156	64,912	42,388
人件費	13,555	13,843	7,355	14,242	7,355	4,730
その他(維持管理負担金他)	56,841	33,854	57,383	37,914	57,557	37,658
営業外費用	67,483	53,253	65,918	59,370	69,921	64,084
企業債利息	67,183	52,828	65,618	59,370	69,621	64,084
その他(利息)	300	425	300	0	300	0
支出 合計	137,879	199,950	130,656	111,526	134,833	106,472
収 支		825		963		306

平成20年度の経常収支は、収入支出それぞれ134,833千円と計上していましたが、306千円の利益となりました。営業費用等(流域下水道維持管理負担金等)の減額によるものです。

②資本的収支

(単位：千円)

項 目	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	決算	計画	決算	計画	決算
企業債	275,000	358,000	275,000	283,000	275,000	225,800
国庫補助金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
その他(受益者負担金他)	90,860	107,710	101,650	169,680	116,190	162,831
収入 合計	565,860	665,710	576,650	652,680	591,190	588,631
建設改良費	500,000	599,851	500,000	576,030	500,000	501,400
企業債償還金	65,860	65,859	76,650	76,650	91,190	87,231
支出 合計	565,860	665,710	576,650	652,680	591,190	588,631
収 支	0	0	0	0	0	0

平成19年度より資本的収支の減額は、主に建設改良費の減が主な要因です。

■主な取り組みについて

1. 下水道の現状

平成 20 年度末で、全体計画区域 850 ヘクタールのうち、供用開始区域 171 ヘクタール、整備済面積 174 ヘクタールで整備率は 20.0 パーセントであります。処理人口につきましては、行政人口 17,888 人のうち、処理人口が 5,451 人で普及率 30.5 パーセントであります。その内、約 3,412 人の方が下水道を利用されております。

2. 経営基盤への取組

(1) 下水道使用料収納率の向上

口座振替制度の促進を図り、収納率の向上を図っております。

(2) 建設コスト及び管理コストの縮減

下水道経営の効率化を図るため、新たなコスト縮減項目の掘り起こしを行いながら、建設コスト及び管理コストの縮減を平成 17 年度より実施しております。

(3) 下水道使用料の見直し

一般会計からの補てんを削減し、受益者負担金の原則に近づけるため、今後も検討いたします。

3. 経営削減等の取り組みによる効果

職員の削減により、平成 19 年度より削減効果が現れている。

4. 今後の取り組み

今後は、住宅密集地である、中山地区(北区・上新橋区・西区・い牟田区)の整備を積極的に進め、町民一人ひとりが生活の豊かさを実感できる、ゆとりと潤いのある居住環境の形成を目指して、下水道整備に取り組んでいきます。

また、平成 20 年度にて、既認可区域 236ha から用途地域の既成市街地 100ha(神崎地区の一部、山ヶ崎、唐ヶ崎、裏田団地、小牧区の一部)を拡張して事業認可区域を 336ha とし下水道整備を進めていきます。

鞍手町病院事業 中期経営計画に基づく取り組みについて

(平成18年度～20年度)

■中期財政計画について

①収益的収支

(単位：千円)

項目	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	決算	計画	決算	計画	決算
病院事業収益	2,691,637	2,635,286	2,745,807	2,513,369	2,776,338	2,578,600
医業収益	2,589,036	2,527,923	2,649,706	2,381,295	2,682,237	2,453,154
入院収益	1,662,683	1,600,744	1,709,774	1,475,906	1,734,282	1,558,293
外来収益	820,353	822,461	833,932	801,327	841,955	791,807
その他医業収益	35,000	33,718	35,000	33,062	35,000	32,054
他会計負担金	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000
医業外収益	102,600	107,363	96,100	132,074	94,100	125,446
受取利息配当金	100	90	100	1,381	100	2,032
その他医業外収益	6,000	9,126	6,000	9,250	6,000	8,585
他会計負担金	96,500	98,147	90,000	121,443	88,000	114,829
特別利益	1	0	1	0	1	0
病院事業費用	2,623,865	2,625,897	2,670,613	2,551,615	2,759,755	2,672,993
医業費用	2,527,910	2,529,962	2,579,203	2,459,943	2,673,271	2,584,679
給与費	1,259,104	1,244,601	1,281,429	1,246,784	1,336,293	1,265,533
退職金	22,983	97,709	38,800	62,711	54,066	94,000
退職給与引当金	50,000	0	50,000	0	50,000	10,588
材料費	645,589	629,238	661,363	602,152	669,822	655,537
減価償却費	167,202	166,098	163,448	160,088	176,793	159,694
資産減耗費	1,000	583	1,000	1,888	1,000	2,067
研究研修費	5,000	4,023	5,000	3,290	5,000	2,649
経費	377,032	387,710	378,163	383,030	379,297	394,611
医業外費用	95,955	95,935	91,409	91,672	87,484	88,314
企業債利息	46,491	46,453	41,128	40,799	36,738	23,888
雑損失	49,464	49,482	50,282	50,893	50,746	64,426
特別損失	0	0	0	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0	0	0	0
医業収支	61,126	▲2,039	70,502	▲78,684	9,966	▲131,525
総収益	67,771	9,389	75,194	▲38,247	16,583	▲94,393
前年度繰越利益剰余金	▲2,089	▲7,089	65,682	1,301	140,876	▲36,946
当年度未処分利益剰余金	65,682	2,301	140,876	▲36,946	157,460	▲131,339
建設改良取崩	0	0	0	1,000	0	0

平成20年度の経常収支予測は、16,583千円の利益を見込んでいましたが、▲94,393千円の赤字決算となりました。

眼科常勤医師の派遣中止による患者数の減少や外来患者の長期投与による患者数の減少が主な原因です。

患者数（1日平均）

(単位：人)

項目	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
入院	202	182	202	172	202	181
外来	250	244	250	224	250	208

②資本的収支

(単位：千円)

項目	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	決算	計画	決算	計画	決算
資本的収入	82,952	70,896	153,126	301,636	51,548	362,905
他会計負担金	51,952	53,001	37,126	39,231	29,548	92,585
特別利益	1,000	2,595	1,000	905	1,000	1,320
企業債	30,000	15,300	115,000	261,500	21,000	269,000
資本的支出	250,433	241,843	300,057	452,965	187,576	520,382
企業債償還金	204,433	204,433	175,057	358,132	156,576	175,193
建設改良費	46,000	37,410	125,000	94,833	31,000	345,189
資本的収支	▲167,481	▲170,947	▲146,931	▲151,329	▲136,028	▲157,477

平成20年度の資本的収支予測は、136,028千円の不足額を見込んでいましたが、南病棟の改修工事や高圧受変電設備改修工事等を行ったために、157,477千円の不足額となりました。不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金より補填しました。

■主な取り組みについて

1. 設備投資

平成20年度は、南病棟浴室トイレ等改修工事や高圧受変電設備改修工事、また手術室に低温プラズマ滅菌装置及び高圧蒸気滅菌消毒装置、透析室に個人用透析装置、院内にオーダーリングシステムを導入しました。

南病棟浴室トイレ等改修工事	67,581千円
高圧受変電設備改修工事	79,457千円
低温プラズマ滅菌装置（手術室）	16,700千円
高圧蒸気滅菌消毒装置（手術室）	11,600千円
個人用透析装置（透析室）	2,350千円
オーダーリングシステム	141,935千円

2. 経営健全化への取り組み

【患者満足度】

当町の患者の受診増加項目については、平成20年度から開始された後期高齢者制度に伴い、75歳以上の方が国保から除外されたため、数値上では入院・外来とも受診率を下げる結果となります。特に入院においては、後期高齢者の入院割合が多いため、著しく減少する数値となります。アンケートによる患者満足度は、全ての項目において良好な結果を得ることができました。

【財務】

一般病棟の入院単価は低下傾向にあります。これは、眼科の常勤医師の派遣中止による入院患者数及びそれに伴う手術料の減少や患者の高齢化に伴う積極的な治療の抑制などが原因です。外来単価は、薬剤の長期投与や注射行為の増加に伴い上昇傾向にあります。

人件費率は、整形外科の常勤化に伴う入院料の増加及び内科特に消化器の入院患者の増加により入院収入が増加しましたが、医師及び看護師の確保により人件費が増加しています。しかしながら、昨年と比較して0.7%改善しています。

【プロセス】

救急の入院患者においては、呼吸器や脳神経の疾患による搬送が減少し、整形外科の搬送が増加しました。外来においては、呼吸器、循環器及び整形外科で搬送が増加し、どの疾患分野にも該当しない比較的軽度の患者の搬送が大幅に減少しました。

結果として、入院患者は昨年度と比較で6名の減少、外来患者は7名の増加となり患者数としては、昨年と変わらない結果となっています。

【人材】

医師2名がマンモグラフィ読影医を取得、放射線技師3名がマンモグラフィ技術認定を取得し、より正確な検査及び診断を実践することが可能となりました。

	項目	成果評価指標	18年度	19年度	20年度	
患者満足度	地域医療ニーズの把握	当町の患者の受診増加 (国保金額)	入院 (%)	37	30	15
			外来 (%)	32	32	28
	医療に関する患者満足度	アンケートによる患者満足度の向上	満足 (%)	98	99	98
環境に関する患者満足度	アンケートによる患者満足度の向上	環境 (%)	92	95	97	
		接遇 (%)	99	99	99	
		食事 (%)	85	90	91	
財務	収支の良化	診療報酬単価の上昇	入院 (円)	28,229	27,088	27,217
			外来 (円)	11,483	12,152	12,371
		平均在院日数の短縮	日数 (日)	21.6	21.1	21.4
		未収金の減少	%	0.22	0.12	0.11
		査定減の減少	%	0.21	0.23	0.27
	人件費率	%	49.2	52.3	51.6	
プロセス	医療の質の統一	パス作製数増加	作成 (件)	50	57	59
	安全な医療の提供	安全管理責任者の設置		—	—	—
	新規患者の獲得	救急搬送患者数の増加	搬送 (件)	659	523	524
人材	専門医の確保	消化器、糖尿医の確保		—	別記 1	別記 1
	基礎力の向上	専門資格等の取得		別記 2	別記 2	別記 2

【別記 1】 専門医の確保

平成 19 年度に消化器科専門医を雇用することが出来ました。引き続き糖尿病専門医の確保に努めます。

【別記 2】 基礎力の向上 専門資格等の取得

N S T 認定医 (医師 2 名)、マンモグラフィ読影医 (医師 2 名)、マンモグラフィ技術認定 (放射線技士 3 名)、糖尿病療養認定指導士 (看護師 5 名、栄養士 1 名、検査技師 1 名、薬剤師 1 名)
在宅支援専門員 (医師 1 名、看護師 4 名、理学療法士 2 名)、消化器内視鏡技師 (看護師 2 名)、放射線機器管理士 (放射線技師 1 名)、放射線管理士 (放射線技士 1 名)

3. 経費削減等の取り組み

【未収金対策】

未収金発生 の 事前 予防 策 として、入院前に医療費控除の案内や生活困窮者との面談を行いました。また、入院中の患者で支払いの滞っている方に関しては、患者や家族との面談を行い、分割などによる定期的な支払いも実施しています。

これらにより、昨年度より 0.01%と僅かではありますが改善が来ました。金額では取り組みをしなかった場合と比較して、470 千円改善しています。

【回復期リハビリ病棟の取組】

平成 20 年度は 4 月より新たに整形外科常勤医師 2 名が派遣となりました。派遣当初は、患者も集まりにくい状況でしたが、後半は多くの対象者を確保することができ結果として、昨年より延べ患者数が 503 人増加しました。そのため、取り組みをしなかった場合と比較して、収入 76,551 千円増加、支出 27,541 千円増加、差引 49,010 千円改善しています。

【査定の減少】

診療報酬明細書のチェックを強化することにより、17 年度が 0.32%、18 年度 0.21%、19 年度 0.23%、20 年度 0.27%と 17 年度と比較しては減少していますが、年々増加傾向にあります。査定には回避可能なものと不可能なものがありますが、病名漏れなど回避可能なものに関しては、医師と医事課にて連携し減少に努めていきます。金額では取り組みをしなかった場合と比較して、1,880 千円改善しています。

鞍手町介護老人保健施設事業 中期経営計画に基づく取り組みについて
(平成18年度～20年度)

■中期財政計画について

①収益的収支

(単位：千円)

		18年度		19年度		20年度	
		計画	決算	計画	決算	計画	決算
収益的 収入	施設運営事業収益	241,425	243,762	285,391	295,433	286,241	302,708
	介護保健施設サービス費 収益(短期含)	160,625	165,518	191,290	199,519	190,798	199,580
	通所リハビリテーション 費収益	31,612	32,149	34,641	39,267	35,718	45,887
	室料差額収益	2,183	2,048	2,183	2,505	2,183	2,473
	入所者利用料収益	39,376	36,879	49,008	45,639	48,874	44,595
	通所者利用料収益	7,491	6,955	8,131	8,359	8,530	10,024
	その他施設運営事業収益	138	213	138	144	138	149
	施設運営事業外収益	46,981	43,686	24,681	11,193	18,181	6,152
	うち他会計補助金	46,800	43,222	24,500	10,000	18,000	5,000
	特別利益	0	0	0	0	0	0
収益計		288,406	287,449	310,072	306,626	304,422	308,860
収益的 支出	施設運営事業費用	273,913	263,512	297,386	292,196	291,722	295,547
	給与費	157,005	145,841	174,371	171,635	168,941	171,417
	材料費	20,317	21,469	23,670	26,848	23,673	26,829
	うち給食材料費	14,774	15,474	17,601	19,662	17,604	19,726
	経費	59,522	58,972	63,012	58,045	63,012	61,356
	減価償却費	36,801	37,080	35,797	35,443	35,810	35,838
	その他費用	268	150	536	225	286	108
	施設運営事業外費用	13,764	13,577	12,177	12,348	11,858	12,193
	うち支払利息	9,101	9,101	8,763	8,763	8,456	8,456
	雑損失	4,663	4,476	3,414	3,585	3,402	3,737
特別損失	0	0	0	0	0	0	
費用計		287,677	277,089	309,563	304,544	303,580	307,740
施設運営事業収支		-32,488	-19,750	-11,995	3,237	-5,481	7,161
施設運営事業外収支		33,217	30,109	12,504	-1,155	6,323	-6,041
総収支		729	10,359	509	2,082	842	1,120
前年度繰越利益剰余金		51,326	50,326	52,055	59,687	52,564	60,769
当年度未処分利益剰余金		52,055	60,686	52,564	61,769	53,406	61,888

平成20年度の経常収支予測は842千円の利益を見込んでいましたが、1,120千円の利益となりました。入所・通所における1日平均単価の上昇に伴う収益の増収によるものです。

他会計補助金は18,000千円で計画をしていましたが、収益の増収に伴い13,000千円の減額となりました。

②資本的収支

(単位：千円)

	18年度		19年度		20年度	
	計画	決算	計画	決算	計画	決算
資本的収入	10,831	10,860	9,192	9,321	9,345	9,490
企業債	0	0	0	0	0	0
他会計出資金	10,830	10,830	9,191	9,191	9,344	9,345
その他	1	30	1	130	1	145
資本的支出	52,360	34,013	23,883	20,377	19,189	20,433
企業債償還金	21,660	21,660	18,383	18,383	18,689	18,689
建設改良費	700	299	2,500	1,995	500	0
その他	30,000	12,055	3,000	0	0	1,745
資本的収支	-41,429	-23,153	-14,691	-11,056	-9,844	-10,943

平成 20 年度の資本的収支予測は 9,844 千円の不足額でしたが、送迎車輛の購入等に伴い 10,943 千円の不足額となりました。不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補填しました。

③延入所者状況

(単位：人)

	18年度		19年度		20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
入 所	18,035	17,807	21,709	21,505	21,649	21,077
短期入所	32	115	32	110	32	427
計	18,067	17,922	21,741	21,615	21,681	21,504

※平成 19 年度より 10 床増床（計画に含む）

平成 20 年度の延入所者を 21,681 人と計画していましたが、実績では 21,504 人となり、最終的には 177 人の減員となりました。主な原因としては入所者の入院等が多く計画に届きませんでした。

④延通所者状況

(単位：人)

	18年度		19年度		20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
通 所	6,125	5,523	6,588	6,518	6,776	7,835

※平成 19 年度より土曜日開設（計画に含まず）

平成 20 年度の延通所者数を 6,776 人と計画していましたが、実績では 7,835 人となり、最終的には 1,059 人の増員となりました。主な原因としては、平成 19 年 4 月より土曜日を開設した事が増加の主な原因です。

■主な取り組みについて

1. 施設利用者増加等の取り組み

平成 19 年度に土曜日の開設を実施し、利用者数の増加に取り組んでいます。

平成 20 年度では通所利用者を 1 日平均 28 人で計画していましたが、最終的には 1 日平均 26.7 人となり、平成 19 年度と比較しますと 1 日平均 4.5 人の増員となりました。

今後も引き続き居宅介護支援事業者等との連携を更に深め通所利用者の増につとめ、収益の増収につながるよう取り組んでいきます。

2. 設備投資

平成 19 年度に車輛購入を計画していましたが、通所利用者数の推移を踏まえ、平成 20 年度に送迎車輛を購入しました。

3. 経営健全化への取り組み

職員への経営状況の周知等を行い、経営に対する企業意識、経営感覚の定着、研修会への参加、カンファレンス、ミーティング等における内容の充実、業務の効率化を図り、施設サービスの充実につとめています。

また、入所者・通所者に嗜好調査を実施し、アンケートの結果を基に、利用者の方々に満足していただけるような食事の提供につとめていきたいと考えています。

4. 収益増や経費削減等への取り組み

平成 19 年度より通所者への土曜日開設や平成 20 年 10 月から通所リハビリテーションにおけるサービス提供時間の拡大を行い、収益の増収につとめています。

なお、通所利用者増等に伴う職員の雇用につきましては、資格を持った臨時職員等に対応しています。

鞍手町行財政改革推進委員会設置条例

昭和60年4月1日
鞍手町条例第2号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、鞍手町行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、鞍手町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月9日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

鞍手町行財政改革推進委員会設置条例施行規則

平成17年6月9日
鞍手町規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、鞍手町行財政改革推進委員会設置条例(昭和60年鞍手町条例第2号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、鞍手町行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任命)

第2条 条例第3条第1項及び第2項の規定に基づき、町政について優れた識見を有する者の内から町長が任命する委員会の委員(以下「委員」という。)15名以内は、次に掲げる事項に基づき委員候補者を選出し、任命するものとする。

- (1) 各種関係機関及び団体の意見を反映するため、議会関係者、地域自治関係者、農業関係者、商工業関係者、ボランティア関係者、福祉関係者及び教育関係者から選出する。この場合において候補者は、当該関係機関及び団体の代表者等に限定することなく、当該機関及び団体からの推薦により選出する。
- (2) 効率的かつ効果的な行財政運営の実現に向け、企業経営的な視点からの意見を反映するため、町内企業の関係者から選出する。
- (3) 男女共同参画の視点から、参画率に配慮し、女性の町民から選出する。
- (4) 前2号の規定により選出する候補者は、町長が適任者と判断する者を指名し、選出する。
- (5) 町民参加の機会を確保し、町民の視点からの建設的な意見を反映するため、公募による町民から選出する。
- (6) 委員会の附属機関としての位置付けを尊重し、客観的な意見を反映するため、町行政関係職員からは選出しない。

2 前項に規定する事項に基づく委員の任命区分及び委員数の配分は、次のとおりとする。

委員の任命区分	委員数の配分	
関係機関及び団体推薦 8名	議会関係者	2名
	地域自治関係者	1名
	農業関係者	1名
	商工業関係者	1名
	ボランティア関係者	1名
	福祉関係者	1名
	教育関係者	1名
指名 5名	企業関係者	3名
	女性	2名
公簿 2名	町民	2名

(会議の公開)

第3条 条例第5条の規定に基づく委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開とし、傍聴できるものとする。ただし、特段の事情がある場合は、その理由を明示して会議を非公開とすることができる。

(傍聴の手續)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、所定の受付簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、会議を開催する会議室の広さ等を考慮して、会長が定めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物等の危険な器物、火薬又は劇毒薬を持っていると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしていると認められる者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、ビデオ、カメラ(カメラ機能付携帯電話を除く。)の類を持っている者。ただし、第8条の規定により撮影又は録音等をするにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (5) ポスター、ビラ、プラカード、旗、のぼり、その他氣勢を示すおそれのある物を持っている者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (7) 獣類(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を携行する者
- (8) 児童又は乳幼児。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、所定の場所において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話又はパソコン等の電子機器の電源を切り、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるよ

うな行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、第3条の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、直ちに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第10条 会長は、会議の平穏な進行を確保するために、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第11条 会長は、傍聴人が第4条から第9条までの規定に違反したときは、これを制止するなど必要な措置を行うことができる。

2 会長は、傍聴人が前項の規定による措置又は前条の指示に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議録の調製等)

第12条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 出席した職員等の氏名
- (4) 会議事項
- (5) 会議経過及び発言内容
- (6) その他前各号に定めるもののほか会長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録に署名すべき委員は2名とし、会長が会議において指名する。

4 会議録は、委員が署名した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第13条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 会議の審議経過及び結果等については、広報誌、ホームページに掲載する等の方法により、広く住民に周知するよう努めるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。ただし、会議運営方法に関する申し合わせ事項は、会長が会議に諮って定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鞍手町単独財政におけるシミュレーションの検証 及び今後の見通しについて

1. 平成17年度～平成20年度までの決算状況について

行財政改革集中改革プラン策定時見込みの歳入歳出の差引財源不足を、平成17年度～平成20年度までの4年間で1,835,274千円としていました。

決算の結果としましては、4年間で380,767千円の余剰金が生じております。

これは、行財政改革集中改革プランによる効果額累計1,019,693千円と財政調整基金等の取崩の累計1,192,984千円で補ってきたことにより、単年度ごとの歳入歳出を調整した結果、赤字決算となりませんでした。

ただし、平成20年度の決算において101,805千円の余剰金となっておりますが、繰越明許費12,064千円がありますので、実質の繰越額は89,741千円となります。また、諸収入には特定目的基金繰替え金100,000千円を含んでいます。この基金繰替え金は、平成21年度、22年度で戻し入れをすることとしています。

※ 平成18年度の歳入歳出は、例年の規模より5,697,000千円ほど拡大となっております。これは、土地開発公社の保有土地を町が買い取るため、かんがい基金等を一旦取崩しまして、必要額2,265,090千円を除くものを再度同基金に戻し入れをしたためのものです。

2. 平成21年度の決算見込みについて

平成21年度の歳入歳出につきましては、決算見込みで金額を掲載しています。歳入につきましては、平成20年度の決算と、平成21年度で確定できるものを参考に試算し、歳出につきましても補正予算等を反映したものとして試算しています。

また、補正する予定の予算につきましては、昨年度より国の経済対策の一環として、歳入となる臨時交付金、県助成金と歳出となる事業費を含めていますが、経済対策に関連する事業につきましては特殊要因であることから、平成22年度以降の試算では、これらの事業費関係を除外したもので算出しています。

従いまして、歳入歳出を調整はしていますが、当初予算に計上しています特定目的基金からの繰替え211,297千円につきましては、実質収支を把握するために除外して試算しています。また、平成20年度末の特定目的基金を除く財政調整基金等の残額が253,487千円ということから、この財源を充てますと町の貯金となる基金が底をつくという状況になります。

3. 平成17年度～平成21年度までの財政シミュレーションの検証について

行財政改革集中改革プラン策定時における財源不足を、総額2,515,668千円と見込んでいました。これに対し、行財政改革集中改革プランによる平成17年度～平成21年度までの効果額見込みを1,404,719千円および財政調整基金等の取崩の累計1,221,905千円により収支のバランスをとっています。

従いまして、平成17年度～平成21年度までの財源不足、総額2,515,668千円につきましては、対応できたこととなりますが、町の貯金である財政調整基金等が底をつき、今後の事業展開に当たりましては、財源不足を補填する原資の確保が課題となります。

現時点では、財源不足を補填する原資として、特定目的基金から繰替え運用することしか手段がないのが実情です。この繰替え運用した特定目的基金は、後年度に分割して基金へ戻していくことになります。

4. 平成22年度以降の財政シミュレーションについて

平成22年度～平成26年度までの財政シミュレーションにつきましては、平成20年度の決算をベースに、平成21年度の決算見込み額のうち確定額等を参考に、将来予測される以下の要件を加味し試算しています。

今後、見込まれる要件としましては、

- ・事業については現状維持で推移することとし、新規事業は凍結する。主要事業については、先送り可能なものは財政状況の好転まで延期する。ただし、土木事業費で、溜池改修事業は国費事業であり既に着手していること。平成23年度より溜池本体の工事实施を予定していることから加算しています。
- ・人件費については、職員の退職に伴う退職金、公債費の増および職員採用等を考慮したもので、人件費を試算しています。
- ・平成22年度に国勢調査が実施されることから、将来人口の予測数値に基づき交付税措置等を試算しています。

※ 将来予測につきましては、上述しました要件を加味するとともに、大部分の事業を現状で推移するという前提で試算しています。

従いまして、新たな事業の展開など不確定要素が多分にあることから、財政シミュレーションにつきましては、毎年度の決算状況を基に検証していく必要があります。

第4次行財政改革集中プラン策定時（平成17年度）における歳入歳出見込額と各年度の決算額の比較表

	項目	H17			H18			H19			H20			H21		
		見込	決算	差引	見込	決算	差引	見込	決算	差引	見込	決算	差引	見込	決算見込	差引
歳入	地方税	1,573,315	1,563,734	▲ 9,581	1,602,535	1,556,086	▲ 46,449	1,627,535	1,774,948	147,413	1,627,535	1,834,953	207,418	1,627,535	1,769,477	141,942
	地方譲与税	164,479	163,137	▲ 1,342	164,479	231,337	66,858	164,479	93,083	▲ 71,396	164,479	89,737	▲ 74,742	164,479	80,000	▲ 84,479
	利子割交付金	7,100	8,540	1,440	7,100	5,887	▲ 1,213	7,100	7,705	605	7,100	7,706	606	7,100	6,000	▲ 1,100
	配当割交付金	2,227	3,866	1,639	2,227	5,449	3,222	2,227	6,116	3,889	2,227	2,145	▲ 82	2,227	2,000	▲ 227
	株式等譲渡所得割交付金	2,471	4,922	2,451	2,471	4,200	1,729	2,471	4,014	1,543	2,471	850	▲ 1,621	2,471	2,000	▲ 471
	地方消費税交付金	175,044	163,751	▲ 11,293	175,044	173,663	▲ 1,381	175,044	165,704	▲ 9,340	175,044	150,538	▲ 24,506	175,044	140,000	▲ 35,044
	ゴルフ場利用税交付金	23,530	28,052	4,522	22,353	25,886	3,533	21,235	29,803	8,568	20,174	28,664	8,490	19,165	21,036	1,871
	自動車取得税交付金	55,639	55,236	▲ 403	55,639	56,273	634	55,639	52,099	▲ 3,540	55,639	43,833	▲ 11,806	55,639	40,001	▲ 15,638
	地方特例交付金	54,381	54,223	▲ 158	27,191	40,101	12,911	0	11,487	11,487	0	18,716	18,716	0	24,057	24,057
	地方交付税	2,447,989	2,494,494	46,505	2,447,989	2,480,213	32,224	2,325,590	2,283,154	▲ 42,436	2,209,310	2,259,383	50,073	2,098,845	2,100,485	1,640
	交通安全対策特別交付金	3,998	4,033	35	3,958	4,208	250	3,918	4,271	353	3,879	3,660	▲ 219	3,840	4,271	431
	分担金及び負担金	94,715	94,433	▲ 282	94,715	97,570	2,855	94,715	98,684	3,969	94,715	99,638	4,923	94,715	84,197	▲ 10,518
	使用料及び手数料	175,515	179,737	4,222	179,915	182,806	2,891	179,915	183,530	3,615	179,915	179,138	▲ 777	179,915	184,002	4,087
	国庫支出金	671,135	495,518	▲ 175,617	298,217	571,685	273,468	208,540	287,547	79,007	208,540	216,711	8,171	208,540	317,668	109,128
	県支出金	336,567	349,511	12,944	229,459	267,475	38,016	252,628	290,741	38,113	221,363	362,182	140,819	218,979	376,748	157,769
	財産収入	1,157	2,509	1,352	1,157	4,481	3,324	1,157	6,453	5,296	1,157	7,231	6,074	1,157	1,325	168
	寄附金	0		0	0		0	0		0	0	925	925	0	500	500
	繰入金	15,600	501,188	485,588	15,600	6,151,848	6,136,248	15,600	193,711	178,111	4,600	6,014	1,414	4,600	31,921	27,321
	繰越金	96,647	96,654	7	0	107,668	107,668	0	86,968	86,968	0	84,328	84,328	0	89,741	89,741
	諸収入	186,221	98,116	▲ 88,105	210,721	195,383	▲ 15,338	210,221	202,194	▲ 8,027	192,221	349,948	157,727	109,221	207,940	98,719
町債	822,800	667,400	▲ 155,400	557,300	566,800	9,500	553,700	489,947	▲ 63,753	352,000	349,909	▲ 2,091	247,400	448,017	200,617	
歳入合計	6,910,529	7,029,054	118,525	6,098,069	12,729,019	6,630,950	5,901,714	6,272,159	370,445	5,522,369	6,096,209	573,840	5,220,872	5,931,386	710,514	
歳出	議会費	85,075	84,422	▲ 653	85,075	87,813	2,738	90,075	73,278	▲ 16,797	90,075	71,373	▲ 18,702	90,075	68,328	▲ 21,747
	総務費	250,994	384,778	133,784	254,503	5,925,216	5,670,713	277,721	258,233	▲ 19,488	248,401	274,936	26,535	255,141	370,439	115,298
	民生費	1,421,180	1,418,479	▲ 2,701	1,436,302	1,454,945	18,643	1,451,813	1,539,349	87,536	1,467,722	1,496,490	28,768	1,484,041	1,721,217	237,176
	衛生費	693,729	709,480	15,751	700,191	763,149	62,958	700,191	745,602	45,411	700,191	723,656	23,465	700,191	714,139	13,948
	労働費	354,141	320,034	▲ 34,107	190,579	577,676	387,097	0	56,099	56,099	0	10,000	10,000	0	19,236	19,236
	農林水産業費	53,229	66,439	13,210	53,034	61,043	8,009	55,004	44,378	▲ 10,626	42,034	90,142	48,108	42,034	47,867	5,833
	商工費	25,438	33,892	8,454	24,938	30,294	5,356	24,438	30,473	6,035	23,938	30,424	6,486	23,438	37,447	14,009
	土木費	1,370,453	934,667	▲ 435,786	775,894	795,297	19,403	870,103	493,572	▲ 376,531	723,761	566,551	▲ 157,210	458,682	546,533	87,851
	消防費	321,977	321,291	▲ 686	327,687	322,543	▲ 5,144	333,511	304,366	▲ 29,145	339,451	299,876	▲ 39,575	345,511	347,593	2,082
	教育費	386,245	357,997	▲ 28,248	391,579	347,900	▲ 43,679	420,509	324,260	▲ 96,249	388,541	279,045	▲ 109,496	388,541	376,594	▲ 11,947
	災害復旧費	0	3,402	3,402	0	721	721	0		0	0		0	0	37,038	37,038
	公債費	899,328	910,265	10,937	898,956	906,716	7,760	920,105	967,199	47,094	905,475	901,206	▲ 4,269	834,039	846,043	12,004
	諸支出金	0		0	0		0	0		0	0	63,011	63,011	0	0	0
	予備費	0		0	0		0	0		0	0		0	0	0	0
人件費	1,288,151	1,376,240	88,089	1,387,821	1,368,739	▲ 19,082	1,325,781	1,351,023	25,242	1,192,617	1,187,694	▲ 4,923	1,279,573	1,166,405	▲ 113,168	
歳出合計	7,149,940	6,921,386	▲ 228,554	6,526,559	12,642,052	6,115,493	6,469,250	6,187,832	▲ 281,418	6,122,206	5,994,404	▲ 127,802	5,901,266	6,298,879	397,613	
歳入歳出差引計	▲ 239,410	107,668	347,078	▲ 428,490	86,967	515,457	▲ 567,537	84,327	651,864	▲ 599,838	101,805	701,643	▲ 680,394	▲ 367,493	312,901	
歳入歳出の累計	▲ 239,410	107,668	347,078	▲ 667,900	194,635	862,535	▲ 1,235,437	278,962	1,514,399	▲ 1,835,274	380,767	2,216,041	▲ 2,515,668	13,274	2,528,942	
基金の取崩額等		386,929	386,929		521,128	908,057		183,167	1,091,224		101,760	1,192,984		28,921	1,221,905	
改革プラン効果額		392	392		280,190	280,582		371,451	652,033		367,660	1,019,693		385,026	1,404,719	
基金・プラン効果額等の合計		387,321	387,321		801,318	1,188,639		554,618	1,743,257		469,420	2,212,677		413,947	2,626,624	

※端数処理により合計額が合わない場合があります。

※平成18年度決算額には、鞍手町土地開発公社の財算取得(2,265,090千円)に伴うかんがい揚排水施設基金5,626,464千円及び西川沿岸かんがい基金70,694千円の繰入金が含まれています。

※平成20年度歳入歳出差引計101,805千円には、繰越明許費12,064千円が含まれているので、実質収支額は89,741千円となる。

財政調整基金等の状況

平成21年5月31日(単位:千円)

基金の名称	平成15年度末	平成16年度中		平成16年度末	平成17年度中		平成17年度末	平成18年度中		平成18年度末	平成19年度中		平成19年度末	平成20年度中		平成20年度末
	基金現在額	積立額	取崩額		積立額	取崩額		積立額	取崩額		積立額	取崩額		積立額	取崩額	
財政調整基金	448,956	20,240	20,000	449,196	50,148	50,000	449,344	60	102,704	346,700	695	113,026	234,369	1,127	1,464	234,032
土地開発基金	37,745	22	25,000	12,767	1	0	12,768	8	12,000	776	14	0	790	3	0	793
公共施設改築事業基金	104,237	79	60,000	44,316	14	40,000	4,330	4	4,000	334	3	0	337	2	0	339
減債基金	221,119	100,184	73,109	248,194	59,839	140,000	168,033	43	108,000	60,076	179	60,000	255	1		256
ふるさとづくり事業基金	208,395	160	170,000	38,555	60	30,000	8,615	6	8,000	621	8	0	629	3		632
庁用自動車購入費基金	8,357	1,002	2,300	7,059	3	900	6,162	3	0	6,165	7	0	6,172	22	1,500	4,694
地域福祉基金	245,459	166	165	245,460	136	150,135	95,461	49	95,048	462	39	38	463	1		464
職員退職手当基金	172,556	72,671	60,000	185,227	73	75,000	110,300	86	110,000	386	15	0	401			401
西川沿岸かんがい基金	71,299	42	500	70,841	20	200	70,661	33	70,694	0	0	0	0	0	0	0
九州縦貫道照明管理基金	1,654	0	497	1,157	1	0	1,158	1	0	1,159	2	0	1,161	2	0	1,163
中山間ふるさと基金	10,641	9	0	10,650	3	0	10,653	7	0	10,660	10	0	10,670	43	0	10,713
農業育成基金	44,021	28	11,000	33,049	8	11,000	22,057	18	11,000	11,075	43	11,118	0	0	0	0
合計	1,574,439	194,603	422,571	1,346,471	110,306	497,235	959,542	318	521,446	438,414	1,015	184,182	255,247	1,204	2,964	253,487
かんがい揚排水施設基金	5,628,046	16,741	20,388	5,624,399	20,681	18,616	5,626,464		5,626,464	0			0			0
パイプライン水利施設基金	753,989	3,288	4,056	753,221	3,266	2,643	753,844	3,274	3,747	753,371	11,035	3,725	760,681	3,676	3,403	760,954
かんがい施設基金								3,431,889	0	3,431,889	17,169	8,547	3,440,511	20,685	130,295	3,330,901
総合計	7,956,474	214,632	447,015	7,724,091	134,253	518,494	7,339,850	3,435,481	6,151,657	4,623,674	29,219	196,454	4,456,439	25,565	136,662	4,345,342

※端数処理のより合計額が合わない場合があります。

平成22年度以降の財政シミュレーション

(単位：千円)

	項目	H22	H23	H24	H25	H26
		見込	見込	見込	見込	見込
歳入	地方税	1,812,989	1,812,989	1,812,989	1,812,989	1,812,989
	地方譲与税	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	利子割交付金	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	配当割交付金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	株式等譲渡所得割交付金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	地方消費税交付金	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
	ゴルフ場利用税交付金	28,101	28,101	28,101	28,101	28,101
	自動車取得税交付金	40,001	40,001	40,001	40,001	40,001
	地方特例交付金	20,001	20,001	10,000	10,000	10,000
	地方交付税	2,100,485	1,990,056	1,990,056	1,990,056	1,990,056
	交通安全対策特別交付金	4,043	4,043	4,043	4,043	4,043
	分担金及び負担金	84,197	84,197	84,197	84,197	84,197
	使用料及び手数料	184,002	184,002	184,002	184,002	184,002
	国庫支出金	257,887	258,987	267,137	263,537	263,137
	県支出金	400,685	356,046	368,028	354,741	359,212
	財産収入	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325
	寄附金	0	0	0	0	0
	繰入金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	繰越金	0	0	0	0	0
	諸収入	84,930	84,930	84,930	84,930	84,930
町債	481,294	279,200	367,600	380,200	359,300	
歳入合計	5,732,940	5,376,878	5,475,409	5,471,122	5,454,293	
歳出	議会費	71,372	71,372	71,372	71,372	71,372
	総務費	355,799	293,233	279,958	298,568	290,042
	民生費	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220
	衛生費	703,755	703,755	703,755	703,755	703,755
	労働費	39,564	10,000	10,000	10,000	10,000
	農林水産業費	43,771	42,597	42,597	43,771	42,597
	商工費	37,456	37,456	37,456	37,456	37,456
	土木費	321,444	378,817	364,478	397,626	383,788
	消防費	308,456	308,456	308,456	308,456	308,456
	教育費	311,236	291,585	301,105	283,905	283,905
	災害復旧費	0	0	0	0	0
	公債費	733,444	728,282	708,304	629,632	602,621
	諸支出金	0	0	0	0	0
	予備費	0	0	0	0	0
	人件費	1,299,792	1,107,988	1,165,556	1,198,741	1,194,564
歳出合計	5,838,309	5,585,761	5,605,257	5,595,502	5,540,776	
歳入歳出差引計	▲ 105,369	▲ 208,883	▲ 129,848	▲ 124,380	▲ 86,483	
歳入歳出の累積	▲ 105,369	▲ 314,252	▲ 444,100	▲ 568,480	▲ 654,963	

平成22年度以降の鞍手町の財政シミュレーション

1. 目的

平成17年度に策定した第4次行財政集中改革プランの最終年度を迎え、これまでの改革プランの効果と当時策定した財政予測とを比較検証し、さらに平成22年度以降5年間の鞍手町の財政シミュレーションを立てることで、今後の町のあり方を考える資料とする。

2. 背景

米国のサブプライムローンに端を発した世界的経済危機で、日本も深刻な経済不況に陥った。政府は、財政健全化を推進する一方で、この経済不況を打開するためにさまざまな経済対策を打ち出している。地方交付税の増額や国庫負担補助金、臨時交付金等多額の予算を投じて景気の刺激を行っているが、依然低迷を続けている。

このような経済情勢の中で地方自治体が財源を確保しながら住民サービスを維持・向上させて行くには、将来の歳入歳出バランスの予測を立てておくことは必要不可欠である。

景気の見通しが立たない状況で今後5年間の財政状況を予測することは非常に難しいことではあるが、一つの資料として策定する。

3. 試算方法の基本的な考え方

平成22年度以降5年間の鞍手町の財政状況を試算する上で、次のような基本的な考え方で試算する。

- ① 歳入は、平成20年度決算、若しくは平成21年度決算見込みのうち最新の情報（確定値）を引用し試算する。
- ② ①に特殊要因（年度が限定されている要因）が含まれる場合は、平成20年度以前の平均値等で試算する。
- ③ 歳出については、平成20年度に策定された主要事業実施計画書を基本に平成22年度以降の事業費を試算する。
- ④ 人件費は、別途試算方法を示す。

4. 歳入

(1) 町税

現下の経済情勢を反映して本町の自主財源である町税の今後の歳入状況を予測することは困難であるが、次のような点を考慮して予測を立てた。

個人町民税については、平成19年度からの税源移譲により、それ以前4年分の現年度課税調定ベースの平均値と比較すると約50%の増額となった。

平成20年度以降は厳しい経済情勢による企業の倒産や雇用悪化等により、平成21年度以降にその影響が現れることが見込まれるため、平成21年度決算見込については約5%の減収を見込んだ。平成22年度以降は、平成19年度及び平成20年度決算調定額の平均値に平成20年度徴収率88.76%を乗じて得た額を計上した。

法人町民税については、調定ベースで平成20年度は対前年比で6%の増額となっているが、申告時期のずれにより平成21年度以降で減収が見込まれることから、平成19年度決算額を平成22年度以降に計上した。

固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税については平成20年度以降の伸率を0%とし、平成22年度以降同額を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
町民税（個人）	657,187	622,012	646,737	646,737	646,737	646,737	646,737
町民税（法人）	184,335	154,034	172,821	172,821	172,821	172,821	172,821
固定資産税	833,074	833,074	833,074	833,074	833,074	833,074	833,074
軽自動車税	35,956	35,956	35,956	35,956	35,956	35,956	35,956
町たばこ税	124,401	124,401	124,401	124,401	124,401	124,401	124,401
計	1,834,953	1,769,477	1,812,989	1,812,989	1,812,989	1,812,989	1,812,989

(2) 地方譲与税

道路特定財源の一般財源化に伴い、地方揮発油譲与税が新設され、平成21年度地方財政計画では、自動車重量譲与税8.4%減、地方道路譲与税65.0%減となっているが、平成20年度決算見込と平成21年度各課局要求額を基に21年度の決算見込額を算出した。平成22年度以降は平成21年度決算見込額と同額とした。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方揮発油譲与税	0	13,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
自動車重量譲与税	67,914	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
地方道路譲与税	21,823	7,000	0	0	0	0	0
計	89,737	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000

(3) 利子割交付金

利子割交付金については、平成21年度地方財政計画では前年度比19.9%増であるが、平成20年度決算見込と平成21年度各課局要求額を基に平成21年度の決算見込額を算出した。平成22年度以降も同額とした。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
利子割交付金	7,706	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
計	7,706	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

(4) 配当割交付金、

配当割交付金については、平成21年度地方財政計画では前年度比1.3%増であるが、平成20年度決算見込と平成21年度各課局要求額を基に平成21年度の決算見込額を算出した。平成22年度以降も同額とした。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
配当割交付金	2,145	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
計	2,145	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(5) 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得交付金については、平成21年度地方財政計画では前年度比76.9%減であるが、平成20年度決算見込と平成21年度各課局要求額を基に平成21年度の決算見込額を算出した。平成22年度以降も同額とした。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
株式等譲渡所得割交付金	850	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
計	850	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(6) 地方消費税交付金

地方消費税交付金については、平成21年度地方財政計画では前年度比1.2%増であるが、平成20年度決算見込と平成21年度各課局要求額を基に平成21年度の決算見込額を算出した。平成22年度以降も同額とした。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方消費税交付金	150,538	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
計	150,538	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000

(7) ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金については、平成17年度から平成20年度までの決算額の平均値を平成22年度以降に計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
ゴルフ場利用税交付金	28,664	21,036	28,101	28,101	28,101	28,101	28,101
計	28,664	21,036	28,101	28,101	28,101	28,101	28,101

(8) 自動車取得税交付金

自動車取得税交付金については、平成21年度から目的税から普通税に改められ、平成21年度地方財政計画では前年度比9.6%減であるが、平成20年度決算見込と21年度各課局要求額を基に21年度の決算見込額を算出した。平成22年度以降も同額とした。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
自動車取得税交付金	43,833	40,001	40,001	40,001	40,001	40,001	40,001
計	43,833	40,001	40,001	40,001	40,001	40,001	40,001

(9) 地方特例交付金

地方特例交付金は、児童手当制度拡充に伴う地方負担増加分に対応するための児童手当特例交付金、住宅借入金等特別税額控除による減収や自動車取得税の減額による自動車取得税交付金の減収（平成23年度までの経過措置）に伴う減収を補てんする特例交付金として設けられた。また、平成18年度をもって廃止された減税補てんの特例交付金の経過措置として、平成21年度まで特別交付金が設けられている。このことから、平成20年度決算額と地方財政計画を基に平成21年度の決算見込額を算出した。平成22年度以降は特別交付金、平成24年度以降は自動車取得税交付金の減収（23年度までの経過措置）に伴う減収補てん特例交付金がなくなるとして算出した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方特例交付金	18,716	24,057	20,001	20,001	10,000	10,000	10,000
計	18,716	24,057	20,001	20,001	10,000	10,000	10,000

(10) 地方交付税

平成21年度地方財政計画により、生活防衛のための緊急対策に基づく「1兆円」の増額等となり、出口ベースで2.7%の増額となっている。平成21年度普通交付税では、保育所2園の民営化により減額となるが、平成20年度まで特別交付税措置されていた救急告示病院分が普通交付税措置され増額となった。このことから、平成21年度の普通交付税は、1,840,485千円となった。特別交付税については、算定前であるので当初予算額260,000千円とした。

また、平成22年度は、平成21年度決算見込みと同額を計上したが、平成23年度以降は、平成22年度の国勢調査人口が17,112人（国立社会保障・人口問題研究所資料参照）との試算があることから、平成21年度交付税額に、94%（17,112/18,204）を乗じて算出した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
普通交付税	1,860,573	1,840,485	1,840,485	1,730,056	1,730,056	1,730,056	1,730,056
特別交付税	398,810	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000
計	2,259,383	2,100,485	2,100,485	1,990,056	1,990,056	1,990,056	1,990,056

(11) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金については、平成17年度から平成20年度までの決算額の平均値を、平成22年度以降計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
交通安全対策特別交付金	3,660	4,271	4,043	4,043	4,043	4,043	4,043
計	3,660	4,271	4,043	4,043	4,043	4,043	4,043

(12) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、民生費負担金においては、平成21年度以降、2保育所が民営化された分増額も見込めるが、平成21年度決算見込額と同額を平成22年度に計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
民生費負担金	99,026	83,582	83,582	83,582	83,582	83,582	83,582
教育費負担金	612	615	615	615	615	615	615
衛生費負担金	0	0	0	0	0	0	0
計	99,638	84,197	84,197	84,197	84,197	84,197	84,197

(13) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、平成21年6月から鞍手町手数料条例が改正され手数料の増額が見込まれることから、手数料について平成20年度決算額より約15%増額した額を平成21年度決算見込額及び平成22年度以降に計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
使用料	116,501	112,067	112,067	112,067	112,067	112,067	112,067
手数料	62,637	71,935	71,935	71,935	71,935	71,935	71,935
計	179,138	184,002	184,002	184,002	184,002	184,002	184,002

(14) 国庫支出金

国庫支出金については、平成21年度は国の経済対策等により増額が見込まれている。平成22年度以降は、各年度における主要事業計画に基づき、事業実施に伴う国庫補助金等を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
国庫負担金	178,590	244,231	219,721	219,721	219,721	219,721	219,721
国庫補助金	33,093	67,642	35,170	36,270	44,420	40,820	40,420
委託金	5,028	5,795	2,996	2,996	2,996	2,996	2,996
計	216,711	317,668	257,887	258,987	267,137	263,537	263,137

(15) 県支出金

県支出金については、国庫支出金と同様、平成21年度は国の経済対策等により増額が見込まれている。平成22年度以降は、各年度における主要事業計画に基づき、事業実施に伴う県補助金等を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
県負担金	173,383	203,341	199,700	199,700	199,700	199,700	199,700
県補助金	149,630	136,094	153,367	123,803	123,803	123,803	116,303
委託金	39,169	37,313	47,618	32,543	44,525	31,238	43,209
計	362,182	376,748	400,685	356,046	368,028	354,741	359,212

(16) 財産収入

財産収入のうち、財産運用収入については、利子及び配当金によるものであるため、平成21年度決算見込額を平成22年度以降に計上した。また、財産売却収入については、平成20年度に町有財産売却による5,599千円の収入があるが、平成21年度以降は町有財産の売却はなかったものとして収入は計上していない。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
財産運用収入	1,632	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325
財産売却収入	5,599	0	0	0	0	0	0
計	7,231	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325

(17) 寄附金

ふるさと納税制度が平成19年度からはじまり、多くの方々から寄附金を受けている。しかし、あくまでもふるさと納税は寄附行為によるものなので定期的な収入とはしないものとして、平成22年度以降は0円として計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
寄附金	925	500	0	0	0	0	0
計	925	500	0	0	0	0	0

(18) 繰入金

繰入金については、平成17年度から平成20年度までの財源不足を、財政調整基金等などの取り崩しによる繰り入れで歳入歳出全体のバランスを図ってきた。平成21年度当初予算では、財政調整基金から28,921千万円を繰り入れることにより、財源不足を調整している。平成22年度以降の財政予測を立てるにあたっては、実質的な歳入歳出を把握するため、財源不足による基金からの繰入金はしないものとして計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
財政調整基金繰入金	1,464	28,921	0	0	0	0	0
失業保険基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
生活扶助基金繰入金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
かんがい揚排水基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
高額療養費基金繰入金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
庁用自動車購入基金繰入金	1,500	0	0	0	0	0	0
九州縦貫道基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
職員退職手当基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
用品調達基金繰入金	50	0	0	0	0	0	0
ふるさとづくり基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0

公共施設改築基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
減債基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
地域福祉基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
谷山池パイ不ライン基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
土地開発基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
農業育成基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
計	6,014	31,921	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

(19) 繰越金

繰越金については、平成17年度から平成21年度までは約8千万円以上発生しているが、平成22年度以降は、前年度における歳入歳出差引額がマイナスの見込みとなるため0円として計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
繰越金	84,328	89,741	0	0	0	0	0
計	84,328	89,741	0	0	0	0	0

(20) 諸収入

諸収入については、延滞金、預金利子、貸付収入、雑入、受託収入があるが、平成20年度決算においては、財源不足による基金繰替金1億円が含まれてる。平成21年度当初予算においても財源不足を補うため、特定目的基金から211,297千円の基金の繰替金で予算を編成している。平成21年度決算見込では、この基金繰替金がないものとして試算した。平成22年度以降も実質的な歳入歳出を把握するため、基金繰入金は0円として試算した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延滞金加算金及び過料	1,018	100	100	100	100	100	100
町預金利子	0	10	10	10	10	10	10
貸付金元利収入	25,153	25,153	24,153	24,153	24,153	24,153	24,153
雑入	223,541	182,510	60,500	60,500	60,500	60,500	60,500
基金繰替金	100,000	0	0	0	0	0	0
受託事業収入	236	167	167	167	167	167	167
計	349,948	207,940	84,930	84,930	84,930	84,930	84,930

(21) 町債

町債については、平成21年度以降の主要事業実施計画に基づき各年度の起債額を計上した。臨時財政対策債については、平成17年度から平成21年度までの平均が234,894千円となり、平成22年度はこの平均値を計上した。ただし、平成23年度以降は、平成22年度に実施される国勢調査人口が算出基礎となるため、普通交付税同様94%を乗じて計上した。

また、退職手当債は、団塊世代の職員の退職に伴う一時的な退職手当増に対する措置であり、平成18年度から10年間とされているが、平成21年度以降の退職手当債による借入額は、各年度における退職手当の額から60,000千円を控除した残りを計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総務債	1,500	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
労働債	0	0	0	0	0	0	0
教育債	0	0	20,400	0	12,900	0	0
土木債	157,100	87,400	47,300	54,700	70,200	67,700	53,800
災害復旧債	0	0	0	0	0	0	0
減収補てん債	0	0	0	0	0	0	0
臨時財政対策債	191,309	296,917	234,894	220,800	220,800	220,800	220,800
退職手当債	0	60,000	175,000	0	60,000	88,000	81,000
計	349,909	448,017	481,294	279,200	367,600	380,200	359,300

5 歳 出

(1) 議会費

議会費については、平成21年度中は議員1名の欠員があるため、平成20年度決算額を平成22年度以降に計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
議 会 費	71,372	68,328	71,372	71,372	71,372	71,372	71,372
計	71,372	68,328	71,372	71,372	71,372	71,372	71,372

(2) 総務費

総務費については、平成21年度は、国の経済対策による臨時交付金事業の取り組みと基金繰替金の償還が見込まれるので、歳出額が一時的に増加している。また、平成22年度も平成21年度分の基金繰替金に伴う償還金が見込まれるので、歳出が増加している。

平成23年度以降は、平年並みの歳出としたが、平成22年度及び平成26年度に町長選挙、平成23年度には町議会議員選挙がおこなわれるため、歳出が増となっている。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総 務 費	277,459	370,439	355,799	293,233	279,958	298,568	290,042
計	277,459	370,439	355,799	293,233	279,958	298,568	290,042

(3) 民生費

民生費については、平成20年度及び平成21年度は、国の経済対策による臨時交付金事業の取り組みにより、歳出額が一時的に増加している。平成22年度以降は、主要事業実施計画を参照し事業費を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
民 生 費	1,504,430	1,721,217	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220
計	1,504,430	1,721,217	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220

(4) 衛生費

衛生費については、平成21年度は国の経済対策による事業の取り組みにより、歳出額が一時的に増加しているが、平成22年度以降は、主要事業実施計画書を参照し事業費を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
衛 生 費	634,328	714,139	703,755	703,755	703,755	703,755	703,755
計	634,328	714,139	703,755	703,755	703,755	703,755	703,755

(5) 労働費

労働費については、国の経済対策による緊急雇用創出事業の取り組みにより、平成21年度に9,236千円、平成22年度に29,564千円を計上している。平成23年度以降は、平成20年度決算額を引用した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
労 働 費	10,000	19,236	39,564	10,000	10,000	10,000	10,000
計	10,000	19,236	39,564	10,000	10,000	10,000	10,000

(6) 農林水産費

農林水産費については、平成20年度に活力ある高収益型園芸産地育成事業の取り組みにより歳出が増加していたが、平成21年度以降は、その額を減額している。また、農業委員会費については平成21年7月から委員数が6名減員となったことにより、平成22年度以降は、報酬を減額して計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
農 林 水 産 費	90,143	47,867	43,771	42,597	42,597	43,771	42,597
計	90,143	47,867	43,771	42,597	42,597	43,771	42,597

(7) 商工費

商工費については、平成21年度決算見込において、西川線、中山・中間線路線バスの運行負担金の増額が見込まれる。平成22年度以降は、平成21年度決算見込額を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
商 工 費	30,424	37,447	37,456	37,456	37,456	37,456	37,456
計	30,424	37,447	37,456	37,456	37,456	37,456	37,456

(8) 土木費

土木費については、平成21年度で筑豊IC（仮称）のアクセス道路の負担金が終了することから、その事業費が平成22年度以降減額となるが、平成22年度から新たにため池等整備事業が始まる。主な事業費は平成23年度及び平成24年度に計上している。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
土 木 費	566,553	546,533	321,444	378,817	364,478	397,626	383,788
計	566,553	546,533	321,444	378,817	364,478	397,626	383,788

(9) 消防費

消防費については、平成21年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により、消防自動車の購入を予定していることから事業費が増加している。なお、平成23年度までに整備が求められている消防無線のデジタル化に伴う事業費については、常備消防の広域化が検討されている最中なので計上していない。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
消 防 費	299,873	347,593	308,456	308,456	308,456	308,456	308,456
計	299,873	347,593	308,456	308,456	308,456	308,456	308,456

(9) 教育費

教育費については、平成21年度は、国の経済対策によるスクール・ニューディール構想やICT環境の整備等による事業費が盛り込まれている。平成21年度以降の主要事業計画には、学校耐震補強事業が盛り込まれているが、平成22年度から平成26年度までの歳出にはその事業費は含めず計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
教 育 費	286,316	376,594	311,236	291,585	301,105	283,905	283,905
計	286,316	376,594	311,236	291,585	301,105	283,905	283,905

(10) 災害復旧費

災害復旧費については、平成21年度に大雨による災害復旧費を予算計上をしているが、災害は、突発的なものであることから平成22年度以降はないものとして算出した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
災 害 復 旧 費	0	37,038	0	0	0	0	0
計	0	37,038	0	0	0	0	0

(11) 公債費

平成21年度を基本に平成22年度以降の主要事業計画に伴う地方債の借入額を試算し、その償還に伴う公債費を各年度に計上した。なお、償還利息は2%として試算した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公 債 費	901,206	846,043	733,444	728,282	708,304	629,632	602,621
計	901,206	846,043	733,444	728,282	708,304	629,632	602,621

(11) 諸支出金

諸支出金については、平成21年度以降歳出がないものとして算出した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
諸 支 出 金	63,011	0	0	0	0	0	0
計	63,011	0	0	0	0	0	0

(11) 予備費

予備費については、平成21年度以降歳出がないものとして算出した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
予 備 費	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

(12) 人件費

人件費の見込については、次のような試算条件で算出した。

①職員数

職員数は、定員適正化計画に基づく職員数の減員を実現するため、平成22年度までは、退職不補充としている。また、適正化計画対象職員以外の死亡退職及び早期退職等も不補充として試算している。

平成23年度以降は、職員数138人を維持することとし、平成22年度以降の定年退職者数に相当する職員数を新規採用職員として計上した。

なお、平成21年度以降、在職専従職員はいないものとして試算した。

②給料月額

平成21年4月1日現在を基本に、非役付職員は想定される昇格、昇給を可能な限り反映した。管理職退職に伴う新たな職員の昇格は行っていない。平成21年度の給与は、給与抑制措置後を計上している。

特別職（教育長を含む）の給与は、平成21年度は例月給を町長20%、副町長14%、教育長10%の減額、期末手当は、減額後の基本額からさらに2分の1を減額した。平成22年度以降は、本則どおりに算出した。

新規採用職員のうち、行（一）適用職員は、経験年数3年を有した者とし、その他の職種は、初任給基準での号級から試算した。

③諸手当

平成21年4月分の本来支給される諸手当の額で試算した。管理職退職に伴う管理職手当は、新たに加算していない。

退職手当は、定年退職を基本とし、想定される昇格、昇給を可能な限り反映し試算した。

新規採用職員の扶養手当は、配偶者あり（13,000円）として試算し、通勤手当は5キロ未満（2,000円）として試算した。

期末・勤勉手当の役職加算率については、平成21年1月時点の率で試算した。

④共済費

共済費率は、21年度の料率で試算した。

年金追加費用については、各年度の給料月額の年総額に60.3/1000を乗じた額を一般会計共済費に加算した。

(単位：千円)

人 件 費	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
職 員 給	556,266	546,718	559,336	544,314	549,285	552,959	555,062
諸手当(退職手当を除く)	403,889	289,369	284,937	273,616	275,985	277,715	278,379
共 済 費	189,982	208,353	220,311	216,655	218,468	219,757	220,068
退 職 手 当	109,151	121,965	235,208	73,403	121,818	148,310	141,055
計	1,259,288	1,166,405	1,299,792	1,107,988	1,165,556	1,198,741	1,194,564

歳入科目の解説

町 税	
*町 民 税	個人町民税、法人町民税
*固 定 資 産 税	固定資産税（土地、家屋、償却資産の所有者に対して賦課する税） 国有資産等所在市町村交付金（県営住宅、国有地の貸付資産、国有 林野の土地に対して課する税）
*軽 自 動 車 税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車 の所有者に対して課する税
*町 た ば こ 税	製造たばこの売渡し又は消費等に課する税。課税は、卸売販売業者 等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合に、製造たばこの当 該売渡し等の小売定価及び売渡し等に係る製造たばこの本数を基 礎として卸売販売業者に課せられる。
地方譲与税（国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税）	
* 地方揮発油譲与税	道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路税は、平成 21 年度か ら地方揮発油税に改めら目的税から普通税に変更された。これに伴 い地方道路譲与税も、地方揮発油譲与税に改められるとともに、道 路に関する費用にあてなければならないとする用途制限が廃止さ れた。
* 自動車重量譲与税	自動車重量税法により、国税として徴収される自動車重量税の収入 額の 4 分の 1 に相当する額を都道府県を通じて市町村の道路財源 として譲与されるものである。 譲与金の算定方法は、一つは市町村に譲与すべき額の 2 分の 1 の額 を市町村道の補正後の数値の延長に按分した額とし、残りの 2 分の 1 の額は市町村道の補正後の面積に按分した額を配分するものと される。
利 子 割 交 付 金	利子割は所得に対する課税であるため、市町村民税所得割に相当す るものとして、利子割交付金制度が設けられている。道府県は、市 町村に対し、利子割額の 95%の 5 分の 3 相当額を市町村の個人道 府民税額で按分して交付する。
配 当 割 交 付 金	平成 16 年 1 月 1 日以後に支払いを受ける一定の上場株式等の配 当に対しては、他の所得と分離し、県民税として「配当割」が課税 される。納入された配当割から事務費（5%）を控除した後の 10 0 分の 68 に相当する額を市町村に交付されこととなっている。
株式等譲渡所得割交付金	平成 16 年 1 月 1 日以後に発生する源泉徴収口座内の株式等の譲 渡に対して、他の所得と分離し、県民税として「株式等譲渡所得割」 が課税される。納入されたか株式等譲渡所得割ら事務費（5%）を

控除した後の100分の68に相当する額を市町村に交付され
こととなっている。

地方消費税交付金

地方消費税は、条例によって都道府県が課する地方税であり、消費税と同様、広く消費に負担を求める消費課税である。
都道府県は、精算を行った後の金額の2分の1に相当する額を地方消費税交付金として都道府県内の特別区及び市町村に対して交付額の2分の1を人口で、他の2分の1を従業者数で按分して交付することとなっている。

自動車取得税交付金

自動車取得税は、都道府県の目的税とされていたが、道路特定財源の一般財源化に伴い、平成21年度より目的税から普通税に改められた。これに伴い市町村に交付される自動車取得税交付金も用途制限が廃止された。交付金の額は、道府県に納付された自動車取得税から徴税費の額を控除した額(100分の95とされている。)の70パーセント相当額を市町村に交付するものである。

地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性質を有する財源として、国から地方へ交付されるものです。地方特例交付金の総額は、各年度の恒久的減税による総減収見込額の4分の3に相当する額から、たばこ税の一部の地方への委譲による増収見込額及び法人税に係る地方交付税率の引上げによる措置額を控除した額とされている

地方交付税

すべての地方公共団体に対して、それぞれの財政需要に即して必要な財源を確保するために、国民の負担とする租税を国と地方公共団体のそれぞれの財政需要によって配分することにより、地方公共団体の財源保障を確保するとともに地方公共団体に与えるべき財源のうちの一部についての地方公共団体の財源調整制度として行なわれているものが地方交付税である。しかし、これは国庫支出金のごとく、特定の事務、事業の経費に当てることが義務付けられ、その用途が限定されているものではなく、交付された地方公共団体の一般財源として使用されるものである。

地方交付税法第6条第1項により地方交付税の総額は、所得税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、法人税収入の100分の35.8、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入見込額の100分の25の額と定めている。

地方交付税は普通交付税と特別交付税とに区分され、その比率は94対6とされている。

*普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体について、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政

需要額が、同じくあるべき税収入としての基準財政収入額を越える額（財政不足額）を基礎として交付される。（基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 普通交付税）

* 特 別 交 付 税

普通交付税の基準財政需要額の算定方法によって、捕捉されなかった特別の財政需要がある場合、基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入がある場合、普通交付税の算定期日後に生じた災害等のため、特別の財政需要がある場合にこれらの事情を各地方公共団体に考慮して交付されるものである。

交通安全対策特別交付金

現下の激増する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に要する経費に充てるため創設された財政制度であり、道路交通法第128条第1項の規定により納付される交通反則金に係る収入見込額から郵政取扱手数料相当額、通告書送付費支出金相当額を控除した金額が都道府県及び市町村に交付されるものである。

交付金の交付額の算定は、各地方公共団体の区域内における過去2年の警察庁調による交通事故発生件数（人身事故に限る。）の平均値、最近の国勢調査による人口集中地区人工及び前年4月1日現在における国土交通省の道路設置現況調査による改良済道路の延長（規格改良済道路延長から有料道路の供用延長を控除した数値をいう。）の3つの指標により算定される。

交付金は、地方公共団体が行なう単独事業で、横断歩道橋、歩道、道路標識、踏切道の舗装、救急自動車道路標識、反面鏡、区画線等道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用にあてなければならないものである。

国 庫 支 出 金

国は地方公共団体に対して負担金、補助金、交付金、補給金、委託金等各種名称によって支出金を交付している。これらを総称して国庫支出金と呼ぶ場合もあるが、一般的には、地方交付税交付金等のように用途が特定されていないものを除外し、特定財源としての性格を有するものを指しており、地方財政法18条に規定する「国庫支出金」はこの意味で用いられる。

国庫支出金には、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類される。

都 道 府 県 支 出 金

都道府県は、市町村や各種団体あるいは個人に対して、法令の規定に基づき又は行政上の必要によって、負担金、補助金、委託金の交付をする場合がある。これらの都道府県の支出金を指して広義に都道府県支出金と呼ぶ場合もあるが、法令上の用語としては、市町村に対する支出金をいう。

都道府県支出金には、都道府県が自らの施策として単独で市町村に

交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。
都道府県支出金は、国庫支出金と同じく負担金、補助金、委託金に区分される。

財 産 収 入	財産収入とは、地方公共団体が有する財産に係る貸付け、私権の設定、出資、交換又は売払いによって生ずる現金収入をいう。ただし、行政財産及び公の施設の使用に係る使用料は含まれていない。 財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうが、それ以外の財産的価値のある資産について現金収入を生ずる場合を含むことがある。
寄 附 金	寄附金とは、ある者が、他の者の行う一定の事業に要する経費に充てるために、相当の反対給付を受けることなく、金銭又は特定の財産を給付することで、民法上贈与と呼ばれているものである。
繰 入 金	地方公共団体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表わす用語として、繰入金という用語を使用している。 繰入金には、特別会計繰入金、基金繰入金があり、特別会計繰入金とは、病院会計、水道事業会計等特別会計からの繰入金がある。基金繰入金には、財政調整基金取り崩し繰入金、学校建設基金取り崩し繰入金、各種貸付制度繰入金等がある。
繰 越 金	一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額を繰越金という。繰越金は決算上の純余剰金である純繰越金と前年度から繰り越された歳出予算の財源に当てるべき繰越金の2つに分けられる。
諸 収 入	地方公共団体の一般会計における歳入予算の計上科目の一つで、特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称で、おおむね次の内容となる。 延滞金、加算金及び過料、預金利子、公営企業貸付金元利収入、貸付金元利収入、受託事業収入、公益事業収入、雑入がある。
町 債	町債は、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。 地方公共団体の歳出は、町債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合とか、収益的な投資のように将来の住民にも経費を分担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には、町債を経費の財源とすることができる。